

令和7年第2回龍郷町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 6 月 1 0 日

令和7年第2回龍郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 一般質問

1. 徳永義郎 議員 P 3－P 27

3. 得田要一 議員 P 27－P 36

4. 伊集院 巖 議員 P 36－P 60

5. 前島克幸 議員 P 60－P 68

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	前島克幸	2番	得田要一
3番	長谷場洋一郎	4番	平岡馨
5番	久保誠	6番	隈元巳子
7番	圓山和昭	8番	伊集院巖
9番	徳永義郎	10番	前田豊成

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川畑進弥 書記 岡江敏幸

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典	町民税務課長	大山輝史

副町長	則 敏 光	建設課長	勝 林太郎
会計管理者	大 司 直 美	農林水産課長	迫 地 政 明
教 育 長	碓 山 和 宏	生活環境課長	屋 浩 仁
総務課長	大 司 孝 博	土地対策課長	里 園 一 樹
企画観光課長	勝 元 隆	教育委員会 事務局長	松 尾 昭 宏
保健福祉課長	久 保 岳 大	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	大 司 昭 二
子ども子育て 応援課長	加 藤 寛 之		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（平岡 馨議員）

おはようございます。

ただ今から、令和7年第2回龍郷町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平岡 馨議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、前島克幸議員及び得田要一議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（平岡 馨議員）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より6月12日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの3日間に決定しました。

△ 日程第3 一般質問

○議長（平岡 馨議員）

日程第3、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

最初に徳永義郎議員の一般質問を行ないます。

○9番（徳永義郎議員）

町民の皆様、おはようございます。

梅雨の時期で暑い日々が続いていますが、熱中症など体調管理には十分留意されま
すようお願いいたします。

これから自然災害、台風や大雨等の発生が予想されます。

災害情報などに留意され、いち早い避難をお願いいたします。

それでは、先に通告しました一般質問へ移らせていただきます。

1 番目に会計年度任用職員について。

会計年度任用職員の採用に向けた選考基準はどのようになっているのか。

2 番目に、定年退職の制度は導入しているのか。

2 番目に地域振興公社について。

現在の地域振興公社の職員の業務内容や処遇はどのようになっているのか。

3 番目に、公共施設の維持管理について質問いたします。

日曜日の新聞に大きく載っておりましたが、どうくさあや館の改修と温泉源の活用について、現在の計画どおり進められるのか、また、再度検討されるのかお聞きいたします。

4 番目に子育て支援について。

これは前にも一度質問しております。

屋内のほうはありますが、雨天時の屋外でのファミリー層の憩いの場の計画はないのかどうか、再度質問いたします。

5 番目に福祉行政について。

高齢者や単身世帯の安否確認についての取り組みはどのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

6 番目に、私も議員に成り立てのころからずっと質問しておりますが、総合運動公園の整備について。

平成25年第2回定例会において質問していますが、整備計画は現在どのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○竹田泰典町長

おはようございます。

徳永議員から6項目について質問事項がございましたので、順次お答え申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁いたします。

1 項目の会計年度任用職員について、1 点目の会計年度任用職員の採用に向けた選考基準はについてのご質問にお答え申し上げます。

令和7年度の会計年度任用職員の採用につきましては、書類選考を基本に、定員超過の職種につきましては、面接試験を実施したところでございます。

また、一般事務職につきましては、小論文及び作文の提出を求め、書類選考の参考としたところでございます。

次に、2点目の定年退職の制度は導入しているのかについてのご質問にお答え申し上げます

会計年度任用職員につきましては、地方公務員法で定める非常勤職員になりますので、定年制は適用されておりませんが、本町の会計年度任用職員の採用にあたりましては、年齢を考慮した選考としておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2項目の地域振興公社について、現在の地域振興公社職員の業務内容や処遇はどのようになっているのかについてのご質問にお答え申し上げます。

一般社団法人龍郷町地域振興公社は、今後の業務拡大による人員体制の整備に伴い、本年4月より事務所を役場から町集選果場へ移転し、専属職員を配置したところでございます。

また、各課で会計年度任用職員として任用していた公共施設の管理作業員を地域振興公社へ集約し、業務の効率化を図ったところでございます。

業務内容は、従来の作業体系を引き継ぎ、これまでの農業部門の7名に加え、町道班が3名、農林道・公園施設・教育文化施設班が4名、自然観察の森班が1名、水道施設班が2名、合計17名が従事し、公共施設の管理作業等を行っております。

処遇については労働基準法に基づき、地域振興公社独自の報酬体系や就業規則に沿って、労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めているところでございます。

次に、3項目の公共施設の維持管理について、どうくさあや館の改修と温泉源の活用について、現在の計画どおりに進めるのか、また再度計画を検討されるのかについてのご質問にお答え申し上げます。

どうくさあや館の改修工事につきましては、当初、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、温泉掘削費用を除き、デジタル機能をふんだんに盛り込んだリノベーションを計画していたところでございます。

本年3月定例議会における一般質問や総務厚生常任委員会、議員有志の勉強会、町民と語る会などでも説明してまいりましたとおり、昨年10月に発足しました石破政権下で新たに制度化されました、新しい地方経済・生活環境創生交付金（通称第2世代交付金）を活用しまして、1階に温泉施設と多目的室を、2階に屋内遊戯スペースとファミリーサポートセンターによる子育て支援拠点を充実させ、多世代間の交流のきっかけを創出し、人の流れを生み出すなど、地域資源の温泉源を最大限に活用した計画に変更したところでございます。

次に、4項目の子育て支援について、雨天時の屋外でのファミリー層の憩いの場の計画はについてのご質問にお答えいたします。

本町で雨天時の屋外で使用できる全天候型の多目的施設の計画は、現在のところご

ございません。

屋内の施設で、今年度から地域子育て支援拠点施設として、龍瀬へき地保育所を開放し、未就学の児童とその保護者を対象に交流の場を設けてございます。

また、令和9年度には、保健福祉センターどうくさあや館2階に屋内遊技場を設け、雨天時ものびのびと子どもが遊べるスペースを設ける予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、5項目の福祉行政について、高齢者や単身世帯の安否確認についての取り組みはどのようになっているかについてのご質問にお答え申し上げます。

平時及び緊急時における安否確認については、住み慣れた地域で安心して暮らせるために大切な取り組みと考えており、基本となるのは「自助」であり、その後に「互助」、「共助」、「公助」で支える体制づくりが求められているところでございます。

その中の「互助」の部分で日頃より中心になっていただいているのは、民生委員や地域の方々の見守り、サポートであり、高齢者や単身世帯の安否確認として欠かせない存在であります。

次に、「公助」の部分では、龍郷町地域包括支援センターにおいて、町内の65歳以上の高齢者を対象に実態把握調査訪問を実施し、体調や生活面の困りごとや緊急時に対応できるよう、緊急連絡先の確認等を行っており、必要に応じて、定期的な訪問や支援につなげるなど対応を行ってきております。

また、そのほかに「食の自立支援（宅配）サービス」での安否確認や、緊急時の備えとして「緊急連絡票の作成」、「緊急通報システムの設置」等を行なっているところでございます。

なお、総務課では、各集落の自主防災組織へ個別避難計画の作成をお願いしているところでございます。

どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上で1回目の答弁といたします。

○碓山和宏教育長

6項目の総合運動公園の整備について、平成25年第2回定例会においても質問していますが、整備計画はどのようになっているかについてのご質問にお答えいたします。

令和5年度に、運動公園整備構想ワーキングを立ち上げ、3回の会議を開催し、令和6年11月26日に龍郷町公共施設等総合管理委員会に報告がなされたところでございます。

報告の内容といたしましては、既存の陸上競技場及び野球場整備についての提案と、新たに多目的広場の設置について検討するよう提案されております。

また、駐車場整備、テニスコートの移設及び4面コートへの拡充について、さらに

多目的広場ではグラウンドゴルフも実施できるように整備することを検討する旨、申し添えられておりました。

この報告を受け、町全体のハード整備事業の中で優先順位をつけ、必要な事業から順次実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、最初の会計年度任用職員について質問いたします。

質問事項の1と2、重なるかと思っておりますので、どちらかわかりませんので、対応のほうをよろしく申し上げます。

この件につきましては、3月定例会で久保議員と長谷場議員からも質問がありましたが、同じ質問であれば前言ったとおりでかまいませんので、そのとおりで答弁していただければかまわないと思います。

まず最初にですね、この会計年度任用職員の採用につきましては、今回から作文も一部取り入れたとありましたが、どのような判断をされたのか、そして何名でその判断をしたのか、説明をお願いしたいお思います。

○大司孝博総務課長

今の徳永議員のご質問にお答えいたします。

作文についての判断につきましては、総務課の当時の総務課長と当時の課長補佐であります私のほうで確認して判断したところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

今の答弁ですと、課長と課長補佐で判断されたということですが、副町長、町長の判断は仰いでいないのかどうか、説明をお願いしたいと思っております。

○大司孝博総務課長

総務課内で確認して、それを町長、副町長に答申した形で、あとは書類選考をまた総務課のほうで行なっていったというところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

さっきの答弁書にも書いてありますが、会計年度任用職員は、地方公務員法の服務に関する規程がおそらく適用されていると思いますが、その規程の中身を職員はある程度理解されているのかどうか、そういう説明もされたのかどうかをお願いします。

○大司孝博総務課長

服務規程につきましては、令和2年度にこの会計年度任用職員の制度が導入されまして、その令和2年度の当初の段階、当時の臨時職員でありました職員の方に説明会を行ないまして、地方公務員法は適用になるということで説明したところでございまして、あとは毎年任用した際に任用条件通知書をお渡ししますので、その中に服務規

程の適用があるという文言が記載されております。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

募集や任用にあたっては、できる限り広く募集を行なう、また適切な募集を行なったうえで、競争試験または選考により、客観的に能力実証を行なう必要がある。

本町でも町内一円に、集落放送やホームページを使ってやっておりますが、それ以外で何か周知徹底やっていることはあるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○大司孝博総務課長

今の質問にお答えいたします。

職員を募集する際には、議員がおっしゃったとおり、防災無線とあとホームページで周知を図って募集を行なっているところがございますが、それでも来ない職種につきましては、ハローワークのほうに募集を依頼して、ハローワークをとおして町外の方が来た例とかがございます。

○9番（徳永義郎議員）

わかりました。

あれは防災無線ではないはず、一般放送で理解してよろしいですね。

防災は災害のときに放送するものであってなかなかできませんので、ぜひその付近はお図りを願いたいと思います。

それで、地域の方々は65歳定年とまだ思っている方が多いようです。

これは徹底されないのはおかしいかなと私自身は思っております。

議員の中のほとんどの方もですね、65歳で定年かなと思っております。

私は、令和2年にこの制度が活用される前から、会計年度任用職員の制度が始まるから準備してくださいと、町長には何度も質問をしております。

そのときに、ある程度定年制は入れたがほうがいいのではないかという話もしましたが、そういうのは自分で判断するからいいだろうという話も多くあって、なかなかできなくて急にこのような形になっただろうと思います。

本来ならば採用するのであれば令和6年度の募集時の3月に、私はこのことは説明しなければならないだろうと思っております。

それでは、私たちがこのことを知ったのも去年の12月からがうすうす聞き始めのことだったので、その令和6年3月から同年12月までの定年制度はないんですけど、その導入に至ったプロセス、経緯を、ぜひどういう形で進めていったのか、説明をお願いしたいと思います。

○大司孝博総務課長

今のご質問にお答えいたします。

令和6年度に入りまして、町長、副町長を含め、総務課長と人事のほうで協議をずっとしてきたところでございますが、その中で、やはり65歳以上の会計年度任用職員につきましては、身体的負担や業務の効率化を考慮したうえで、任用の制限を設けるべきじゃないかという話になってございます。

それで11月に新たに令和7年度の募集をかけようという判断の中で、65歳をある程度の基準として、正規職員も定年延長で65歳が退職となっておりますし、再任用職員につきましても65歳が最後の任用のラインになってございますので、それを考慮したうえで65歳をある程度のラインとして決めたところでございまして、それでもなかなか応募がない職種につきましては、それを越えて任用した例もございます。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

大まかに65歳で切ったということで、定年者はないという理解で現在のところよろしいですね。

地域の方にもそう言われたらそう説明しないと、皆さん今回のことで、ああ、65歳で定年かなと思われている方、またそういう理解をされていない方もたくさんいらっしゃいますので、その付近はしっかり説明をされたほうが私はいいのではないかと思います。

その中で、この中で、私も会計年度任用職員の中で、いろいろな方が、国民年金の方、厚生年金、それから入れば共済、そちらの方々もおられました。

そして厚生年金は、共済年金を長く掛けられた方は、65歳で満額定年された場合に年金が多くて、私は心配もないだろうと思います。

国民年金を40年間一生懸命まじめに納めた方でも、65歳で定年になると、前も久保議員からも話がありましたが、最高で6万5,000円です。

もらっている人の話を聞くと、3、4万円の方が私は多いかなと思っております。

どうしてかという、大学でたときに2年間猶予措置があったりとか、いろんなその中で、会社で厚生年金に入らなかったか、いろんな時代を経てきていますので、その付近の考えがなかったのか、受給されている方への、私は今、定年者がないので、この配慮などがその話し合いの中でなかったのか、これは公務員目線で考えている私は定年制だと思いますが、その点について説明をお願いしたいと思います。

○大司孝博総務課長

質問はちょっとずれるかもしれないんですが、65歳のそのラインにつきましては、昨年応募をかける前に65歳に該当している会計年度任用職員につきまして、各課長から来年、令和7年度の任用については、そういった年齢も考慮されるというような説明をしてくださいということで、各所属長から対象となる職員には説明があったと思

っておりますが、それで今、徳永議員がおっしゃる、65歳を超えてでも国民年金だけの受給の方とかいらっしゃるということで、確かにそのような方がこの龍郷町内には多数おられるかと思いますが、夜警さんとかそういった方については、65歳を超えても任用しているところをございまして、あと単発的に日額でお願いしたりする場合に、65歳以上の方をお願いしたりとか、そういった形で町のほうでは雇用をしているところをございます。

○竹田泰典町長

今、総務課長が説明したとおりですけれども、ちょっと補足をさせていただきます。まず、65歳という会計年度任用職員に協力を求めた要因というのは、今、説明をしたとおりでございます。

ただ周知の仕方は、主管課に課長をとおし、課長会をとおして、幹部会の中で、来年度からの選考はこのようにしていきますよということで通知を差し上げました。

そういう状況の中で申し込みをとったわけですけれども、65歳以上も申請がありましたので、その中で選考という形をとらせていただいたということをございます。

ただ、専門職、あるいはどうしても埋まらなかった部分については、先ほど申し上げたとおり、仕事が動きませんので、そこはまた今までの職員にお願いしたり、また、担当課長の意向を聞きながら、業務が遂行できるのか、そこらあたりを調整をしながら進めてきたということをございます。

今後、当然高齢化社会の中で、この65歳が妥当なのかどうかはわかりませんが、正規の職員が役職定年、さらには再任用という形で、65歳まで何とか頑張っていたかどうかということで協力を求めていますので、正規の職員と同じように、会計年度任用職員についても65歳を基準として考えていきたいと。

ただし、先ほど申し上げたとおり、地方公務員法の中でやっている状況の中で、定年制というのは適合しないという国の判断もありまして、このような形になっているところをございます。

今後、これが今の年金支給が65歳が次々引きあがっていくと、やっぱり定年も違って来ると推測できるわけですけれども、その際はまた町民の皆さんにそこをしっかりとし、人材の確保に努めていきたいと思っているところをございます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

町長もいろんな質問の際に、地域資源を生かすという言葉が必ず載っております。地域資源は物だけじゃなくて人も大事な大きな一番の地域資源だろうと思います。その中で、やっぱりいろんな特殊な技術を持っている方もその中には含まれていた

だろうと思います。

例えば車の修理ができたりとか、実際に機械の修理ができたり、そういうのも勘案されないとはとんどうまくいかないのではないかと私、思っております。

その中で、今まで地域事業に貢献してきて、頑張ろうかと思って、最後ぐらいは地域のほうに頑張ろうかと思ってやってきた人が、一気に辞めていくとやる気をなくして、私は将来的に生活保護などに移ったほうがもっと心配しております。

その点もぜひ勘案されて私はやられたほうがこれからもいいだろうと思います。

その中で、やっぱり給与も上がったのも一つの原因かなと私は思っております。

いろいろな話もあちこち聞きましたが、その中で、会計年度任用職員に対して多くの処遇改善がなされ、それに伴い、令和6年の人事院勧告に伴う給与改定に要する経費の中で、地方財政計画ありますね、その中の一般行政経費に反映されていると私は思っております。

それが地方交付税としてどれだけ今、反映されているのかどうか、私が最初調べたときは、任用職員の金額は1億8,000万円ぐらいでした。

その次の年は2億4,000万円ぐらいは必要だろうという枠をしておりましたが、それに対して今は3億円かちょっとかかっているかなと思いますが、今どれぐらい実際交付税として反映されているのか、おわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○大司孝博総務課長

すみません、今、手元に資料がございませんので、後ほど調べて回答したいと思います。

○9番（徳永義郎議員）

ぜひ、大事なところには大事な人を使うという、やっぱり残してやるところはしっかり残してやっていくことも大事ですので、やっぱり資源がなくなる、人の資源がなくなることは一番怖いことですので、ぜひその付近は勘案されてやっていただきたいと思っております。

続きまして、同じです地域振興公社について質問いたします。

答弁書にもありますが、地域振興公社に前の会計年度職員も10何名か行っております。

ここで聞きたいのが、地域振興公社で独自の報酬体系や、就業規則に沿って労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めていると思っております。

会計年度職員から公社へ行かれた方々のを比べると、その会計年度任用職員と公社に行ったときにどれだけ大きく違いがでてくるのか、大きな違いがあれば説明をお願いしたいと思います。

なければないでかまいませんので。

○迫地政明農林水産課長

昨年度まで会計年度任用職員から今回公社のほうへ移った方々への処遇ということでございますけれども、公社のほうで今、その給与体系については、会計年度任用職員並みの給与体系を維持しております。

ですので、今回新規に入った作業員については、任用職員の最初の給料、号給に当てはめてございます。

その中の処遇につきましてですけれども、町長の答弁でも申し上げましたとおり、社員の就業規則、こういったものに基づきまして、社会保険につきましては、協会けんぽに加入することになっています。

それから通常の年金、雇用年金、これを入れることになっております。

大まかに会計年度任用職員から移行したことについてのマイナスというのは、大きなものはございません。

以上でございます。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、各自治体には多くの地域振興公社があります。

本町も最初は耕作放棄地の解消を目的として事業を開始しただろうと思います。

これに町道班や農林道班、公有施設、教育文化施設の10名ぐらいが異動してきました。

それに伴いまして、その事業があとで、私は将来的にはどのようにこの公社をやっていきたいのかどうか、今までの耕作放棄地自体の解消だけではなくて、これだけの人が行っていますので、どういう将来像を持っているのか、説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

地域振興公社は令和2年度に設立しまして、その設立当時は、まずは農業部門を先行して進めていこうという町長の意向がございましたので、先ほど議員がおっしゃったとおり、耕作放棄地の解消、後継者育成、あるいはそういった農業振興をまずは先行して行なっているというところでございまして、今年度から作業員も入ってきました。

そういった形で業務もどんどん増えていこうと思っております。

農業部門については引き続き、来年度にかけまして敷料生産施設、あるいは堆肥生産施設、こういったことで農業部門についても充実、強化を図っていくという流れでございまして、それと併せまして、別の部門についても今後いろいろと取りかかっていくとなっております。

ご存じのとおり、定款のほうにはいろいろな様々な事業を行なうことができるよう

になっておりますので、これについては今後の町施策に応じて、町長の意向が反映される、これは町民の意向も併せてでございますけれども、そういった形で適宜改善していくと、組織を再編していくということになろうと思っております。

○9番（徳永義郎議員）

公社の場合は今までどおり予算も組まれていますが、その残り役場の作業員から行った方については、各課からいろいろ今、予算の委託費がでておりますが、これも今までどおり、その委託費でやっていかれるのかどうか、別にまた組み替えるのかどうか説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

令和7年度の当初予算につきましては、例年どおりの各課のほうで管理作業を行なう経費として組まれていたものを、今回管理委託料という形で公社と契約しておりますので、これについては例年どおりの予算と考えております。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、これは人・農地プランを作成、実行してこれまでやってきましたが、令和5年4月1日に法制化をされた農業経営基盤強化促進法、地域計画、それにより高齢化や農家戸数の継続的な減少が進み、地域の方々が守り続けてきた農地を次世代へ引き継ぐために、地域農業の将来のあり方を各地域で話し合い、私たちも参加しておりますが、地域計画を義務づけて目標地区を作りながら、持続可能な農業を目指すことでやっておりますが、本町の地域計画を定めた地域とか、どれぐらい達成されてくるのか、将来的にどの年度までにある程度のしっかり基本的なものをやっていきたいのかどうかを、説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

地域計画でございますが、これは昨年度全地区、本町の場合は人・農地プランというのが以前ございましたが、これも8地区ございましたけれども、この8地区全てにおいて地域計画を昨年度策定しております。

地域を申し上げますと、秋幾、嘉渡、龍郷それから龍瀬、浦、大勝、戸口、赤徳、この8地区でございますが、これについては今後話し合い活動というのを基本にしながら、随時地域の実態に併せて見直し、更新が行なわれるものと感じております。

○9番（徳永義郎議員）

8地区に分かれておりますが、おそらく龍郷町も重点品目を重点的に主にやっただろうと思っておりますが、前も新しい品種の導入などないのかどうかもお聞きしましたが、地区によってはこの品種がいいとか少しは変わってくるだろうと思っております、地区によって、そういう計画もその計画の中に入っているのかどうか、全体を一緒にして重点5品目なら5品目だけをやっていく計画なのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

います。

○迫地政明農林水産課長

地域計画というのは、主に何と申しますか、地域の課題、そういったものを掘り出して、これをどうやって解決していこうかというような趣旨でございまして、新しい品目とかそういったものの検討というのはその中には入ってございません。

ただし、地域ごとにこういった作物を今後推進していきたいという意向が地域であれば、そういったものも取り入れていくことは可能だと考えております。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、地域振興公社で車両や備品の管理、または耐用年数を過ぎたものの処分はどのようにしているのか。

各課で管理していたものが、そのまま作業車両とか草刈り機等が向こうに行ってるのかなと思います。

自治体で管理なのか公社で管理なのか、今どういう体制をとられているのか説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

主に機械類については、当然町の財産として財産登録はされております。

公社のほうに比較的小さな備品、草刈り機だとかチェーンソーとか、そういったものについては公社のほうにそのまま引き継いでいるという状況でございます。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、公社の備品ではなく自治体の備品、現在のところ理解でよろしいでしょうか。

公社として備品を管理するのか、それとも自治体としての管理になってくるのか。

○迫地政明農林水産課長

小さな備品については公社のほうで管理していくということになります。

○9番（徳永義郎議員）

やはり公社であっても自治体であっても町民の税からでているあれですので、ぜひ管理には十分気をつけられて、やっぱり雨の降るときには置かれる倉庫とか、屋根だけでも造ってもらえるようなシステムを、屋根がつくとだいぶ持ちもいいたろうと思いますので、その付近もぜひ、町長が話すときにぜひ入れてもらうような形を、急遽でもかまいませんのでぜひ、私は管理が一番大事かなと思います。

同じ車でも車庫に置く車と置かない車、耐用年数もだいぶ違ってきますので、ぜひその付近は、おそらく職員からも希望があるだろうと思いますので、そのときは早急に対応できるような形をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○迫地政明農林水産課長

その大型の機械につきましては、今でも選果場が事務所となっているところで、その中に格納しております。

それでもあふれるようなものであれば、当然仮設のものといえますか、しっかりした屋根付きのものを整備したいということも今、考えているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

ぜひ公社がしっかりなって、地域農業を支える中心的なやつになって、本当な個人的にできるのが一番いいだろうと思いますが、今、龍郷町内なかなか進んでいませんので、そこはしっかりやっていただければいいかなと思います。

今度の教育民泊にも農業体験をさせるような場所もやるはずですので、おそらくそこに子どもたちは興味を示すだろうと思いますので、その付近はぜひよろしく願いいたします。

次に、公共施設の維持管理について。

どうくさあや館の改修と温泉源の活用について、現在の計画どおり進むのか、また、再度計画を検討されるのかについて質問いたします。

日曜日の新聞にも大きく載って、もう始まるという計画がなっておりますが、私たちもそんなに特別説明を受けたわけでもありませんので、再度お聞きしたいと思います。

私は、これは老朽化といいますけれども、できたころから雨漏りなどされて修理が大変ということで、私も何度か質問したときには、もうその質問してくれるなという話もありましたが、その中で、新しく新築した場合は、今、議長でおられる平岡議長のほうから前に質問があったときに、13億円ぐらいかかるだろうという新築でございました。

今だったらもうちょっといくかなと思います。

改修の場合は8億4,000万かな新聞に載った額ででておりますが、私は、その中で温泉源を活用しなければ補助金が出るのか出ないのか。2分の1補助になっておりますが、その付近はどのようになっているのか説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

今の質問にお答えします。

第2世代交付金の中では、地域の資源を最大限に生かすという条項があります。

それに基づいて計画を立てたところでございますが、その中で温泉源は必要であろうと、それがなければ採択されなかったものと思っております。

○9番（徳永義郎議員）

私は、どうくさあや館の改修は新築したほうがいいだろうと前からずっと思っております。

最初に雨漏りしたのも原因ですし、奄美の豪雨災害の時に完全に水没していますので、機械とかメンテナンスはだいぶ悪くなってきているだろうということでしたが、今度は改修のほうで入っております。

改修に対してはおそらく補助金がほとんどないだろうと思っております。

それで温泉源を活用した場合に、補助金が2分の1出るという私は理解ですけど、それでよろしいでしょうか。

○久保岳大保健福祉課長

改修のみということになりますと補助金は付きません。

温泉源、先ほども言いましたように、地域資源を最大限に活用したということで採択になったものと思っております。

○9番（徳永義郎議員）

私たちもどうかさあや館の建物と、やっぱり温泉源とは分けて考えたいなと思っております。

どうかさあや館を新築に変えて、その中で、私は現在でも入浴される方が、サウナ利用者が私は多いだろうと思います。

せっかく温泉を活用するのであれば、身体のメンテナンス、リハビリできる場所とか、学生が年間をとおして水泳が練習ができる、温水プールなどの希望が多いと私はあちこちで話を聞いておりますが、そういう話はきていないのかどうか、説明をお願いします。

○久保岳大保健福祉課長

今の質問にお答えします。

先ほどありましたように、サウナが良いのではないかということだと思っております、一部の施設ではサウナの目的の利用者が増加しているということも聞いております。

また一方では、温泉をメインにした利用客も増えているという情報もございます。

温水プールはどうかということになりますけども、今の施設を改修するとなると、そこに温泉プールとなりますと、広さ的にも、また金額的にもかなりかかると思っております。

ですので、総合運動公園を含めて、広域的に考えて計画していければと思っております。

○竹田泰典町長

徳永議員から温泉プールの話がでましたけれども、まず、以前温水プールという話で相当議論が深まったところですけども、本町としては断念という形になりましたが、今回まず、今のところは電磁波で温泉源があると、8割の可能性があるという状況でございます、その湯量、1分間に100リッターから150リッターという形のように

ですけれども、今後掘削をしないとどれだけの容量があるのかというのは定かではないと思います。

ただ、私、一番思っていることが、次の質問にもありますように、総合運動公園の話もありまして、そういう状況の中で、今後掘削をしてどれぐらいの湯量があるのかというのを調査をしなければ、一概にこれを計画というわけにはいきませんで、まず掘削に単独ではなかなか難しいと、2億円という話がありましたから、2億円の状況は厳しいという状況の中で、何とか改修を、どうくさあや館の改修は、以前のデジ田交付金と、デジタルの関係で整備をしようということで、国に申請をしたり要望を申し上げたところですが、先ほど担当課長からありましたように、私からもありましたように、地域の資源を活用して賑わいをつくるということで、今回、第2世代交付金の採択を受けていくという形になっていますから、ぜひ町民の健康増進、さらには相乗効果として観光客、近隣の市町村からも入浴していただければ、何とか現在の1,700万円の赤字を少しでも押さえ込んでいけるんじゃないかという考え方で進めているところでございます。

この温水プールについては、今後の課題になってくるだろうと思います。

また温水ではなくて、龍郷町には町営のプールがございませんので、今、小学校にプールがあるわけですが、中学校になりますとプールがありません。

そういう状況の中であり、直営のプールにも今後考えていかなければならない状況にあると認識をしているところでございます。

どうぞご理解を賜りたいと思います。

○9番（徳永義郎議員）

それもわかります。

現在、戸口のプールが今回から利用ができないという、下の地盤がだいぶ緩んで、改修も難しいだろうということ、大勝のプールが一番古いのではないかと思います。

子どもたちもたくさん使われています。

その中で、公式の25メートルのプールではない、戸口のほうが25メートルの正式のプールでした。

秋名のほうにもありますが、秋名もだいぶ老朽化が進んで、この前、防水対策をやられたかなと思っております。

町長の今の考えでは、温水プールも温泉の量によってはやるかもわからないという話ですが、可能性はあるということですよ。

また新しく作り替えなければいけないということでもありますので、それに対してまた予算も結構かかってくるだろうと思いますが、私はその中でどの自治体も公共施設の維持管理を集約化が叫ばれているだろうと思います。

近隣自治体との絡みもおそらく言われて、その補助金も今、出ている状態、おそらく出ているかなと思うんですけども、それも出ていると思います。

私は、島育ち館も含めた複合施設としての活用は、議題としてあがらなかったのかどうか。

人の交流を含めるのであれば、そこも入れていく必要が多く、地場産もあります、地域資源で作ったものもそこに出てきますので、そういう話し合いはその中でも出てこなかったのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○則 敏光副町長

最初のころは、島育ち館のあの場所にどうくさあや館、島育ち館、そういった複合施設を造ると、一緒に造るという計画もございました。

その当時もやはり10数億円の金額がかかるという試算もありまして、それに対しての補助事業というのが奄振事業とか、そういったものしかなくて、今のような改修に補助がつくという第2世代交付金とかそういうのがございましたし、デジ田交付金の話もありませんでした。

その関係で奄振しかないということで断念したという形です。

そのうちにどうくさあや館が最優先課題となったと、雨漏り著しいということで、そこをまず先にしようということになって、どうくさあや館が優先、そのあとに今度は温泉の話がでてきてまして、温泉の電磁波調査をしたら、どうくさあや館、テニスコート、相撲場のその周辺が一番出やすいという結論もでましたので、今に至るといって形になっております。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

その話は私たちも理解はしております。

もともとは島育ち館のところに温泉が出た場合は、一番いろんなことで役に立たないということでしたけども、あそこは20%もいかないぐらいの出る確率しかなかったので取り止めになったのだろうと思います。

その中で、温泉を利用した、どこに行っても足湯とか、どんな人でも一緒に使える、気軽に使える足湯とか、それと屋内遊技場スペースも整備計画にありますが、私は、これは何歳までを対象に遊具種類を年間をとおして使えるのかどうか、今どれぐらいまで使えるのかどうか、小学校高学年とかなかなか使えませんので、何歳までを対象にされているのか説明をお願いしたいと思います。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

どうくさあや館の屋内遊戯施設のことだと思いますが、まず0～5歳児の施設等は144平米を考えています。

あと、また児童、小学生が使うスペースということで、216平米の広さを使って遊戯室を造ろうと考えております。

○9番（徳永義郎議員）

遊戯スペースを子育て支援のため使うといいますけれども、同じく瀬留の新しい保育所も使われるという話も出ておりましたが、その中で、子どもたちを遊びに連れて行くのは土日、祭日だろうと思います。

そのときもオープンにしているのかどうか、その間は閉鎖しているのかどうか説明をお願いしたいと思います。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

龍瀬保育所ですけれども、龍瀬保育所が空いている時間を利用して、地域子育て支援拠点をやっていきたいと考えております。

その中で、今、どうくさあや館で行なっている子育てサロンとか、保健センターの開放を引き継いでいこうと考えております。

○9番（徳永義郎議員）

家族が子どもを連れて遊びに行くのは土日、祭日だろうと思います。

その日に開かなければ何の意味もないかなと思っておりますが、その点をもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

まず、その施設ですけれども、施設の対象が交流の場ということで、確かに土日だと考えますが、土日、現在のところは空いている時間を利用して、まずどれぐらいの利用者数があるのか、まずそういうのを見ながら、また土日の開放は考えなければならなかったらそっちのほうも考えていきたいと考えております。

○9番（徳永義郎議員）

まだ考えていないということですが、普通私たちが考えたら、土日開けるのが普通ではないかと私は思っておりますが、子どもを連れて遊びに行くのは土日、祭日だろうと思います。

そこが決まっていない時点で、そのやり方は、私は少しおかしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

土日の利用に関しては、どうくさあや館の屋内遊技場の利用を考えているところで

○9番（徳永義郎議員）

何回も言いませんが、ただ、いつでも使えるような施設大事だろうと思います。

やっぱりいつでも利用できるようにしないと、子どもたちも使って、親も入るのも

気を使っただけで何の交流の場所にもなりません。

向こうに行くと気分が晴れたり、子育て支援で少しでも援助があるような形になるような形の施設が私は一番大事かなと思っております。

このあとにも質問が入っておりますが、その時点で話しますが、私は、一番この施設の中で、配置が2名配置されていると聞きましたが、その子どもたちの遊戯スペースの中で、2名では私は無理だろうと思っております。

その中で、もう答弁は要りませんので、主な目的の中で、子育て支援員を配置で、育児支援を充実、出生数の増につなげると文章の中で説明書の中でありました。

このことも本当に私は大事だろうと思います。

しかし、若い世代は現在の生活、将来への不安が大きく、所得の向上と生活しやすい環境をつくることも、私は大事ではないかと思っております。

これから、ちょっと耳にしますと、認定こども園に移しかえて造り替えるという話もあります。

それから、令和15年には大きな事業が、市町村でクリーンセンターの建て替えもありまして、予算だけでも本町の予算規模の4倍から5倍ほどの予算がついてきます。

それを5市町村で、人口とか案分、それから搬入量で割って、どれぐらいになるかわかりませんが、今までの返済よりだいぶ多くなっていきます。

その点も心配しております。

そうやっていくと、どうしても子育て支援の予算が減らないように、私はぜひやっていきたいと思っておりますので、そのへん、町長、よろしく願いましてこの質問は終わりたいと思っております。

次に、同じく子育て支援つなぎますが、今、説明あったのは全部屋内のスペースです。

私、前にもこの質問をしていきました。

これはなぜかという、離島甲子園で町長も一緒に車に乗ってまわったんですけども、3会場で野球をしましたが、真ん中の会場のほうで雨で、雨天でできなくて、なんかそうしたときに屋根だけ付いた建物があって、そこで子どもたちがキャッチボールしたりするスペースがあって、予算もそうかからないと、壁がなく屋根だけのやつだったので、これはぜひ子どもたちが砂場で遊べるような感じの施設を造ってあげたほうが、遊具もそんなに要りません。

そういう感じで私は造っていただきたいと思って質問をしましたが、これに対してはなかなか予算も確保もそんなに大きくないと思っておりますので、町長、そのあいだに何か考えられたのかどうか、そのまま忘れてしまったのか、説明をお願いしたいと思います。

○竹田泰典町長

徳永議員から忘れたのかとご指摘を受けているところですけど、決して忘れたものではありません。

離島甲子園に1回出場した際に、対馬に伺いました。

対馬の中にそのような施設がございました。

それで徳永議員とも、確か同じだったと思うんですけども、こういう施設もあっていいねえという話で進めてきたんですけども、決して忘れたことではなくて、将来子どもたちがしっかりと、年相応にできるようなことも想定しなければならないということは、今でも思っているところですけども、まずは既定の公共施設をしっかりと整備をして、そこらあたりに新しい考え方も持っていく必要があるんじゃないかという考え方で今、進めていることとございまして、徳永議員と話したことは決して忘れてはいません。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

覚えとって安心しました。

テツの料理のことしか覚えていないのかなと思って心配しましたが、その中で、前にもいろいろ話もしましたが、子どもたちは砂場があれば遊べます。

大人は道具がなければ遊べません。

ですから子どもたちのいろんな能力を伸ばすためにも、屋外の、やっぱりコロナのときにわかりました。

やっぱりソーシャルディスタンスがなければ、なかなか子どもたちは外で遊べないので、そういう雨の日の雨天時の遊び場所というのは皆さん希望されていると思いますので、これは早急に私は対応する必要があるだろうと思いますので、ぜひその付近はお願いしたいと思います。

時間もきておりますので、残りの二つにいきたいと思います。

これは高齢者の単身世帯の安否確認について、取り組みはどのようになっているのか。

実際にいろいろな取り組みをされてやっておられるだろうと思います。

民生委員の方も地域で一生懸命頑張られて取り組みをされているだろうと思います。

その中でいろいろサポートされているだろうと思いますが、このときにもしかして問題があったときに、どうしても私は民生委員の方が直接なかなか行くことはできませんので、警察との交渉とかいうのも大事だろうと思います。

そういうのはどうされているのかどうか、取り組みがあれば説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

民生委員が行けない場合の取り組みはということだと思いますけども、これまで4月私、入りまして、保健福祉課にきましてあった事例としましては、民生委員が行けないという場合は、うちの包括支援センターから職員がお伺いしまして、警察と対応している状況でございます。

○9番（徳永義郎議員）

警察署のほうも連絡もすぐとれるということですね。

やっぱり一般の方が行くといろいろ問題が起きますので、ぜひそういう場合には警察官立ち会いのもと行ってもらったほうが、いろんな心配も要りませんので、ぜひその付近は密に連絡をとられてやっていただきたいと思います。

それから、今は携帯電話もはやって、各家庭でいろんな固定電話より携帯があって、それぞれ一人ずつ持っているような状態もあります。

その中で、緊急時の連絡として、この答弁書にも書いてありますが、緊急の通信システムを設置とかありますが、これはどういうものなのか説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

今の質問にお答えします。

緊急通報システムというのは、緊急を要して、なかなか自分で電話がかけられないという方もいらっしゃると思います。

そういった方の、例えばベッドの横に、ボタンを一つ押すことによって消防の方と話ができるというシステム、そして、こういった首に下げるタイプもありまして、ここでボタンを押すことによって消防と話ができるというシステムでございます。

○9番（徳永義郎議員）

私もだいぶ前から福祉関係の地域ケア会議とか、そういうのに10年ほど携わっておりまして、その中で、昔は小さな各家庭に役場から提供だったかな、貸し出しとかいうのもあったみたいですけど、今はそういうのはなくて、個人で購入されてやっているのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

緊急通報システムのことだと思いますけども、平成24年度から設置しておりまして、計、今、16世帯のほうに設置しております。

令和6年、昨年度は3世帯に設置したところですけども、1基当たり7万6,000円ぐらいします。

それを町からお貸ししているという状況でございます。

○9番（徳永義郎議員）

貸し出しで、前は25から30ぐらいあるという話だったんですけど、それはまた新品で切り替えて切り替えてやっているということの理解でよろしいでしょうか。

○久保岳大保健福祉課長

切り替えという形にしております。

お亡くなりになられた方もいらっしゃいますので、その場合は戻していただいて、ストックは必ず1基は町にストックしといて、要望があったら貸し出すということにしております。

○9番（徳永義郎議員）

この質問の最後になりますが、総務課では各集落の自主防災組織、個別避難計画を作成しているだろうと思いますが、この進捗状況はどのようになっているのか、全集落終わっているのか、それともまだ何パーセントぐらい入っているのか、説明をお願いしたいと思います。

○大司孝博総務課長

今の徳永議員のご質問にお答えいたします。

個別避難計画、自主防災組織は町内の20集落のうちの19集落、屋入と浦が一緒になって組織していますので19組織がありまして、その中で個別避難計画が策定されている組織というのがまだ三つしかございません。

あと個別避難計画についても町内のそういった要援護者、要支援者につきまして、23%ほどの進捗となっております、ちょっとまだ進んでいない状況なんですけど、令和5年に要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例というのを制定しておりまして、その中で、要支援者につきましての情報につきましては、本人からの同意も得ることなく情報を提供するというような条例の中身となっておりますので、そのへんは災害発生する際には、自主防災組織にそのへんの情報を提供してまいりたいと考えております。

○竹田泰典町長

大変この高齢者、あるいは障がい者の皆さんの安否確認というのは大変重要な問題でございまして、我が町はこれまで防災計画というものを町のは持ってございます。

しかし、町のを一括でこの集落を全体を網羅するというのは不可能でございまして、今、担当課長からありましたように、深く地域に自主防災組織というものを組織化させてもらっています。

そういう状況の中で、その自主防災組織がしっかりとその地域のそれぞれの集落の状況を把握していただいて、見回りあるいは町民の安心安全につなげていきたいと思って、今、自主防災組織に力を入れているわけですがけれども、最終的には、地域防災計画、龍郷町の防災計画はあって、その下の中に地域防災計画というものを、地域の

皆さんでつくっていくという制度にやっていきたいということで、今、自主防災組織の活動を推進させてもらっているところでございます。

先ほどありましたように、これがなかなかうまくいわずに、うまくいかないというんじゃないで、すでに三つの自主防がそういう域にきているという状況で、これを19自主防災組織がしっかりと、それぞれの地域はそれぞれで守っていくんだということをしかりと計画に盛り込んでいきたいと思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○則 敏光副町長

今、先ほど大司課長が申し上げた個別避難計画3カ所というのがありましたけども、まず、自主防災組織は20集落、浦と屋入が一つになっていますから19の集落全部で成り立っているんですけども、その下に自主防災組織がつくる、今、町長が地域と申しあげましたけども、地区です、地区防災計画というのを、各自主防災組織はつくらなければならないとなっていて、地区防災計画は今、三つの集落しかできておりません。

さらに個別避難計画、総務課長が3カ所と申しあげましたけども、個別避難計画が確実にできているのは、嘉渡集落の一つだけです。

秋名集落、円集落はほぼできているんですけども、様式がちょっと古いものですから、新しい様式に変えればほぼ確実にできます。

秋名、幾里もほぼできるんですけども、個別避難計画までは今後の課題、非常になかなか進んでいないというのが現状でございます。

以上、訂正させていただきます。

○9番（徳永義郎議員）

個人の6,000人ぐらいの計画を作るのもなかなか大変だろうと思いますが、中にもいろんな方もいらっしゃるって、協力もなかなかできない方もいらっしゃると思いますが、理解を求めて少しでも前に進めるようお願いしたいと思います。

時間もきておりますが最後の質問です。

この総合運動公園の整備について、さっきも言いましたが、私も平成25年第2回、初々しいころに質問をしていましたが、そのころもいろんな整備計画、公園整備も含めて、今あるとおしめ公園の整備も含めて話しておりますが、そのころはとおしめ公園という話もなく、あとからそこに入ったような感じで、最初は奄振事業を使ってりゅうがく館もやるということで、それがだめで、都市計画に載せたときに2事業以上やらないとできないということで、このとおしめ公園ができたとは私は理解しております。

その中で、私も議事録をずっと久しぶり見ましたら、平成25年、今回、平成26年の

3月、同じく平成26年の6月、平成28年6月、令和元年の12月、令和2年の12月、令和5年の6月やっております。

最後はスケートボード場の設置を町長にお願いしましたら、良いことだからやるような雰囲気、オリンピックもあって、日本選手の活躍もあって乗り気だったんですけども、そのころからトーンがだいぶ落ちてまして前に進んでおりません。

その中で、ここにも書いてありますが、多目的広場ではグラウンドゴルフ場のあれは計画に入っているようなんですけども、私は前から長雲峠で買ったあの場所を借りて、グラウンドゴルフ場はすぐできるんじゃないかと思っておりますが、町長は、向こうまで行くと時間が長いからだめとか、いろいろな話がありましたが、その点についてはいかがでしょうか。

○竹田泰典町長

今、徳永議員から、グラウンドゴルフ場の提言がございました。

グラウンドゴルフ場については、今、民間がやり、また町のグラウンドを使用したりしているところなんですけども、大変貴重な意見ですけれども、20町歩の取得をいたしました。

いろんな形でこれからこの問題については議論を深めてやっていかなければならない問題だと思っているところでございます。

いろんなことで、生かし方というものを理解、並びに町民の皆さんと、いろんな議論の中で進めてまいりたいと思います。

スノボですか、あれについては今、頓挫しているところなんですけれども、なかなか具体的に話もできていないというのが現状でございます。

大変、前は乗り気であったんですけども、まずは金がかかる今の施設の改修に全力を傾けて進めてまいりたいと思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

忘れていないというのは本当助かりました。

ただ、せっかく20町歩買い取りをして町有地になっておりますので、景観もよろしいですし、隣は自然観察の森で、向こうの勾配もほとんどありませんので、ぜひあそこに造ることが、私は自然をそのまま生かしたままの形で私はいんじゃないかと思っておりますので、その付近をぜひお願いしたいと思っております。

スケートボード場につきましては、観光につなげていくだろうと、サーフィンの大会、今、ウィンドサーフィンの大会とありますが、それができないときにスケートボードでやる子もたくさんいます。

観光の一役を担ってくるのではないかと思います。

それと併せて、子どもたちがローラースケートみたいなこんな小さな道具で遊んで、交通事故の心配も私すごく心配しております。何かあってからやるのではなくて、子どもたちの遊び場の一つの提供としても、私が行ったところにやっていたら2、3千万万では単独事業でできただろうと思っておりますので、その付近は理解して、ぜひ前に進められるようお願いしたいと思います。

前から野球場と、これも陸上競技場の話がでておりますが、全天候型のほうにやっ
ていきたいという話もありますが、これは土地の取得がまずしないとなかなか進みま
せんので、土地の取得はやられているのかどうか、まだ建設場所は全然フリーなま
まなのか、説明をお願いしたいと思います。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

町長の答弁でもございましたが、運動公園整備構想ワーキングの中で、土地の問題
についても協議にあがっており、どの土地を取得したらいいのかという協議も進めて
おります。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

どの場所に造るといふ土地のあれはまだ決まっていなくて、白紙の状態はまだわか
らないということですね。

野球場を造るんだらば競技場がある場所でやるんだらうと思っておりますが、野球場
を造るならば別の場所かなあと思って。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

グラウンドについて、陸上グラウンドについては現在の場所をそのまま有効活用し
ていくと。

全天候型の整備につきましては、トラック全体は少し難しいだろうということで、
これも財政のほうと協議ですけれども、100メートルトラックだけでは、100メートル
の直線レーンだけは全天候型にはできるんじゃないかというワーキングをさせていた
だいております。

また野球場につきましても現在の場所を有効活用しまして、グラウンドについては
防球ネットの整備等、そのあたりをしっかりとっていったらどうかということになって
おります。

また、先ほど来ております多目的場の設置については、現在の土地では手狭です
ので、新たな土地を取得して、そこでサッカー、グラウンドゴルフ等できるような形

で整備したらどうかということで、お話をさせていただいております。

○9番（徳永義郎議員）

これで答弁は要りませんが、さっきもちょっと事前の打ち合わせの中で保健福祉課長とも話して、温泉があいたときにそこで運動された方、また学生でスポーツでこっちに合宿にいられて、そこを利用してもらおうかという話もでているんですけども、競技場がしっかりしていないところで、学生の誘致等はなかなか難しいですので、そこを考えて、ぜひ早急に対応できる、お金のかからないやつからいいのでぜひ前に進めていただきたいと思います。

それから、やっぱり町民あつての私は自治体だろうと思いますので、町民の声を聞くこともすごく大事だろうと思います。

なかなか声を発しない人の声を拾う工夫も私は大事だろうと思いますので、その付近はぜひお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

徳永義郎議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

得田要一議員の一般質問を行ないます。

○2番（得田要一議員）

町民の皆様、職員の皆様、傍聴席の皆様、こんにちは、得田と申します。

先に提出しました一般質問通告書に基づき質問いたします。

3点質問いたします。

一つ目、堆肥センターについて。

1、現在建設中の堆肥センターは、来年共用開始となりますので、共用開始に向けた料金体系はどうなっているか。

2番目、堆肥センターを運営していくため、収支の見通しはどうなっているか。

2番目、温泉源活用について。

3月にアンケート結果について説明がありましたが、数値の捉え方について再度説明をお願いいたします。

3番目、住宅施策について。

3月議会において、公営住宅については建て替えをメインに建設していく旨の答弁がありましたが、島外から働くために来島する方や、高齢者用の単身用住宅の建設は考えられないか。

以上、3点を質問いたします。

○竹田泰典町長

得田議員から3項目について質問事項がございましたので、順次お答え申し上げます。

1項目の堆肥センターについて、1点目の現在建設中の堆肥センターは、来年度供用開始となりますが、供用開始に向けた料金体系等の設定はについてのご質問にお答えいたします。

敷料を原料とした良質な牛糞堆肥の利用については、本町の基幹作物であるさとうきびを中心とした推進品目への有機質による土づくりの一環として、反収向上が大いに期待されており、農業所得の向上や循環型農業の実現を目指すものでございます。

堆肥の料金体系については、原料となる牛糞など堆肥生産に係る経費を勘案し、農家負担に配慮しながら、畜産農家や関係機関との協議を経たうえで、適正価格の設定を行なってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の堆肥センター運営をしていくための収支の見通しはについてのご質問にお答え申し上げます。

堆肥生産施設の運営については、敷料生産施設と併せて地域振興公社が指定管理者として運営を担い、年間100日程度の稼働を見込んでいるところでございます。

収支の見通しについては、おおむね堆肥の生産販売量を年間257トン、堆肥の販売価格をバラ売りで1トン8,000円、フレコンで1トン1万円と設定した場合、運搬費等を含め約270万円の収入を見込み、年間収支額は人件費込みで約190万円と試算しているところでございます。

今後、敷料を合わせた料金については、農家負担に配慮しながら、畜産農家や関係者で検討され、具体的な収支目標が示されていくものと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2項目の温泉源活用について、3月にアンケート結果について説明がありましたが、数値の捉え方について再度説明いただきたいについてのご質問にお答えいたします。

温泉源利用に関するアンケートは、1、回答者の年齢、2、温泉掘削費用の2億円が町単独費用になった場合にするか、3、運営コストに関する事、4、料金値上げに関する事の四つの質問に対して回答をいただき、46.4%の回答率でございま

した。

1点目の年齢は、18歳以下がゼロ、19歳から64歳が47%、65歳以上が53%でございました。

2点目の温泉掘削についての質問では、一番多かったのが「温泉も良いが単独費用であれば温泉でない入浴施設のままでよい」の36%でございました。これは裏を返せば補助金が活用できれば温泉でもよいのではないかと読み取りました。

次に、「温泉は必要なので、単独費用でも温泉を掘るべき」が35%で、両方合わせると71%が「補助金があれば温泉源の活用を望んでいる」と判断したところでございます。

3点目の運営コストに関しましては、「収支が赤字であれば温泉にしなくてよい」が58%で一番多く、次に、「現状の赤字額まで圧縮できれば温泉でよい」が29%、赤字額が増えても温泉が良い」が13%で、6割弱の方が収支の赤字に懸念を示していることがわかりました。

4点目の料金値上げにつきましては、「温泉なら値上げは仕方ない」が一番多く48%、「値上げありなしにかかわらず温泉にしなくてよい」が43%、「値上げなら温泉にしなくてよい」が9%の順で、「値上げなら温泉にしなくてもよい」という意見52%でございました。

この結果から、補助金があれば温泉活用もよいが、収支の赤字が懸念材料で、値上げについては約半分の方がやむを得ないと感じていると分析したところでございます。

次に、3項目の住宅施策について、3月議会において、公営住宅については、建て替えをメインに建設していく旨、答弁しているところであるが、島外から働くために来島する方や高齢者用の単身用住宅の建設は考えられないかについてのご質問にお答えいたします。

本年3月議会においても答弁いたしましたが、公営住宅の建設は、既存の住宅の長寿命化を図りながら、建て替えを前提とした方針で進めているところでございます。

本町ではこれまで、いわゆるファミリー向けの住宅整備を行なってまいりました。

現在単身で入居できる資格としましては、60歳以上の方や障がいをお持ちの方などに限られているほか、入居できる住宅の面積も70平方メートル未満のものとなっております。

したがって、今後建て替えについて検討する際には、単身者用の住宅の整備というよりも、単身者も入居できる面積要件を考慮した住宅の整備というものが必要になってくるかと思えます。

しかしながら、住宅の建設には、敷地の確保、事業費、入居者の確保など様々な問題を解決し、検討していく必要がございますので、どうぞご理解いただきますように

お願いいたします。

建設するしないということではなくて、今後意見を十分に拝聴しながら進めてまいりたいということで、1回目の答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○2番（得田要一議員）

堆肥センターについての質問をいたします。

継続事業となる現在、2億9,593万円となっておりますが、今年度、重機その他の購入があると思いますが、総事業費は幾らか、また、町の負担金は幾らか、お願いします。

○迫地政明農林水産課長

堆肥生産施設の事業費でございますが、これはまだ概算ベースでございますけれども、事業費が8,500万円ということで、これは国の奄振交付金、こういうのを重点配分を受けておまして、補助率が10分の7という手厚い交付金をいただいております。

負担ということでございますが、単独起債ということで、これは辺地債を充当しておまして、辺地債はご存じのとおり、元利償還金の8割が交付税措置される仕組みとなっております。

その重機の負担ということでございますけれども、重機も今年度も買う予定はございません。

といいますのは、例えば拡販する機械、あるいは積み込みする機械につきましては、今、所有しております。

これは一つは敷料保管組合というのがございますが、これが深ダンプを持っている。それからホイロローダー、これを1台ずつ持っております。

それから運搬するものにつきましては、ユニック車でございますけれども、これについては公社が今、所有してございますので、こういった負担はございません。

町長の答弁でも申し上げましたとおり、この試算をしたところ、堆肥センターによる町の負担というのは、今後考えてございません。

試算をしたところ、料金設定はこれからでございますけれども、農家の負担を考えますと、農家にも負担を求めることはできないでしょうが、何とか公社の運営費で賄っていけるというところで、町の手出しも今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○2番（得田要一議員）

堆肥が購入できるようになった場合、畑のほうまで配達ができるかとか、また、今の説明の中では、稼働率が100日ぐらいということになってはいますが、これで農家が必要なときにスムーズに堆肥が購入できるか等一点、もう一つは、肥料が高騰緊

急対策補助金ですかね、重点品目とありますけども、何が重点品目なのか、それとまた半額補助の流れについて、どうなっているかお願いします。

○迫地政明農林水産課長

まず、スムーズな運搬、これにつきましては、地域振興公社がその運搬を担うということになりますけども、先ほども申し上げましたとおり、ユニック車がございますので、それに積み込んで、フレコンの場合はそういった形でも運搬はできるということと、あとはバラにつきましては深ダンプがございますので、深ダンプを利用したの運搬ということになります。

これは当然農家のほうに運搬費も計上するわけでございますけども、この運搬費も込みで堆肥の料金設定を考えておりまして、先ほど申し上げましたとおり、先ほどの試算で言いますと、バラ売りで1トン8,000円、フレコンで1トン1万円を想定しているところでございます。

それから、こういった対象者、堆肥を提供を受ける農家の対象者でございますけれども、議員がおっしゃったとおり、重点品目を栽培されている方ということで、中でも、例えばさとうきび振興会に加入している方、あるいはカボチャですとカボチャ部会、あるいは果樹ですと果樹部会、重点品目まだございます。

マコモにつきましてはマコモの生産組合がございますので、そういった重点品目を栽培している中でも、そういった組織に加入している方となってございます。

これはまだ予定でございまして、これは決定しているところではございませんが、どうしても量が限られてございますので、町民全体になかなか行き渡るということは難しいのではないかと考えております。

○2番（得田要一議員）

せっかくでするので肥料高騰で農家の方々が困っておりますので、公平に行き渡るようをお願いいたします。

次に、一番今、町民の皆さんが関心があります温泉源について、先ほど町長から答弁をいただきましたけども、アンケート結果が、町民の意向が活かされていない、健康増進といいながら誰のための温泉なのか。

人口減少が進むなか、将来の子どもたちに借金を残すことになるのではないかと、そういう町民の声が大きいんですね。

それと、先ほど町長が答弁されましたけども、温泉の説明でありましたけども、この71%のこの数字の捉え方、よくよく見ますと、こっちに書いてありますけども、温泉もよいが単独費用であれば温泉でない入浴施設のままでよいと。

ということは別に温泉もいらなくて、とにかく今の現状のままでいいと、そういう方が36%でした。

町単独費用でも温泉が必要だと、そういう方が35%おられました。

そこで一番気になるのは、この合計36%と35%をたして71%になっているんだけど、この町単独費用であれば、温泉じゃない入浴施設のほうでよいと。

ということは、このアンケート調査によれば、町単独の費用が2億円弱かかりますよと、それを前提にアンケートをされているのよね。

それを都合のいいと言ったらちょっと語弊もあるかもわからんけども、今のままでいいという人がプラスするというのが、町民の方々が納得いかないところ。

次に、温泉にしなくてもよいと、58%で一番多く、ということで答弁されていますよね。

それとか、値上げなら温泉にしなくてもよいと、そういう方々が32%おられます。

町長、やっぱり何事も進めるうえででも、やっぱり町民の皆さんの理解がなければ、私はスムーズにはいかないのではないかと、町民の皆さんが一番自分たちはこういう主張をしているんだけど、数字的にはとんでもないと、これは納得いかない、という町民の方が多いんですよ。

それで、何と言っても町民の皆様が主役ですので、どうしても建設を進めるならば、再度アンケート調査をして、町民の皆様が喜んでもらえるような、そういう施設にしていきたいと私は思います。

この言葉は記憶に町長もあると思うんですけども、目配り・気配り・心配り、7年前に私もこの言葉で感動した一人の人間です。

最近めっきり聞かなくなりました。

何事も筋を通すことがうまくいくのではないかと。

そういうことで建設するしないは別に、原点に戻って、町民の皆様を理解してもらおうと、そういうやり方をしないと町が二分化するんですよ、反対派、賛成派みたいな形で。

何のためにそういう温泉が必要かと、そういうことになりますので、そのへんはちゃんと考えてしてください。

○勝元 隆企画観光課長

得田議員はアンケートの調査結果にまだ納得がいてないということだと思います。

まず、この2点目の温泉もよいが町単独費用であれば財政負担を考慮して、温泉でない入浴施設のままでよいという36%でございますけども、あと議員がおっしゃるとおり、このアンケートをとるときは、2億円という掘削費用が単独しかないだろうという形でアンケートをとっております。

温泉もよいが単独費用が補助があれば、温泉もよいがあるとあるので、ここは補助金とか、支援措置がございましたら温泉もよいんじゃないかという形に読み取ったこ

とでございます。

もう一つ、第1回目の温泉の活用のアンケート、これが令和5年の3月に実施しているんですけども、この第1回のアンケートでは、温泉を活用したほうがよいという回答は72%ございました。

今回はこの二つを合わせて71%ということでございますので、ここも併せて温泉源を活用を望んでいると判断したところでございます。

あと3点目の58%、この反対と言っていることでございますけども、2点目の質問で先ほど言いましたけども、支援措置があれば温泉活用自体は賛成というような形に私ども判断しておりますので、温泉自体はよいんですけども、6割の方が収支に赤字の懸念を示しているという判断をいたしております。

ただ、このことに関しても最新の試算では、保健福祉課のほうで試算しているんですけども、料金を値上げしたうえでの収支は、若干黒字ぐらいになるのではないかとというような試算もしております。

また、再三先ほど保健福祉課長のほうからもありましたけども、温泉を活用することで、町民の健康増進、医療費の抑制、あと遊戯スペースによる子育て支援による、これが出生率の向上も上がるんじゃないかと、そういったプラス要因、すぐには数値化できないんですけども、こういったプラス要因が、相乗効果が多いということから、ぜひ温泉を活用したいということを考えております。

もちろん赤字収支とならないように、あらゆる施策は今後協議してまいります。

あと、再度アンケートをとということでございますけども、現在のところ予定はしておりません。

今回こうやって議論になっていきますので、議員の皆さんをはじめ区長、区長会、駐在員会等でも十分に説明をして、理解を深めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○竹田泰典町長

今、得田議員から質問のなか、ちょっと町長、このごろ目配り・気配りがおろそかになっているんじゃないかというご指摘を受けましたけど、いささかもそういうことはございません。

いずれにしても町民の意見をしっかりと聴くという姿勢はいつまでも持っていますけれども、まずは議会の皆さんがどう納得していただけるかということで、いろんな情報を共有しながら進めてきているということでございまして、得田議員がおっしゃるように、目配り・気配り・心配りが薄くなってきているんじゃないかということは決してありませんので、これからもこの基本姿勢というのは、しっかりと守っていききたいと、守ってというよりも実践をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解

を賜りたいと思います。

以上です。

○2番（得田要一議員）

最後になりますけども、町長、確認だけさせてください。

掘削費用、ここでもアンケートでもそうですけども、2億円弱町単独費用がかかりますと、そういうことでアンケート調査をされていると思うんですけども、なんかこの文書を見たら町負担がゼロ円みたいなことにも解釈されますけども、これはどうなっていますかね。

○勝元 隆企画観光課長

当初は交付金も何もかからない、起債もかからないという形ですので、2億円まるまるが町の一般持ち出しということだったんですけども、先ほど言いましたように、このアンケートをとる時点ではそういうことでした。

実際は交付金が活用できますので、1億円は交付金を活用する。

残りの1億円につきましては、過疎債を今、充当しようとしていますので、70%が後年の元利償還金で戻ってくるというような形でございます。

このことについても今日も議員にご説明していますので、この議会をとおして町民の皆様、あと区長会等でもきちっと説明をしていきたいと考えております。

○2番（得田要一議員）

先ほども申し上げましたけども、せっかく町民の例えば健康だとか、人口減少を抑えるとか、いろいろと言葉はありますけども、せっかくですので、何べんも言いますが、町民の皆さんの納得、理解、そういうことをちゃんと踏まえて事業を進めていただきたいと思います。

この件については終わります。

次に、住宅施策についてのことについてお尋ね、お願いをしますけども、子育て支援課ですかね、こっちにも町民と語る会の資料を見ながら私は質問させてもらっているんですけども、保育士とか資格者、今後ますます働き手も少なくなっていくと、そういうことで、どうしても資格を持っている方が必要だと、そういうことで島外のほうから来てもらおうと、龍郷町に契約社員としてもいいですけども、3年契約なら3年契約で来てもらおうと。

そういうことで、引っ越し費用として、新規で400万円を計上されているのよね。

それはすばらしいことだと思うんですけども、どうしても住まいがなければ前に進みませんので、そういうことも踏まえて、町長、もちろんそういう時代になってきますので、やっぱり单身の方もそうして龍郷町で働いてもらう方にとっても、やっぱり住宅はどうしても必要ですので、そういうことも考えてもらって、また、何べんも言

いますが、高齢者のひとり暮らしの方も増えています。

台風が来たらどうしようか、戸締まりもできない、そういう寂しい思いをしている方もいらっしゃると思いますので、再度住宅、町営住宅についてもいろいろとまた考えてもらいたいと思います。

それと60歳以上は町営住宅にも入居できますよと、そういうことで、でも一番決まり事がありまして、70平米以下じゃなければいけませんよと、そう国がされたら、その集落によっては70平米以下の住宅もあるし、ない集落もあるんですよ。

やっぱりどうしてもそういう困っている町民の皆さんに幸せになってもらいたいと、そういう観点からも、今は町は財政もどうかこうにかうまくいってますので、温泉もいいですけども、堆肥センターもいいですけども、やっぱりそういう困っている方々のことも考えてもらって、極力そういう住宅ができるようお願いいたします。

これをもって私の質問は終わります。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

得田要一議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

13時より再開いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時01分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中、徳永議員への答弁につきまして、大司総務課長より答弁がございます。

○大司孝博総務課長

午前中の徳永議員からのご質問がありました、会計年度任用職員の普通交付税措置の額はというご質問にお答えいたします。

令和5年度の会計年度任用職員の決算額としては、報酬と期末手当で2億5,400万円支給しております。

普通交付税の額となりますと、普通交付税には個別算定経費と包括算定経費という計算方法がありまして、この個別算定経費というのが42項目ありまして、これをそれぞれ洗い出していくのは困難なことでありまして、もう一つの包括算定経費のほうで、会計年度任用職員に伴う期末手当、勤勉手当の支給額は算定されてありますので、それについてお答えいたします。

約2,600万円となっております。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

伊集院巖議員の一般質問を行ないます。

○8番（伊集院 巖議員）

町民の皆様こんにちは。

梅雨に入りうっとうしい日が続いております。

体調管理には十分留意され、元気にお過ごしください。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

一つ、防災について、二つ、どうくさあや館の再整備事業について、三つ、総合運動公園整備について、以上、3項目について質問いたします。

1項目めの防災についてであります。

梅雨に入り、集中豪雨による災害発生が心配されるところであります。

また、台風災害の時期も近づいており、不安に思われる方も多いと思います。

災害はいつ起こるかわかりません。

日頃からの備えが重要です。

災害発生時の被害を最小限に抑えることは誰もが願うのであります。

そこで防災について3点ほど質問いたします。

1点目は、防災時の避難所の現状と課題について、多方面からお聞きします。

2点目は、南海トラフ地震で津波が発生した場合の本町への影響と備えについてお伺いいたします。

3点目は、防災訓練の実施状況についてお聞きします。

2項目めは、どうくさあや館の再整備についてであります。

温泉を活用した施設整備が計画されております。

事業内容など町民と語る会などで説明はなされておりますが、温泉源開発そのものに反対される方もいらっしゃいました。

また、アンケート調査のやり方に疑問を抱いている方もおりました。

私の周りでは、今までどおりの風呂でいいのではないか、維持管理費が増大し、財政を圧迫しないかなどと話を聞いております。

そこで1点目、どうくさあや館の再整備事業の内容と効果について。

2点目、入浴施設のランニングコストについてをお聞きします。

3項目めは、総合運動公園整備についてであります。

同僚議員から幾度となく質問されております。

私も以前質問をしております。

総合運動公園整備は、町民の健康増進、スポーツのレベル向上、広域スポーツ交流の場を充実させることなど、生涯スポーツとして環境を提供するものに意義のあるものです。

町民の皆様からの要望も多く聞かれます。

令和6年3月議会において、当局は運動公園整備ワーキングを組織し、協議を行っていると答弁されておりますので、その後の協議状況などについてお聞きいたします。

以上、当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

伊集院議員から3項目について質問事項がありますので、順次お答え申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の防災について、1点目の災害時における避難所の現状と課題はについてのご質問にお答え申し上げます。

災害時における避難所としましては、各集落の公民館や各学校を避難所として指定しております。

台風襲来時などの自然災害の際には、避難所を開設し職員を2名ほど配置して、避難者名簿の作成や災害対策本部との連携など、避難所の運営にあたっているところでございます。

避難所開設の際の課題といたしましては、台風時の避難については停電が想定されており、各集落に発電機を配備してはおりますが、簡易発電機のため空調設備の使用に制限があり、良好な環境を確保することが課題として挙げられています。

次に、2点目の南海トラフ地震が発生した場合の本町への影響と備えはについてのご質問にお答えいたします。

内閣府が示しております南海トラフ巨大地震のモデルケースでは、本町においては、最大震度2、最大津波高5.24メートルで最大津波到達時間は63分と示されてございます。

南海トラフ地震に限らず地震等による日頃からの備えといたしましては、非常用持ち出し用袋の準備や、水・食料の備蓄、また、津波警報等の際に高台へ避難するための避難場所の確認等が考えられます。

次に、3点目の防災訓練の実施状況はについてのご質問にお答えいたします。

町防災訓練につきましては、令和5年度に戸口地区、令和6年度に大勝・中勝地区において実施したところでございます。

今年度につきましては、11月に龍瀬校区及び浦集落を対象に自主防災組織を主体と

した防災訓練を計画しており、関係機関と連携した訓練を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2項目のどうくさあや館の再整備計画について、1点目のどうくさあや館再整備の事業内容と効果はについてのご質問にお答えいたします。

どうくさあや館は、平成6年度に建築され、30年以上が過ぎており、雨漏れ等で老朽化が著しい状況であります。

そのような中、昨年10月に石破政権が発足し、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）が制度化され、龍郷町多世代交流センターとして、温泉源を活用したリノベーションを計画しているところでございます。

その主な内容としましては、1階に温泉施設と多目的室を、2階に屋内遊戯スペースとファミリーサポートセンター等による子育て支援拠点を充実させ、施設利用を通じて子どもから高齢者までが集い、賑わいを創出する計画をしているところでございます。

その効果としては、温泉源活用による健康増進が図られ、医療費の減少や生活習慣病の予防にもつながるものと思っておりますし、また、遊戯スペースや多目的室の有効活用により、子育て支援と児童福祉の充実にもつながり、町の賑わいを創出し、人口削減を抑制する効果が期待できるものと思っております。

次に、2点目の入浴施設のランニングコストはについてのご質問にお答えいたします。

ランニングコストにつきましては、もちろん温泉源の水温によっても変わってきますが、今のところ人件費として1階の入浴施設に5名を配置、2階部分に2名の配置で1,479万円、光熱水費としまして1,495万円、温泉源及びボイラー管理委託料としまして595万円、リース料等として47万円、薬品代として50万円、通信費として5万円、修繕費等積立金として130万円の合計約3,800万円がかかるものと見込んでいるところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○碓山和宏教育長

3項目の総合運動公園について、運動公園整備構想ワーキングでの協議状況はについてのご質問にお答えいたします。

先ほどの徳永議員からのご質問でもお答えいたしました。令和5年度に運動公園整備構想ワーキングを立ち上げ、3回の会議を開催し、令和6年11月26日に龍郷町公共施設等総合管理委員会に報告がなされたところでございます。

報告の内容としましては、既存の陸上競技場及び野球場整備についての提案と、新たに多目的広場の設置について検討するよう提案されております。

また、駐車場整備、テニスコートの移設及び4面コートへの拡充について、さらに多目的広場では、グラウンドゴルフも実施できるように整備することを検討する旨、申し添えられておりました。

この報告を受け、町全体のハード整備事業の中で優先順位をつけ、必要な事業から順次実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

それでは、避難所の設備環境、住環境の整備から再質問いたします。

先ほどの答弁でもわかりましたけども、簡易発電機を備えているんですけども、災害はいつ起こるかわかりませんが、災害の発生時期をみますと、この梅雨時期から台風シーズンの10月までの間が最も多く発生していると思われまます。

平成22年12月の奄美豪雨災害、また、翌年、平成23年の9月には、奄美北部豪雨災害と本町は2年連続豪雨による甚大な被害を受けており、人命まで失っております。

長期間の避難所生活を強いられた方もおられると思います。

過去2回の豪雨災害を踏まえて、避難所における住環境の向上に向けた取り組みは、質問で今日したかったんですが、1回目の答弁でされておりますが、この簡易的な発電機、これはエアコンまで回せるような能力はないと思うんですが、今ある現状の公民館にそういう発電機を配置して、その発電機がエアコンまで回せるような設備が避難所にあるのかお聞きします。

○大司孝博総務課長

伊集院議員の質問にお答えいたします。

町長の答弁でもありますが、各集落に簡易的なLPガスの発電機は配備しております。

それにつきましては、先ほども申したとおり、空調設備の稼働はちょっと困難であります。

一昨年整備した安木屋場集落の公民館につきましては、防災機能を強化した公民館となっております、安木屋場集落においての発電機につきましては、空調設備も稼働できるということです。

ほかの集落については、やはり簡易的な発電機ですので、携帯電話だったり集会所の電気を賄う程度なんですけど、先ほど議員からも質問がありました平成22年や23年のときの豪雨災害のときのように、避難が長期間になった場合につきましては、現在リース会社の発電機等をリースして、それを各集落の避難所に配置して提供しております。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

安木屋場公民館はエアコンまで賄えるような発電機が備えられているようですが、今後簡易的な発電機ではなくて、全集落の公民館にエアコンが賄える容量の大きな発電機を備えていただきたいと思いますが、そういう予算面もあると思いますが、計画はございませんか。

○大司孝博総務課長

来年度、龍郷集落のほうで公民館整備が予定されておりました、そちらの公民館も防災機能を強化した公民館を整備する予定となっておりますので、担当課の企画観光課と協議して実施していきたいと思っております。

そのほかの集落の公民館につきましては、この大型の発電機というのは、大体工事費いろいろ諸々含めて1,200万程度かかるということで伺っておりますので、

また、私ども財政も携わっている所属になりますが、今後の年次的ないろいろな事業をみながら、導入も検討してまいりたいと思っております。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました、何でも予算なんです、予算的なものもありますので、順次予算を計上していただいて、今、聞かれたら新築される公民館にはこういう防災機能の付いた発電機を備えられていくことになっていると思うんですが、そうすると建て替えがまだまだのところは、なかなか後にまわされてしまいますから、そのところは年次的に整備していただきたいと思います。

次に、大規模な災害が発生しますと、大勢の方が公民館ではなくて学校などに避難されると思います。

体育館にもエアコンを備える必要があると思うんですよ、停電時に備え、体育館に移動式のエアコン、発電機を導入するような考えはありませんか。

○大司孝博総務課長

今の質問にお答えいたします。

学校施設の避難所に対する空調設備とか発電機設備につきましては、昨年度、国のほうの、令和6年度の国の補正予算におきまして、学校の空調整備事業の大規模災害の際に、体育館を利用した空調整備事業ということで、令和15年度まで年次的にあるんですが、龍郷町の体育館におきましては、ちょっと古いというところもありますし、どの学校から導入していくか、そういった部分でまだ検討段階にあがっていないものですから、これにつきましては、今後の検討事項といたしたいと思っております。

また、大規模な災害につきましては、避難所は大体今のところはりゅうゆう館を利用しておりました、りゅうゆう館につきましては、今後そのような様々な設備の導入についても検討してまいりたいと思っております。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

ちなみにこの事業を活用したかわかりませんが、静岡県の出雲市ですか、避難所等の小学校の体育館に移動式のエアコン2台と発電機3台を導入しまして、その能力が1,000名をカバーできるようです。

そういうことで今、伺ったんですが、りゅうゆう館、最終的に大規模災害になればあそこに大勢の方が避難されますので、りゅうゆう館の体育館にもそういった形で、補助事業があるのであればぜひ計画させていただきたいと思います。

ということで、エアコンについてはこれで終わりたいんですけども、次、避難所に必要な設備として、すみません、若干戻りますけども、体育館に大型の今言ったエアコンなり発電機を備えて、災害時だけでなくほかのイベントやその他の行事にも活用できると思いますので、ぜひ検討してください。

ちょっと話は戻りましたけども。

避難所に必要な設備として、食料、飲料水、毛布、衛生用品、救急セットのこの備蓄状況はどうなっているのかお伺いします。

○大司孝博総務課長

今のご質問にお答えいたします。

町としましては、消防にある防災倉庫のほうに備蓄食料を蓄えておまして、長期保存水の2リッターでありましたり、あとは野菜ジュースとかスープとか諸々備蓄しておまして、これは保存期間が、令和14年とか令和16年になっておりますが、これについては順次更新して蓄えていきたいと思っております。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

プライバシーの保護対策についてお聞きいたします。

このプライバシーの保護対策は大事なことだと思うんですが、どういった対策を講じられているのかお聞きします。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

台風による避難所の避難は、長くて2、3日でありますので、各集落の公民館で避難をしているところでありまして、現在各集落の公民館には、パーティション等の間仕切りは配備しておりません。

ですが大規模災害による避難となった場合には、先ほど申しましたように、りゅうゆう館のアリーナや各学校での体育館での避難になることも想定されるため、そういった避難所の場合にはプライバシー対策が必要と考えられますので、パーティショ

ン等の間仕切りの確保も今後検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○8番（伊集院 巖議員）

プライバシー保護は大切なことですので、充実していただきたいと思います。

避難所には大きく分けて、指定避難所、公民館、学校ですか、それと指定福祉避難所があるようです。

指定福祉避難所は、災害に一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦など特別な配慮を要する人が避難するための避難所で、指定避難所の開設後に開設される二次的避難所のようなのですが、この町が指定した指定福祉避難所というのは、本町でこういったところを指定されているのか教えていただきたいと思います。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

本町におきまして、指定福祉避難所の指定はしておりませんが、災害時の避難施設に関する応援協定として、福祉施設等と協定を締結しておりまして、4施設と協定を締結しております。

あと、大島特別支援学校のほうとも避難に関する応援協定として締結しております。

先ほど議員からもあったように、指定福祉避難所の場合については、指定された方を避難させるというところもありますが、今、本町でやっております応援協定につきましては、例えば秋名の郷とかにつきましては、秋名地区の自主防災組織において、高齢者に避難の声かけを実施して、秋名の郷に指定されていない方も避難しているということを伺っております。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

位置づけは先ほど私が話したんですが、指定避難所としてはないんだけど、直接避難困難者が秋名の郷ですか、とかに行っても、別に避難を受け入れてもらえるという事で理解してよろしいですか。

○大司孝博総務課長

そのように考えております。

○8番（伊集院 巖議員）

ぜひ弱者に配慮した避難所の開設をお願いしたいと思います。

避難所の質問についての最後に、ペット同室で避難できる避難所の設置は考えておられないのか、また、これまでにこういう要望等はなかったのか。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

昨年末にちょっと団体名は記憶にしておりますが、そういったペットの団体から

町長に、ペット避難所の設置ということで要望は町長室にきた経緯はあります。

そのときにもお答えいたしました。今後そういった部分で検討してまいりたいということでお答えしておりますが、そこが結構大規模なペットの避難所を想定していたところもありますので、そこは私どもの各集落の公民館でそれが対応できるのか、そういった部分を含めて、何回も言っておりますが検討させてください。

○8番（伊集院 巖議員）

奄美市において、新聞紙上でも載っておりますけれども、ペット同室の避難所ですかね、3カ所開設されているようです。

本町においても要望がありましたので、どこか町内1カ所でも選定してもらえれば、日頃からかわいがっているペットと同室で避難ができますので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

次に、南海トラフ地震が発生した場合の本町への影響と備えについて再質問いたします。

先ほどの答弁で、震度が2で最大高さが5.2メートルということに、あと到達時間が63分ということで承っているんですが、最大の津波があれば、本町のほとんどの集落は甚大な被害を被ります。

令和4年1月16日の津波警報の避難後に、避難所のあり方など課題が浮き彫りになったと思っております。

この課題にどう取り組んだのかお聞きします。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

令和4年1月の津波注意報の際に、様々な検討事項というか課題が浮き彫りになってきておまして、そのときの3月の議会でも平岡議員のほうからもご質問があったかと思うんですが、私どもとしましては、ハザードマップを各世帯にお配りしておまして、それに津波の被害の海拔の高さとかを確認していただきたいということで考えておりますが、そのハザードマップにつきましても来年度、令和8年度に見直しを予定しておまして、その見直しの際に各高台のところで、海拔表示の看板もまた改めて設置してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（伊集院 巖議員）

今、海拔表示の話がでたので、あとで質問する予定だったんですが、順番を変えまして、海拔表示も避難所に確かにありませんね。

集落なんかには結構あるんですよ。

できれば途中にもあれば、ここまで来たら大丈夫だという安心感がありますので、

その場所だけじゃなくて、途中にもどこか目立つのがあれば、5、6メートルでありますよという形で表示していただきたいのと、あとこの防災ガイドですか、この中にも津波浸水想定図ということであるんですが、番号がふってあって、そこに表示がされているんですが、何メートルなんかわからないので、次に改定されるときには、ここに、この例えば4番のところは何メートルですよと、そういう表示していただければ、この防災ガイドもかなり見る人も多くなるんじゃないかと思しますので、よろしくお願いたします。

ということで、ちょっと前後したものですから、何ページだっけ、次にお聞きしますけども、次に、津波発生時における消防団の活動についてお聞きしたいんですが、津波発生時における消防団の役割、行動範囲を示したマニュアル的なものが作成されているのかをお聞きします。

○大司昭二大島地区消防組合龍郷消防分署長

お答えします。

令和4年にも津波騒ぎのようなことがあったときにもお聞きされたんですが、そのあとマニュアル化は今のところはされておられません。

町の防災計画と消防団条例その他消防組合等の警備計画に則って、今、訓練を重ねておりますので、これで対応して何か問題があればマニュアル化していきたいと考えております。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

東日本大震災ですか、これで多くの消防団員の方が、公務災害で死亡または行方不明になっております。

消防団員も命を守ることが大事だと思いますので、今言われた指針なり、そういったのに沿って消防団の教育訓練をしていただいて、安全に活動ができるようお願いしたいと思います。

先ほど海拔表示のことでありましたので、ここはいいですね、次に、非常用持ち出しの防災グッズについてお尋ねいたします。

全家庭に配布されたこの龍郷町防災ガイドですか、この中に、備えは日頃の準備からということで、防災グッズについて掲載がありますが、各家庭で防災グッズを準備し、また持っておられるか、備えているか、これを調査したことがあるのかお聞きします。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

各世帯のそういった非常食の備蓄状況についての調査は、現在したことはございま

せん。

○8番（伊集院 巖議員）

ないということですので、町民の防災意識を高めるためにもこういう防災グッズですか、準備状況についてアンケートも必要だろうと思われまますので、できれば調査などしていただきたいと思ひます。

住民一人一人の防災意識の向上を目的に、自治体において、防災ギフトの取り組みや、防災グッズ無料配布、防災グッズの購入補助、事業の取り組みをしているところもあります。

参考までに例を挙げますと、茨城県の日立市ですか、ここでは2021年から全世帯に防災グッズの入った非常用持ち出し袋を配布しているようでございます。

予算面もあると思ひますけども、防災グッズの配布を検討されてはどうかと思ひんですが、どうでしょうか。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

議員から、各世帯へ非常食の配布や非常持ち出し袋等の配布ということでありましたが、現在龍郷町におきましては、自主防災組織のほうに毎年度5万円補助しておりますので、そちらの5万円のほうで、各集落で取得していただきたいということをお、各駐在員会等で申しているところでお。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

非常の持ち出し袋、こういうできたら町のほうで配布していただきたいんですが、予算面もありますので、これは原則個人でやるのが原則でしょうから、せめてこの非常用持ち出し袋のグッズ、これの普及啓発に努めていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

次に、防災訓練の訓練状況については、第1回目の答弁で聞いておりますので、それでほとんどの集落で自主防災組織も組織されているようでお、この活動がどういふ活動をされているのか、自主防災ですので、なかなか自分のところで自主的にやらんとはいけないんですが、そういった防災訓練以外の時期にどういった訓練がなされているのか、そういった把握というか、そういったことは調べているとか、把握されておりますか。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

具体的な活動について最近伺っていないところでおございますが、先日秋名のほうでは、自主防災組織が昨年まで定期的に話し合いとか、集会所でそういった活動とかし

ているということは伺っております。

○8番（伊集院 巖議員）

自主防災組織ありますけども、私たちのところにもあるんですが、なかなかこれが形だけになってしまって、実態に、自主防災組織の組織、そこら付近がなかなか活動しなければ意識も高まらないと思っているんですよ。

そういった中で、先ほど徳永議員の質問であったんですが、個別避難計画ですか、これが嘉渡だけですよね、今、作成されているのは、先ほどの答弁の中で、ほかの集落もこれからつくられると思うんですが、つくりながら、つくられながら、こういった自主防災組織の避難訓練などをやりながら、意識啓発を進めていただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

それと防災無線の整備工事が進められておりますけども、確か今年度で終了かと思えます。

防災無線のスピーカーからの放送、戸別受信機からの放送が聞きづらいという場所もあります。

その日の天候なり風向きでも関係してきますし、災害時には早く正確な情報を提供することで、被害を最小限に抑えることもできますので、避難場所の改修を図りながら整備をしていただきたいと思いますんですが、何回か以前からも難聴地区の解消について質問されていますので、これ今どういう状況なのか、解消に向けて、赤尾木であれば私のいる周りもちょっと聞きづらいとか、電波が入りづらいとかあるんですよ、そういったところを調査されてまた改修されているのか、お聞きします。

○大司孝博総務課長

すみません、今、手元に資料がございませんので、また後ほど回答させていただきますと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

先ほどちょっと質問を飛ばしてしまいました。

先に海拔がでたもんですから。

4月16日の津波避難のあと、いろいろ問題は実際に私も経験したんですが、トイレの問題、寒さ対策、駐車場問題があったんですが、そこら付近で何とか冬場車で、ほとんど車で避難したんですが、寒さは車の中でしのげますけども、トイレ対策について何か講じたことはないでしょうか。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

令和4年1月の津波避難の際に、確か夜中でしたので寒かったことを記憶しております、確かにそのときにトイレがなかったというような声をあちこちから聞いては

いるんですが、その後どこか整備したかといいますと、整備が進んでいない状況であります。

○8番（伊集院 巖議員）

確かに避難場所に常時トイレを設置するわけにもできませんので、例えばその近所とか、そういった高台にある住民の方にそういうときは協力を要請するとか、そういった形でお願いしたいと思います。

実際に赤尾木の名前は出したらあれでしょうけど、いろいろ個人的に防災に関心が高い方がいらっしゃるって、自主的にまわりながら、こういった場合はトイレを無償開放してくださいとお願いしてまわっている方もいらっしゃいます。

町のほうからもよろしくお願ひいたします。

防災についての最後に伺います。

瀬戸内町では、退職自衛官を防災の専門員として採用しております。

これは交付税措置もありますが、本町でもこの退職自衛官を防災の専門員として採用するお考えはないのか、これは町長に直接お伺ひします。

○竹田泰典町長

ご提言のとおり瀬戸内町では、自衛隊OBの方が任用されてやっていますけれども、今、私どもは、先ほども申し上げたとおり、大島地区消防組合の職員と交流という形でやっているところがございます、今後国民保護法に基づく防災、保護、国民保護、さらに防災における保護というところは、若干違うのかなと思ったりしているところですけども、地域に密着した職員がすることが効果が上がるものじゃないかと、私は個人的には思っているところがございます。

いろいろ自衛隊を招集するというのも想定できますけれども、私としては雇用するにあたっては、ぜひ龍郷の出身、あるいは近隣市町村の出身の職員ができればなと思うんですけど、なかなか自衛隊OBの中で、自衛隊のそういう役職を持った方がおられないという今の状況のようです。

今後これはまた議会とも、町民の皆さんにもしっかりと意見を交換しながら、どういう形でやるかというものを想定していきたいと思います。

しかし、現在のところ消防職員の確保という観点からも、消防との交流が一番大事じゃないかなと今、思っているところがございます。

よろしいでしょうか。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

町長お考えがそうであればそれでいいと思いますけども、できれば自衛官の再雇用問題もありますので、できますればそういった形で、自衛官の再雇用についても取り

組んでいただきたいと思います。

防災についてはいろいろ質問いたしました。

ストレスがなく避難できる避難場所について何点か、弱者に寄り添った避難場所の開設、防災意識を高めるための防災グッズ、また地震発生時の要支援者の避難についていろいろ聞き、また提言をさせていただきました。

防災についてはほかにもいろいろありますけども、自助・共助・公助がしっかり連携できるようサポートしていただき、安心安全なまちづくりに努めていただきたいと思います。

防災については以上でこの質問を終わります。

次に、どうくさあや館の再整備事業についてであります。

どうくさあや館の再整備の1点目の、再整備事業内容と効果については、先ほど伺いましたのでわかりました。

島でできる温泉はどういったものかと思ひまして、百聞は一見にしかず、先日、大和村のハナハナの温泉に入ってきました。

景観のすばらしい場所に露天風呂がありまして、高いところから東シナ海を眺めながら、露天風呂そしてサウナに入り、癒されるひとときを過ごしてきました。

ラウンジでは、休憩所、ラウンジでの休憩をとっている方が多くおられて、日曜日でしたので、聞いてみますと、約半日間おられる方もおりました。

ということでなかなか良いところでありました。

そういうことで前置きはこれぐらいにしまして、事業のときに地域資源の温泉源を活用した設備で、町の賑わいを創出し、人口減少を抑制するとあります。

観光客の利用も期待しておられるようですけども、観光客を呼び込むためには、大和村のあれは民間でやっている事業ですので、あそこまでとは言いませんが、それに近い施設が必要だと思ふんです。

ですから、町民の健康増進も目的の一つでありますけども、できれば先ほどもでましたが、温泉プール、休憩のできるラウンジ、食事のできるレストランなど、こういうのを入れていただきたいと思ふんですが、どうでしょうか。

○久保岳大保健福祉課長

ただ今の質問にお答えします。

観光客をどうやって取り込めるかという観点だと思ひますけども、大和村のことはすばらしいということを私のほうも聞いておられて、一日でも居れるという意見も聞いております。

龍郷町はやっぱり、こういった言葉が正しいかわかりませんが、身の丈にあった施策ということで、空港から奄美市の市街地まで通行の便が良い、アクセスがいろ

いろな面で良いという利点があると思います。

そういった点を生かしながら、どういうふうにして観光客を呼び込めるかというのが大事だと思っております。

先ほどありました温泉プールとかおっしゃいましたが、先ほど徳永議員の質問でもお答えしましたが、まずはやはり今の施設内でできる範囲でやるべきではないかという考えであります。

温泉の高さにつきましては、大体50センチから60センチぐらいが普通であると聞いております。

それが運動ができるとか、プールとなりますと、やはりそれに伴う監視員とかも必要になってきますので、さらに財源が必要になってくると考えております。

そういった面で、やはり今の現状に合ったリノベーションを計画した次第でございます。

○8番（伊集院 巖議員）

身の丈に合った整備なんでしょうけども、今言った観光客とか、雨の日とかそういった面で利用される方というのは休憩を目的にされますので、休憩されるラウンジぐらいは備えないと、やはり立ち寄っても時間を調整する、ちょうど私、良いと思うんですよ、隣でありますから、多目的広場みたいな場所あるんですけども、そこはまたいろんな交流の場ですので、そういう観光客を期待するのであれば、ぜひラウンジを備えていただきたいと思います。

午前中徳永議員のほうで、リノベーションと新築等の話がでましたけども、リノベーションのほうが予算面で安くつくということで理解しておりますし、そうした場合に、このリノベーションをしたことによって、建物の耐用年数ですか、これが何年か延びるのか、そういったあれがあるのか、延びるとしたら何年延びるのか。

○久保岳大保健福祉課長

ただ今の質問にお答えします。

結論から申しますと、リノベーションすることによって耐用年数がどれぐらい延びるという国の指針は、現状ではないということをお伺いしております。

ただ言えることとしましては、各省庁にもよりますけども、大体耐用年数、鉄筋コンクリートだと耐用年数が60年から70年といわれております。

その半分が今、経過した段階で、それに今、リノベーションで雨漏り等を防ぐ、そういった面ではまだまだリノベーションで活用していくべきだと判断しております。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

リノベーションをすることによっての耐用年数には関係しないということでござい

ましたけども、今言われたとおり、経過が建てて30年ほどなっておりますし、最長あと30年から40年は使えるということですので、リノベーションでいいのではないかと思います。

2点目の入浴施設のランニングコストについて再質問いたします。

質問に入る前に、先ほどから再確認なんですけど、このどうくさあや館の再整備事業で、温泉の活用を決めたのは、4月に交付金の採択が受けられていますよね。

ということは、4月に入ってこのどうくさあや館の再整備で温泉を活用するということが決定したということで理解してよろしいですか。

○久保岳大保健福祉課長

ただ今の質問にお答えします。

12月の定例議会の一般質問の中でもお答えしたところですけども、どうくさあや館のプロジェクト、温泉のプロジェクトございまして、温泉のプロジェクトの中でも活用すべきだと。

公共施設管理検討委員会の中でも、温泉については活用すべきだという意見がありました。

ただし、アンケート調査の結果と、まずは財源をどうやってそれを確保するかというのが一番課題でありました。

それが12月の石破政権の第2世代交付金が始まってクリアできたと、そういった面では、補助金があったから温泉を活用したというのではなく、もともと温泉は活用する方向にあったものに関して補助が付いてゴーサインがでた。

1月の申請、2月7日までの申請に至ったということでございます。

○8番（伊集院 巖議員）

でしたら申請をして、もし仮にこれが採択にならなかった場合は、温泉をしなかったということで理解していいんですか。

○則 敏光副町長

12月の総合管理委員会、そして12月議会の前田議員の質問には、温泉はいずれやるという町長の意向はありました。

ただし、その時点では補助事業はまだデジ田でしたので、それはデジ田でもし採択になれば一緒にやるのか、あるいは数年後にやるのか、どちらかなんですけども、どっちにしる温泉はやりたいというような意向でしたので、その時点では温泉はやりましょうという方向性にはありました。

そして、1月の17日ごろにですかね、デジ田から第2世代交付金に変わった募集要項が来たのは1月17日で、それから1月末までに出しなさいということでしたので、担当課としては大急ぎで申請書を作って出したのが、最終的には2月の6日というこ

とで、そのときには国の方向性としては、温泉も含めた形での活用ということで申請を出して、その形で内示をいただいたというようなことになっております。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

ちょっとわかりづらかったんですが、私が聞きたかったのは、内示はいつあったんですか。

○則 敏光副町長

内示自体は4月に入ってから、4月の7日ごろ、申請書は1月末、その申請自体もやり取りをずっとやっています、これは1年前からずっとやっておりました。

途中で制度が変わったものですから、さらにやり取りを続けて、1月31日までがやり取りの最終、2月の6日に正式に申請を出したと、それが採択オッケーということになったのが4月の当初です。

○8番（伊集院 巖議員）

今話を整理してみますと、温泉ありきで補助事業は付くもんだということで進めたということになりますよね。

聞きたいのは、4月に採択されて、その段階で正式に温泉源を活用するということが決めたのかということを知っているんですけども、もし採択は申請しました、内示はわかりませんが、ちょっとできませんでしたでしたらどうされたのかということを知りたいんですが。

○則 敏光副町長

1月末までの国とのやり取りの時点で、すでに温泉も含めて採択になるだろうという、国の職員の意見でした。

ちょっと言い方はおかしいんですけども、やり取りの時点でほぼ内諾の状態です。

申請書もその時点で出して、正式な文書で決定が来たのが4月の7日と、ですから、1月末の時点では、温泉としては進めていくという考えで、そのときに同時並行してアンケートも進んでいたと、ただしアンケートについては単費でやるかどうかという話だったと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

アンケートは別に差し置いていいんですけども、私どももあそこの予算審査委員会の中での説明を受けたのが、その中でおっしゃられた話の中では、この第2世代交付金が決定すればやりますよという形で説明聞いたと私は認識しています。

ですから聞いているのは、さっきから、もしこれが採択にならなかった場合はどうしたんですかということを知りたいので、そこだけ答えてもらえばそれでいいんですが。

○竹田泰典町長

この経緯を申し上げますと、さっきもる説明を申し上げたところですけども、まずデジ田交付金でリノベーションをやろうという計画で進めてまいりました。

しかし、このデジ田交付金は、温泉というものは想定できないということで、採択外ということでしたんですけども、私としては何としても温泉は活用したいという意向であったんですけども、その当時は温泉を外して国とやり取りをやっていました。

そういうことで、先ほどる説明があったとおり、その中から国のほうのやり取り、キャッチボールをやっていましたから、地域の資源を活用して賑わいをつくるということは、温泉活用したほうがいいんじゃないかという国からのご指導もあったと私、報告を受けているんですけども、それであれば私はもともと温泉を活用したいということでありましたから、その方向で申請をしたところ認めていただいたということだと報告を受けているところですが、そういうことで間違いないですかね。

○則 敏光副町長

もし採択にならなければ補助が付きませんので、これは単費です。

単費、6億7,000万円単費。

○8番（伊集院 巖議員）

今、町長からあったんですけど、採択にならなければ温泉源活用は諦めたということですよね。

はい、わかりました。

じゃあそこを抑えて聞きますけども、これ今、聞いていたら12月ごろでそういう流れになっているとか、いろいろ話は聞いたんですが、先ほどを繰り返しますが、委員会の中では、4月にならないと採択するかわかりませんと、ですから採択になったらやりますよということを私、聞いています。

多分みんな聞いていると思います。

ですので確認をしたまでですので、そこは間違わずに聞いていただきたいと思いません。

○竹田泰典町長

この温泉問題については執行部だけでできるものではなくて、やはり議会の同意がなければどうしてもできないということで、議会の皆さんには特別委員会のあと時間を割いていただいて、全協で説明をさせていただいたと思います。

そういう状況の中で、私としては、これを採択できるようにしっかりと努力してまいりますと、皆さんの前でお話をさせていただいたと思います。

そして私、それをもとに予算も通過させていただいたと思っていまして、通過もし

ないものを前もって町民に説明するわけにもいかずに大変苦慮したところですが、先ほどありましたように、4月6日に正式に文書でもって採択という形になりましたので、これを受けて、議会には以前に予算という形、あるいは施政方針の中で申し上げたとおりですが、そういうことを受け、町民と語る会、あるいは区長会等に今、説明をし、民生委員会等にも機会あるごとに説明をしているという状況でございます。

今後採択を受けました地質調査、あるいは実施設計という形になりますと、当然契約というのができますから、議会の皆さんとも平面図を開きながら話を進めていくという形になろうかと思えます。

よろしいでしょうか。

○8番（伊集院 巖議員）

いろいろ、どう言ったらいいんでしょうかね、もう執行部としてはやるのが前提で、そして内諾も内々で受けててということで進められてたのは大体感じ方でわかりましたけども、最終決定は採択を受けてからということでよろしいですよ、それがなければやらなかったということでもいいんですか、いいですよ、わかりました。

その中で、いろいろ12月議会とか全協とか話はでていたんですが、その前に、私は町長のほうに要請したと思うんですけども、こういった状況をもう一度全協で説明をしていただきたいという要望をしたのは事実ですよ。

それから全協がなかったもんですから、町長室で私は温泉源について、決まる前ですけども3月でしたかね、4月に入ってから、進めるのであればいろんな意見がありますので、再度全協をもって議員の方に説明していただきたいということも要望しておりましたけども、それがありませんでしたので話しときます。

それは事実ですので。

○勝元 隆企画観光課長

4月6日に内示を受けて、その後ですけども、一度有志の方と、多分あの後だと思うんですけど、そこでこの話は1回して、総務厚生常任委員会ですかね、そこでも同様の説明はさせていただく、ただ全協という形ではないんですけども、その2回は議員の皆様にはご説明はしていると。

○8番（伊集院 巖議員）

確かにそのとおりなんですよ、そのあとに再度、町長の方針を確実に進めるためにも、全員協議会を持っていただきたいということで話をしましたら、総務厚生常任委員会でやっているの、そこを通じて回答しますということでしたんですけど、ありませんでした。

確かに我々は勉強会しましたよ、それはわかります。

ですからその時点でも話を聞いていろいろ質問をしました。

その中でさっきの話を、4月6日の採択になったという話を聞いておりますからいいんですが、これについてはやり取りしても、これで時間きましたのでしませんが、ただ抑えておきたいポイントは、4月の採択を受けて決定したということで理解をしておきたいと思います。

これを3月議会で質問をしなかったのはなぜかという話もありましたので話しておきたいと思うんですが、施政方針の中にもこういう温泉源を活用したとかあればやりたかったんですけども、なかったんですから、多分4月になってから採択があつてからでないとかけないとは思ったんですけども、そういった形で今、6月議会で質問していますので、それはそういうことでご理解ください。

それでは、温泉源の活用でどうくさあや館再整備事業、第2世代交付金を活用し、残りこれ4億円ですよね、約4億円の起債を切るんですが、この有利な起債、過疎債、辺地債があるんですが、この枠がありますよね、あると聞いております。

だからこの影響はないのか、今、現在進行中の町道の整備、新しく考えておられる新規事業などへのこの有利な起債の枠に影響しないのかお聞きします。

○大司孝博総務課長

今のご質問にお答えいたします。

財政的な部分ですので、私、総務課のほうでお答えいたしますが、確かに辺地債、過疎債については、大枠的な部分で龍郷町はこの分というような配分があるんですが、この温泉活用の事業につきましても財政シミュレーションのほうでも想定しております。それにつきましては、先ほど企画観光課長のほうから過疎債というような回答もあったんですが、現在のところ、過疎対策事業債は大体道路事業で配分しております。想定できるのは辺地対策事業債なのかなと思っております。それにつきましては、令和8年度、令和9年度、2回に分けて起債を充てていって、それより起債あふれる部分につきましては、公共施設の基金であったり、そういった基金を活用して整備してまいりたいと考えております。

○8番（伊集院 巖議員）

今年度この設計委託料に交付金が付いておりますけども、来年度以降の第2世代交付金は、自動的という言い方が正しいかわかりませんが、申請すれば通っていくものなのをお尋ねします。

○勝元 隆企画観光課長

これは3カ年の事業なんですけども、今年度分については設計委託と地質調査、一部全てすみません、この調査費については全て単費で行ないます。

来年度以降、これ第2世代交付金ですけども、単年単年で申請になっていますので、

3カ年の枠は持っていますけども、来年度は来年度また申請をする、再来年度はまた申請をして、令和9年度に完了という形になっております。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

どうかさあや館の工事に、建物の本体工事に入る前に温泉を掘ることになると思うんですよね、当然だと思っと思うんですが、これもし仮の話をしてはいけないんでしょうけども、実際に掘りましたと、しかし出ませんでしたとした場合に、交付金の返納とかそういうのは影響しますか。

○勝元 隆企画観光課長

出なかったというのは想定はしていないんですけども、第2世代交付金自体が、今年度というか去年の年度末に創設された交付金でございますので、例えばでなかった場合にどうなるかというのは、今のところ想定はできないと思います。

多分有識者審議会とか、そういったものの中で論議されるものだと思いますけども、現段階では出なかったから交付金の返納等があるかどうかというのは、明確な回答はできないものと考えます。

○久保岳大保健福祉課長

すみません補足させていただきます。

保健福祉課のほうで国のほうに確認しております。

もし出なかった場合はどうかということで、その際には、先ほど今、企画観光課長がおっしゃいましたように、審議員の中で、有識者の中で検討すると回答をいただいております。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

出ることを願っていきましょう。

それでは、どうかさあや館の改修工事による起債発行、入浴施設の今、ランニングコストですか、試算によりますと3,800万円ほどかかるようですが、差し引きの収支は別においとして、これが増大すると町政への財政圧迫になる可能性もありますし、また午前中質問にあった堆肥センターの維持管理費、運営費などを考えた場合に、財政運営が将来的に厳しくならないか心配される場所でもあります。

将来この公共施設の修繕、建て替え、直接は関係ないんですけども、財政に与える影響をお聞きしたくてなんですけども、修繕、建て替え、新規事業、これ主なものを大まかでもいいんですけども、種類なり金額がわかれば、総務課長のほうだと思っと思うんですが教えてください。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

令和8年度以降の普通建設事業の概要としましては、企画観光課で計画されております振興計画に沿って、財政のほうで財政シミュレーションを立てておりまして、今後道路整備事業であったり、どうくさあや館整備事業、あとは玉里の海岸整備事業とかいう部分で、年次的に普通建設事業費が10億円から15億円ぐらい、5、6年推移していくようなシミュレーションになっているんですが、そのへんにつきましても先ほどからあるように、有利な起債、辺地対策事業債であったり過疎対策事業債、あと今年度で終わるんですが緊急防災・減災事業債とか、あと緊急自然災害防止対策事業債という交付税措置の70%交付税措置がある起債を活用して整備してまいりますので、そのへんにつきましては、財政のほうは大丈夫なのかな、交付税頼みの財政運営ではございますが、そのへんは現段階と同様な財政運営になるかと考えております。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

今、聞いた中で、私なりにあとで整理させていただきたいと思います。

気になるのが地方債の額がふくらんでおります。

私がいろいろ過去を調べたんですが、令和3年度で72億円の地方債残高、令和4年度で73億円、令和5年度で72億6,000万円、令和6年度見込みで79億3,000万円、令和7年度見込みが81億9,000万円、前年度から、令和6年度から比較しますと2億6,000万円ほど伸びているんですけども、ちょっと気になったのが、令和3年度と今年度見込みを比較したら、約10億円ほど増加しております。

この中で、これが増加していくと連動して、比例して、実質公債費の率、これも伸びていく、高まっていくのは当然だと思うんですよ。

この中で地方債の増加が一番気にかかるところなんですけど、今日これについては質問しておりませんので、次回財政について質問させていただきたいと思います。

どうくさあや館の再整備事業について聞きましたが、再整備にあたっては、集客のできる魅力のある施設を建設していただきたいのと、この入浴施設のランニングコスト、いろいろ話題になっておりますので、これが将来負の遺産にならないように、精度の高い試算をしていただいて町民に示していただきたいと思います。

これについては以上で終わります。

次に、最後の、時間かなりいってるんですが手短かに質問したいと思います。

総合運動公園整備については、先ほどの朝の徳永議員のほうで質問されておりますので、ほとんど聞くことはありませんけども、その運行公園整備構想ワーキングのどんなメンバーの方がなっているのか。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

総務課、保健福祉課、子ども子育て応援課、建設課、企画観光課、土地対策課、教育委員会より若手のメンバーを一人ずつ出していただきまして、教育委員会事務局の次長、教育委員会事務局の事務局長が入りましてワーキンググループを構成しております。

なるべく将来を担っていく若手の職員が、忌憚のない発想のもと整備にアドバイスができるようにということで、ワーキンググループを行なっております。

○8番（伊集院 巖議員）

若手のメンバーでいろんな意見がでていっているとは思いますが、やはり内部の職員だけですね、それはそれでいいんですけども、どうしても内部の職員だけになると、予算面とかそういうのにとらわれてしまうと思うんですよ、こういう大型プロジェクトですし、すぐすぐできるものではありませんので、何とか外部の方のスポーツをされている方とか、そういう方も入れることも大事かと思うんですけども、いかがですか。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

この構想ワーキングにおいては、基本的な整備の方向性について検討をさせていただきました。

今後この方向性に基づいて詳しい実際の整備の中身について検討を重ねていくと思います。

その段階について外部の方にお問い合わせするかどうかについては、またしっかりと協議させていただければと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

そのようにぜひ外部の方を入れて、悔いのないような施設を造っていただきたいと思います。

このワーキング中で、多分答えてもいつになるかわからないというような答えしかでてこないと思うんですけども、念のために、これ以前からずっと懸案事項で、これが平成23年ですか、これに運動公園基本構想協議会これが設置されておりまして、もうそれからかれこれ14年経っております。

町民の方もサッカー場も整備してくれとか、いろんな要望はあるんですよ、そういった中でかなり先延ばしにされている懸案事項なものですから、これ以上先延ばしにならないように、ワーキングの中でもきちんと早めの整備に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、ここは要望しておきます。

あと、先ほどもあったんですが、徳永議員とかぶっておりますけども、プールも総合運動公園構想の中に入れてもいただいて、どこかその総合運動公園の一部に、今、温泉掘りますので、その近くに温泉を引いてそこに、その時期は温泉引いて競技のときは水を入れるとか、そういった工夫して、かなり予算がかかりますけども、そういったことも考えられてもいいんじゃないかと思うんですね、そういった形で検討されたいと思います。

これも要望です。

あとは、最後になりますけども、国道、県道を朝夕ウォーキングされている方が結構いらっしゃるんですよ、それでこのグラウンドの周りに、グラウンド、りゅうゆう館、その周りにコースを造っていただいて、夜でも、陽が落ちてからでもウォーキングができるように、例えば橋立に外灯をつけて、暗いところにつけて、そういった形でウォーキングコースを造っていただきたいと思うんですが、これは教育委員会、よろしいでしょうか。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

現在、ウォーキングとして活用いただいているのは、りゅうゆう館2階部分の外周部分、こちらも多くのご利用の方がいらっしゃいます。

ただし、ご承知のとおり、やはり屋内のウォーキングになりますので、屋外については環境整備と、どの程度の整備が必要なのか予算も関係するものですので、また教育委員会内、もしくは財政とも協議して、屋外でのウォーキングコースというものも検討させていただければと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

予算面は必ずでてくるんですが、そんなにかからないと思うんですよ、外灯をつけて案内板を作るぐらいですので、先ほども言いましたけどもやろうと思えばすぐできると思うんですよ。

繰り返しますけども、案内板と外灯をつける、そうすると朝夕、朝は別として夕方仕事帰ってきてから夏場など歩いていると、あとはどうしても風呂に入りたくなりますので、温泉じゃないですけど入浴施設の利用高も伸びると思うんですよ、そういった形で、最後に町長にこれをお願いしたいんですが。

○竹田泰典町長

今、グラウンドの周り、りゅうゆう館の周りあたりに、ウォーキングコースはいかがかという提言だろうと思います。

私も大変すばらしい提言だと思っていますし、町民の皆さんが健康増進という形で、そこでウォーキングをやり、ジョギングもいいでしょう、そういうことをし、帰りに

お風呂に入って帰れるという状況もつくり上げることも想定できますので、早い時期にそういうことも計画をしていきたいと思います。

それからもう一つ、今回この事業を展開するにあたって、大変起債残高は増えていると思います。

ただ、皆様にもお知らせしているとおり、我が町はしっかりと見返りがある起債を起こして今、町民の負託にこたえているという状況であります。

ただ、補助事業もお願いして、補助の対象になるような施策を我々としてもしっかりとやって、その裏に起債を充てていくという形で進めています。

ただ、これが影響するんじゃないかという趣旨のご発言だったと思うんですけども、若干起債が上がって、どうしても返済とかいうものに事欠くことになりますと、やっぱり補助事業を中心とした起債をとという形になるだろうと思っているところです。

そういう状況の中に、財源が毎年毎年赤字になったり、ならないように総合振興計画をローリングしながら進めているということでございます。

ちょっと止めていただくわけにはいきませんかね。

実は、何期かやった議員はご存じだとは思いますが、新過疎法に乗ったのが3年前ですかね、私、龍郷町は人口が減らないという状況の中で、人口比率の問題で、減少率で過疎法から卒業という大変厳しい状況に陥りました。

そういう状況の中で、議会の皆さんとも一緒になって、龍郷が何とか残りたいということで、本来であれば、対外的には過疎から脱却というのはすばらしいことなんですけれども、財政的には大変厳しい状況になります。

まず過疎法、過疎が使えないということになりますと、町民の負託にこたえられないというものがでできますから、そこらあたりは十分に今後の課題になるだろうと思っていますけれども、当然向こう10年間、新過疎法の中に乗っからせていただきました。

乗っかるというか対策していただきましたけれども、あと7年しますと同じ現象がまた起こると思います。

このように人口減少率が低い、そういう状況の中で、これからはしっかりとそこらあたりを見極めながら進めていくと。

また、どうしても過疎法から卒業という、晴れて卒業となったときに、やはり町民の負託にこたえるということは、大変厳しい状況がありますから、この7年間のうちにできるだけ町民の負託に対するものについては、過剰気味の起債になるかもしれませんが、有利な起債を充てて、町民の負託にこたえていくというのが、我が行政の今の私の考え方でございまして、今後とも有利な起債をしっかりと把握し、有利な起債を勝ち取るために、各方面に陳情にあがっていくということで、議会の皆さん

のご協力、ご支援を賜りたいと思っているところでございます。

最後に、私、地方交付税は依存財源でありますけれども、私は、この地方公共団体の財源保障制度だと思っています。

ですから、今の中でここ私が首長になって、大体形式収支、大体1億4、5,000万円の黒をだしています。

その中で、前年度でちゃんと基金を積み立てて、さらにそういうものを捻出しています、いろんな角度で、配分が足りないかとかいうそういう批判もあるかも知りませんが、しっかりと財政破綻を生じないように、議会の皆さん、町民の皆さんとしっかりと議論を進めて、施策を展開してまいりたいと思っていますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

今言われたとおり、いろいろ有利な起債の活用とか言われましたので、財政についても次回質問させていただきたいと思うので、そのときまた同じような形で聞きたいと思いますので、今回はこれで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

伊集院巖議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

14時30分より再開いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時30分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

前島克幸議員の一般質問を行ないます。

○1番（前島克幸議員）

町民の皆様こんにちは。

3回目の質問になりますが、まだ慣れておりませんがよろしく願いいたします。

少し楽しいことがありましたのでしゃべらせてください。

先日宮崎から帰ってまいりました。

還暦野球の九州大会で、青島グラウンドホテルに宿泊いたしました。

以前は長島監督のいた巨人軍の1軍合宿所でしたが、今は2軍の合宿所となっております。

それで屋上の露天風呂で福岡の観光客と一緒にになり、私が奄美ですと言うと、確かソフトバンクの大野投手は「奄美ですよ」と、この前の試合を球場で見っていたそうです。

大野投手の投げっぷりがよくて、あれは8回3点差ぐらいまで投げたんですが、投げっぷりがよくて、フォークスファンも負けたけどなんかニコニコして帰ったという話をしていただきました。

私は思わず「彼の少年野球のときの監督だよ」と誇らしくて言ってしまいました。

その福岡の私の妻もソフトバンクの大ファンで、「私は自慢にします」とか言ってくれました。

思わずサインをしようとか言おうと思ったんですが、お互い裸だったのでできませんでした。

誇らしかったです。

これからは町民、郡民、県民をあげて応援していきましょう。

すみません、前置きが長くなりました。

では先に提出しました通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

最初に聴覚障がい者への合理的配慮について質問させていただきます。

1、本町の聴覚障がい者の把握はなされているか。

2、聴覚障がい者への合理的配慮の現況は。

3、今後の対応と課題は。

2項目め、要支援者の避難対策についてお伺いいたします。

1、要支援者の把握はなされているか。

2、要支援者の避難対策は。

3項目、災害時における電動車の活用について。

1、災害時に停電した際、避難所において電動車が活用できるような対策はとれないか。

2、公用車の電動車配置と今後の導入計画は。

以上、3項目を質問いたします。

よろしくお願いたします。

○竹田泰典町長

前島議員から3項目について質問事項がありますので、順次お答え申し上げます。

大変先ほど大野選手のお話を聞いて、ものすごく胸が熱くなったところですけども、我が町からプロ野球選手がでて、このあいだ1軍で当番したところを私も見させていただいたんですけど、堂々たるものでございました。

すばらしい後輩ができたなと思って喜んでいらっしゃるところでございます。

それでは、1項目の聴覚障がい者への合理的配慮について、1点目の聴覚障がい者の把握はなされているかについてのご質問にお答え申し上げます。

本町の身体障がい者につきましては、身体障がい者手帳交付台帳を確認し、把握しております。

なお、身体障がい者は、本年3月31日現在312名おり、そのうち聴覚障がい者55名となっております。

次に、2点目の本町の聴覚障がい者への合理的配慮の現況はについてのご質問にお答え申し上げます。

議員もご存じのように、令和6年4月1日から「事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供」が義務化されており、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思表示がされた場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされております。

今回のご質問の本町の聴覚障がい者への合理的配慮の一つとしまして、コミュニケーション手段であります「手話通訳者等の派遣事業」を鹿児島県身体障害者福祉協会と委託契約を締結し実施しているところでございます。

次に、3点目の今後の対応と課題はについてのご質問にお答えいたします。

龍郷町第7期障害福祉計画における障がい者へのアンケート調査では、「偏見を感じる対応をされた」（61.7%）、コミュニケーションに対する配慮が足りなかった（29.8%）といった意見が多くみられたことから、まだまだ障がい及び障がい者への理解を深める啓発活動や対応が十分でないと考えているところでございます。

今後の対応としましては、まずは社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人との対話を重ね、共に解決策を検討することが重要であり、合理的配慮の不提供や不当な差別的取り扱いが行なわれないよう、障がい者への理解に関する周知徹底や研修等を行なってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2項目の要支援者の避難対策について、1点目の要支援者の把握はなされているかについてのご質問にお答え申し上げます。

避難行動要支援者につきましては、システムにおいて要支援者の状況を管理しているところでございます。

内容としましては個人情報を含め、緊急時の連絡先や要支援者の身体等の状況等となっております。

次に、2点目の要支援者の避難対策はとのご質問にお答え申し上げます。

避難行動要支援者の避難対策につきましては、個別避難計画の策定状況は23%となっております。

台風接近時におきましては、地域包括支援センター職員において、事前に各集落の民生委員やご家族に連絡をとり、要支援者の早めの避難を促しているところがございます。

また、各集落消防団による避難の呼びかけも行なっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、3項目の災害時における電動車の活用について、1点目の災害時に停電した際、避難所において電動車が活用できるような対策はとれないかについてのご質問にお答え申し上げます。

災害時における電動車の活用促進ということで、経済産業省や国土交通省においてマニュアル等が発出されておりますが、本町におきましては、対象となる電動車の配備が不十分でございますので、避難所の停電対策としましては、まずは各集落の避難所に配置しております発動機の活用を考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、2点目の公用車の電動車配置状況と今後の導入計画はについてのご質問にお答え申し上げます。

公用車の電動車配置状況は、現在公用車2台、リース車2台を導入しており、うち外部給電機能が備わっている車両が1台となっております。

今後の導入計画につきましては、外部給電機能が備わった車両購入及びリースを推奨してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○1番（前島克幸議員）

聴覚障がい者が55名いらっしゃるということです。

その中で、中途失聴、難聴者は何人ほどいるのかをお知らせください。

○久保岳大保健福祉課長

今の質問にお答えいたします。

聴覚障がい者に関して、途中で耳が聞こえなくなったとか難聴者というのは、申し訳ございませんが把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○1番（前島克幸議員）

先ほどの町長の答弁でもありましたけども、手話通訳者等の派遣事業を、鹿児島県身体障害者福祉協会と委託契約をされているというお話がありました。

ただ、中途障がい者の方で、手話を理解されている方はほとんどおられません。

あと聴覚障がい者ということで、全国でいらっしゃる方の約20%ぐらいしかその対象にならないそうです。

ということは、難聴の方の対応として、町としてはどう考えていらっしゃるでしょ

うか。

○久保岳大保健福祉課長

今の質問にお答えします。

龍郷町では、先ほどもありましたように、手話通訳者等のコミュニケーション支援事業というのを実施しております。

これに関しては、手話通訳ができる方のみでの対応でございまして、条例上は中途者に関しての要約筆記ということになるかと思えますけれども、それは要項にはうたわれておりません。

ただし、鹿児島県身体障害者福祉協会の方とは、意思疎通支援事業ということで、手話通訳者以外に町が指定する方に関して、要約筆記に関しては契約ができる形になっております。

契約しております。

ただし、先ほども言いましたように、要項では、じゃあそれに対して幾らの金額が発生するかというのはうたっておりませんので、そのへんはしっかり要項を制定していくと。

ただし今の状況では、奄美市が要項を制定しておりますので、奄美市に準じてお支払いをしていくという形をとりたいと思っております。

○1番（前島克幸議員）

聴覚障がい者でもいろいろな方がいらっしゃいます。

昨日飛行機から帰るときに空港の窓口で、筆談でも対応できますというのが書いてありましたけど、役場でもその状況はとっていらっしゃるのでしょうか。

○久保岳大保健福祉課長

筆談のケースもございまして、今、スマートフォンとかアプリもございまして。

そういったもので対応はしたケースはございまして。

○1番（前島克幸議員）

今、久保課長がお答えしましたけれども、窓口対応のための筆談や音声認識アプリの導入とか、ただ導入しただけではだめで、職員研修を少しして、対応できるように窓口を持っていただきたいと思います。

もう一つは、この状況を今、障がいを持っていらっしゃる方が本当にわかっているかどうか、そういう啓発活動とか、今後どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○久保岳大保健福祉課長

啓発活動に関しましては、今、障がいに関する啓発活動、広報紙等では、12月3日から9日の障がい者週間に併せた周知を行っております。

ただし、先ほど来、前島議員がおっしゃるように、障がい者には様々な障がいがございます。

それにどうやって対応するかということが、龍郷町のほうでも職員に職員向けの平成29年1月1日に制定しているところなんですけども、「龍郷町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を制定しております。

これに関して研修会というのは職員向けにはしていないんですけども、民生委員には実施したところでは。

また、手話通訳、窓口対応がどうしても手話通訳等ありますので、手話通訳というかいろいろな聴覚障がい者の対応がございますので、手話通訳も含め、希望者を募って研修会は実施しているところでは。

○1番（前島克幸議員）

あと事業者にも去年の4月から合理的配慮が義務づけられたとありますが、その事業者への啓発運動とか、そのへんはどうされているんでしょうか。

○久保岳大保健福祉課長

先ほども言いましたけども、広報紙等で令和6年4月1日に施行されました障害者差別解消法の改正に伴います合理的配慮の提供義務、これに関して周知すればよかったですけども、特に今のところはしておりませんので、このそういったものも広報紙で周知していけたらと思っております。

○1番（前島克幸議員）

町長もお答えいただきましたけども、合理的配慮の中で、配慮の内容や程度、障がいの特性や周囲の環境、提供側の状況によって異なりますと。

あと過剰な負担、例えばそこを全部なくしてくれとか、こういうのは答える必要はないです。

本当にその人たちが車椅子が通りやすいところぐらいを少し広げるとか、そういうことを事業所に啓発をぜひしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

あと合理的配慮について、本当に広報活動、啓発活動、よろしく願いいたします。

続きまして、これも先ほど来、さっきの伊集院議員もありましたけども、要支援者の避難対策というのが、ちょうど5月の南日本新聞で、5月28日の新聞1面で、要配慮者支援ということで、地域で協力し命を守るということで、始良市は、高齢者要配慮者が災害時に直接避難できる指定福祉避難所を5カ所指定していると。

先ほどの答えでは、指定はしていないというお答えでしたけども、これぜひ協定結んで、相手側にも認識をしていただいて、近い訓練でもしたほうがすぐ取り組めるとは思うんですが、いかがでしょう。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

先ほどの伊集院議員の質問にも答えておりますが、現在指定福祉避難所の指定はしてございませんが、応援協定で協定を結んで、福祉施設に協力を求めているところがございますが、確かに指定福祉避難所も全国的にも増えておりまして、国のほうも推奨しておりますので、今後福祉施設とそういった協議の場を設けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○1番（前島克幸議員）

ここは台風が多くて、停電をすると、というとき家庭で人工呼吸器、吸引機を使用している方も電気がないと本当に生きていきません。

そういう状況の中で、社会福祉協議会では、その人用に発電機の用意はしています。でも1台です。

ですからその対応も含めて、避難所も指定も協力していただけたところを探していただけていただければと思っています。

ただ、そのケアマネージャーさんと、あとは包括の職員さんとで、台風前にはどういふふうにしようと話はしておりますので、そのへんは少しは大丈夫かなとは思いますが、そのへんのことも頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの質問でもありましたので、この質問はこれで終わらせていただきます。

次は、公用車の電動車配置と今後の導入計画のうちの、安木屋場の先ほども質問の中にありました1,800万円発電機、2,000万円、2,100万円ですか、避難所でしたら全部賄えるわけですね。

私なぜこの質問をしたかという、電動車なので1,500キロワットぐらい、とすると1,500キロのうちの大体電気は賄えます。

冷蔵庫も賄えます。

100ボルトのクーラーであったら、あれが大体1,000ワットぐらいですから、それも賄えます。

5日分ぐらいその車で賄えるという状況を私は聞いておりますが、そのへんで公用車で今から順次そろえていくとおっしゃったんですが、拠点となる避難所、先ほどおっしゃった安木屋場があります。

例えば今度は赤尾木、大勝、中勝、拠点となるところはそういう大きい発電機は必要だと思うんですが、私は十分この公用車をそういうふうな活用の仕方をすれば、できるんじゃないかと思うんですが、そのへんのところをもう一回答弁よろしく願いいたします。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

前島議員がおっしゃるように、公用車をそういった給電設備が備わった公用車の活用ということですが、現在1台はリース車両なんですけどございます。

その車両は今まで避難所とか各家庭に持って行って給電した例はございませんが、議員おっしゃるように、手っとり早く電気が賄えるといった部分はありますので、先ほど町長の答弁にもありましたが、今後そういった車両の購入であったり、リース車を推奨してまいりたいとは思っております。

ただし、避難所となりますと、やはりまずは今、備えている発電機ですかね、それでまず電気を供給していただきたいと考えております。

○1番（前島克幸議員）

各公民館に配置をされているのは、ガスでするタイプのやつですね。

ガソリンでするとわりと故障が多くて、ガスはそうでもないのかとは思いますが、でも公用車は毎日乗って使っているから故障もわかるんですよ。

ただ、本当に1年に一ぺんとか点検はするでしょうけども、本当に公用車の使い道を考えて、あと課長も見ていらっしゃると思うんですが、受ける側に器具をつけると大体100万円ぐらいかかるようなんですが、車から直接差し込んでそこを賄えるというような設備もありますので、そのへんのことについても答弁よろしく願いいたします。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

前島議員おっしゃるように、公用車に直接つなげるのではなく、その施設にそういった設備を整備して、分電盤みたいな形で整備して電気を賄うようなこともあるんですが、これにつきましても予算もかかりますし、あと大体幅があって50万円から100万円ほどの工事になるかということをお伺っております。

それにつきましては、今後の課題になっていくのかなとも思っております。

ほかの市町村におきましては、自動車会社とか協定を結んで、そういった車両を配置しているという例もございますので、そこらへんも今後勉強させていただきたいと思っております。

○1番（前島克幸議員）

ぜひ、これは経済産業省と国土交通省が奨励している事業であります。

実際に大きな災害の中で、本当に車が活用されて、メーカーが出して活用されたところもありますので、ぜひそのへんのところをご活用ください。

それと伺いますが、今、奄美の自治体で、これだけ停電が多いのに私は何でこれが

進んでいないのかがちょっと不思議なんです、奄美のほかの自治体の状況とかおわかりでしたらよろしく願いいたします。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

先ほどもちょっと申したところなんです、宇検村におきましては、日産自動車と協定を結んでそういった車両を、村長は乗っているリーフという車両なんです、そういった車を導入したり、あと瀬戸内町のほうで三菱自動車と協定を結んで、そういった災害時に電動車を速やかに被災地に提供できる体制づくりということで取り組んでおりますので、そこらへんを今後勉強させていただきたいと思っております。

○1番（前島克幸議員）

いろいろ資料を持ってきたんですが、相対的に電動車といいですか、電気自動車、それとハイブリッド、4種類ぐらいあって、ちょっと持って来たんですが、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車と4種類ぐらいあるんですが、各々使い方が違いますので、そのへんも公用車は一番災害に適している車を選んでいただいて対応していただきたいと思います。

もう少し準備してきたつもりなんです、午前中と重複した質問もありましたので、早いですがこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

前島克幸議員の一般質問は終わりました。

先ほどの伊集院議員の質問に対しまして、大司総務課長より答弁がございます。

○大司孝博総務課長

先ほど伊集院議員から質問がありました防災行政無線の難聴箇所の解消についてとことのご質問がありましたが、今年度事業の防災行政無線の事業に、この解消事業は含まれておりません。

ですが、各集落の駐在員さんとか民生委員さんとかから、そういった難聴の箇所があるという要望があれば、それに対応してその委託しております業者と協議しまして、対応していきたいと思っておりますのでご理解ください。

○議長（平岡 馨議員）

よろしいですか。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後2時58分

令和7年2回龍郷町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 6 月 1 1 日

企画観光課長 勝 元 隆
保健福祉課長 久 保 岳 大
子ども子育て
応援課長 加 藤 寛 之

教育委員会
事務局長 松 尾 昭 宏
大島地区消防組合
龍郷消防分署長 大 司 昭 二

△ 開 議 午前10時00分

○議長（平岡 馨議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（平岡 馨議員）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

圓山和昭議員の一般質問を行ないます。

○7番（圓山和昭議員）

町民の皆様、おはようございます。

圓山和昭でございます。

暑い夏がまもなくやってきますが、熱中症対策には十分ご注意ください。

夏といえば、奄美群島の夏祭の口火を切る龍郷ふるさと祭です。

今年の第33回ふるさと祭は7月27日に開催されますので、町民の皆様とともに龍郷の夏の風物詩を楽しみたいと思います。

そして、私にとっての初夏の恒例行事は、何といたっても特定健診でございます。

今年も特定健診の季節がやってまいりましたと保健福祉課より手紙が送られてきましたが、毎年今年こそと思いつつ、今年も優秀な成績を収められるかわかりませんが、町民の皆様もぜひ特定健診を受けて、ご自分の健康状態に関心を持ち、身体の改善、健康の維持、増進を心がけていきましょう。

町民の皆様と特定健診の会場でお会いできますことを願いながら、先に提出しております通告書に基づき、4項目の質問をいたします。

まずは防災行政について質問いたします。

総務課には昨年10月ごろまで、主に防災を専門とする、大島地区消防組合で長年勤務経験のある危機管理対策監が配置されていましたが、現在は不在となり、総務課の職員が兼務化していると思います。

昨日の同僚議員の防災に関する質問でも、様々な課題が取り上げられましたが、改めて危機管理対策監配置の必要性について当局の考えを伺います。

2項目めは、紬振興についてです。

奄美が世界に誇る伝統工芸品、本場奄美大島紬、現在開催中の大阪関西万博では、

5月27日から6日間、本場奄美大島紬が展示されたと地元紙で紹介されておりました。若手の職人たちも奄美の伝統を守り抜くために必死に努力されていることと思います。

第6次龍郷町総合振興計画においては、商工業及び特産品の振興のところで、本場奄美大島紬購入費等助成金など、伝統産業の支援と項目があり、また、竹田町長も施政方針でも毎年紬の振興について述べているほど、龍郷町の大島紬振興策への持続性と熱意を感じておりますので、本場奄美大島紬の振興策について、現状と課題を伺います。

3項目めは、自然保護行政についてです。

ご承知のとおり、先月奄美大島への来島者が、国の天然記念物であるオカヤドカリを数千匹所持していたとして、文化財保護法違反で逮捕される事件が発生しました。

これは地元紙だけでなく全国紙でも、そしてまたインターネット記事にも掲載され、事件の衝撃はまたたく間に全国へと広がりました。

今回狙われたのはオカヤドカリでしたが、これは氷山の一角だと思います。

また氷山の一角だと思って、奄美の島々がしっかりと対策を講じていかなければならないと思います。

奄美の動植物が、所変われば我々が予想もつかない動植物が転売、売買されている可能性もあり、またそういう目的を持って来島する人が増えたりすると、奄美の生態系も危ぶまれます。

水際対策のあり方も含め、深刻に考えなければならないことですので、奄美の宝である動植物の保護のあり方について、本町の考えを伺います。

最後は、鳥獣対策と活用について質問いたします。

現在は少し落ち着いてきた様子ではありますが、今現在に至っても、例えば赤尾木集落など集落内まで出没し、また今年もイノシシが畑を荒らすなどの被害が相次いでいました。

被害防止については議会でも取り上げられておりますし、町としても各種施策に予算を付けて対応していますが、イノシシ対策の現状と効果について、また、ジビエ加工処理施設整備の考えについても伺います。

以上、4項目の質問につき当局の答弁を求め、総括質疑といたします。

○竹田泰典町長

おはようございます。

昨日に引き続き一般質問ということで、今回、圓山議員から4項目についてご質問がありますので、順次お答え申し上げます。

1項目の防災行政について、危機管理対策監配置の必要性について、当局の考えは

についてのご質問にお答えいたします。

危機管理対策監につきましては、令和3年度に大島地区消防組合所属職員を総務課へ配置したところでございますが、人事配置の関係で現在は、総務課防災担当を危機管理対策監として他の係と兼務で任命しているところでございます。

今後におきましては、自衛隊OBの活用や大島地区消防組合からの配置を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、2項目の紬振興について、本場奄美大島紬の振興策について、現状と課題はについてのご質問にお答え申し上げます。

近年、本場奄美大島紬を取り巻く環境は非常に困難な状況が続いております。

生産量がピーク時の0.8%まで割り込んで、なお減産に歯止めがかからず、産業としての体制維持や技術継承が危ぶまれている現状でございます。

このため、令和4年に「第2期本場奄美大島紬産地再生計画」を策定し、現状と課題を抽出したうえで、解決に向けたアクションプランを立案しているところでございます。

中でも、最優先課題として「後継者育成」と「職人の工賃アップ」に重点を置いており、この課題解決に向け、本場奄美大島紬協同組合を中心に、産地一体となって各施策を取り組んでいくこととなっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3項目の自然保護行政について、奄美の宝である動植物の保護のあり方についての本町の考えはについてのご質問にお答えいたします。

奄美大島には、皆様ご承知のとおり、希少野生動植物が数多く生息しており、これらの動植物は世界的にみても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であると考えております。

本町としましては、関係機関と連携し、様々な対策を講じまして、これらの希少野生動植物を守り、後世に継承していく必要があると考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、4項目の鳥獣対策と活用について、1点目のイノシシ対策の現状と効果はについてのご質問にお答え申し上げます。

イノシシ対策については、これまで町猟友会による捕獲やイノシシ防護柵の設置による対策を基本に取り組んでいるところですが、近年農作物の被害拡大が振興していることから、従来4月下旬から開始していた駆除期間を、本年度より4月初旬から実施しており、年間を通して切れ目のないイノシシ捕獲対策を行なっているところでございます。

また、皮膚病を発症したイノシシの買い上げを昨年度から実施しており、その効果が徐々に現れてきているものと考えているところでございます。

次に、2点目のジビエ加工処理施設整備の考えはについてのご質問にお答えいたします。

公設のジビエ加工処理施設整備については、1年を通して安定した量や質の確保が課題と捉えられており、全国的にもジビエ加工施設の事業経営の現状は大変厳しいものと伺っているところでございます。

また、奄美本島内市町村では公設での施設設置は取り組んでないことから、現時点で本町においてもジビエ加工処理施設整備は、現在のところ考えていないところでございます。

今後どうしてもジビエの加工処理が必要ということがあれば、考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○7番（圓山和昭議員）

それでは再質問に移っていきたくと思いますが、この防災行政については、昨日の一般質問で、同僚議員の一般質問でも多岐にわたって質問がありましたので、ほぼ割愛にはなりますが、危機管理対策監が今、兼務で任命されているということです。

そしてまた、昨日の質問の中でも出てきましたが、自衛隊OBの活用、消防士、消防組合からの配置の検討というのはございます。

これは国の地域防災マネージャー制度というのがあって、それを活用した際のこの自衛隊OBの活用とか、そういったものにもつながっていくとは思いますが、この地域防災マネージャー制度の要件、国の支援措置、そしてまた龍郷町としての導入の可能性について答弁をお願いしたいと思います。

○大司孝博総務課長

圓山議員からのご質問にお答えいたします。

地域防災マネージャーの要件としましては、防災に関する必要な研修などを受講した者、防災行政にかかる一定の実務経験等を有する者として、内閣府からの認証をもらった方が、地域防災マネージャーの対象となると認識しております。

地域防災マネージャーを自治体で任用した場合には、各自治体1名のみなんですけど、特別交付税の対象となっていると伺っております。

議員からご質問のありました、今後自衛隊OBであったり消防署職員であったりの活用はということですが、昨日の町長の答弁でもありましたように、自治体OBとなりますと、できるだけ町内、町出身の方を任用したいと考えておまして、なかなか町出身者の自衛隊OBというのが、該当される方がちょっとこちらのほうで把握しきれてないということもありまして、昨日もありましたように、大島地区消防職員の令和3年度に活用した例を参考にしまして、消防職員を防災監に任用したいという考

えを持っているところでございます。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

その地域マネージャー制度というのが、自衛隊OBのみならず、消防の経験者、実務経験者、といったところにも適用されないのか、そういったものを活用できないのかなと思ってです。

そういったところの情報というのはないですかね。

○大司孝博総務課長

今、議員がおっしゃった地域防災マネージャーにつきましては、内閣府からの証明が必要ということで、その証明というのが、先ほど申しましたように、防災に関する研修、内閣府の実施する防災スペシャリスト養成研修とか、あと防衛省の実施する防災管理教育、こういった研修を受講した者と、あとは自衛隊OBをよく言われているのは、本署課長補佐級ということで、これが自衛隊のある程度の役職を経験した方ということを知っております。

あとは国や地方公共団体におきまして、防災行政の実務経験5年以上になった経験があることということも、地域防災マネージャーの要件となっておりますので、このへんを具体的に調べて、消防職員もこの地域防災マネージャーに認定することができるのかは、勉強していきたいと思っております。

○7番（圓山和昭議員）

そうですね、私もずっと調べた中で、もしかすると自治体のOBだったりとか、消防職員の経験者もその要件に合う研修を受ければ、地域防災マネージャー制度が当てはめることができるんじゃないかなと思って取り上げていたところです。

そしてまた人件費については、特別交付税措置があるということで、非常に今後のためにも良いのではないかなと思っております。

近年叫ばれている国民保護のこともあります。

3月には奄美大島国民保護連絡調整協議会も設立されて、今後さらに危機管理対策の議論が深まっていくことと感じますので、様々な観点から、本町としても活用可能な制度の導入や人材確保に努めていただきたいと思います。

その他、避難所から防災訓練に至るまでの防災行政に関する質問は、昨日伊集院議員が行なっておりますので、割愛したいと思います。

続いて、紬振興に移りたいと思います。

町長答弁にありましたが、生産量はピーク時の0.8%まで割り込んでいると、ピーク時の99%落ち込んでいるというところで、非常に深刻な時代になってきていると思います。

令和4年にこの計画を策定して、アクションプランを立案しているというところであるんですが、この最優先課題、後継者育成、職人の工賃アップに重点を置いているというところですが、この後継者育成と工賃アップについて、何か具体的な取り組みはどのようなことをしているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

町としてどういったことをやっているかという点で言えば、後継者育成事業としましては、ご存じのとおり、瀬留と嘉渡におきまして、大島紬技能養成所にて指導員を配置いたしまして、織り子の育成と技術向上に取り組んでおります。

あと賃金アップについては、やはり町のほうでこれといって施策を打つかいこのは行なっておりませんが、ここは本場奄美大島協同組合のほうで、機屋さんと中心になってこれから取り組んでいくものと考えております。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

それでは、この振興策の中から、大島紬購入費等助成制度というのがございます。

この大島紬購入費等助成制度の交付要件と本町の予算、そしてこの予算の執行状況まで答弁をお願いしたいと思います。

ここ数年間のもし手持ちのデータがあれば。

○勝元 隆企画観光課長

まず交付要件でございますけども、これは補助区分が三つございます。

まず新成人の着物助成、続いて一般着物等の助成、あと洋服等の助成でございます。

要件でございますけれども、反物がもちろんこれは地球印の本場奄美大島紬であること、対象者は龍郷町民で税等の滞納がないこと等でございます。

助成額についてですけれども、新成人につきましては購入費の40%の助成、上限が20万円になります。

一般着物につきましては20%の助成で上限10万円、一般の洋服が20%助成の上限が5万円となっております。

実績でございますけども、この制度、平成28年度から実施しておりまして、過去3年の実績といたしましては、平成4年度が205万2,000円、件数が18件でございます。

内訳としまして、新成人は8、一般が10、洋服ゼロ。

令和5年度が240万9,000円、件数17、内訳が新成人12、一般が4、洋服1。

令和6年度が216万2,000円、件数18、新成人10、一般が6、洋服が2。

ずっとここ最近250万円程度当初予算で計上しているところでございます。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

非常に執行率も良い状態で、皆さん活用はされているなど感じたところではありますが、この今、課長の答弁でありましたけれども、新成人については総額の40%、上限の20万円ということであるんですが、この新成人の方が着物を作る場合、新成人というのは何カ月前、何年前から適用可能になってくるのでしょうか。

○勝元 隆企画観光課長

交付要項をみますと、新成人の概念というのが、当該年度に満18歳に達する者から満20歳に達する者までをいうという形になっております。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

一般着物の助成制度もあるんですけれども、近年、町民フェアだったり、今年の町制施行50周年記念イベントの一環でもやりました紬ショー、これは町内外からも大好評でした。

これはまた龍郷町だからこそできる紬ショー、あと出演者の声も多数いただきましたし、隣におります同僚議員も出演いたしましたけれども、このように紬を着用する機会が増えたということで、先日前向きな提案もありました。

子どもや孫の身長も成長もありますけれども、成人を待たずして着物を作ってあげたいとか、紬ショーに出るための紬を仕立てたいとか、最近本当にここ数年、ダンスから出して紬を着る機会が増えてきているものですから、子どものため、孫のために早めに作ってあげたいという声もいただいておりますので、この大島紬購入費等の助成制度の拡大、拡充ですか、そういったものも一つの検討材料としていいのではないかなと思ひまして、この制度を取り上げてみましたけれども、当局の考えを求めたいと思ひます。

○勝元 隆企画観光課長

本町の伝統産業である大島紬、これを子どものうちから触れる機会を設けるとするのは、郷土愛の醸成にもつながると思ひます。

良い提案だと思ひますけれども、即答は今日ではできませんけれども、今後検討したいと思ひます。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思ひます。

またこの議場でも、我が議長をはじめ町長、副町長も同僚議員も着物を着用しておりますので、代表して町長からもひと言答弁をお願いしたいと思ひます。

○竹田泰典町長

大島紬、本場奄美大島紬は、我が町の本当に特産品であると思っています。

我が町がこの紬をしっかりと守っていかなければどこが守るかという意気込みでしていますけれども、今、議員からいろんな角度からご助言、ご提言がありましたけれども、できる限り対応してまいりたいと思っているところでございます。

そういう状況の中で、私は町長に就任した本会議においては、三役、それから3月定例会のときには、議会の皆さん、議員の皆さんが、紬を着用して議会に望んでいただく、そして、できるだけ私、この紬を着用する機会を増やしていきたいということで、卒業式、入学式、あるいはそういうイベントにおいては、着用させていただいているところですが、それに基づいて紬ショーとなるものもさせていただいています。

これも一つの本場奄美大島紬のPRに一役買っているんじゃないかという自負を持っていて、これをさらに推し進めてまいりたいと思っているところでございまして、ぜひ本場奄美大島紬は、我が町が守らなければどこが守るか、隣の奄美市にもお話をさせていただいているんですけれども、しっかりと守って、生業としてできるような状況を、徐々でもありますけれども頑張っていきたいと思っているところでございます。

どうぞ町民の皆さんをはじめ議会の皆さんも、事あるごとに本場奄美大島紬を宣伝していただいて、紬を着用する機会を増やしていただければと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○7番（圓山和昭議員）

町長の大島紬を守ると、守りたいという意気込みを述べていただきましたけれども、最後に1点だけ、5月の30日の新聞に掲載された件でございます。

県の重要無形文化財の指定に向けた調査を行なうと、この件についていろいろと記事にも書かれておりますけれども、この件についての詳細がわかれば、説明ができる範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

県の重要無形文化財指定に向けた調査についてです。

○勝元 隆企画観光課長

現在、この30日の新聞にも載っているんですけども、大島紬は経済産業省の伝統的工芸品には指定されておりますけども、おっしゃるとおり県の重要無形文化財には指定されておられません。

過去には大島紬を文化財にしようとする動きがあったようでございますけども、産地が奄美産地と鹿児島産地、両産地ございまして、その大島紬に対する定義とか商標の統一ですかね、こういったことがボトルネックになっていたようでございます。

新聞にも載っているとおり、組合のこのあいだ総会でこれ出ているんですけども、

今年度両産地の組合、これは専門知識を持った代表の方々に、文化財指定に関するメリット、あとデメリットを抽出したうえで、協議、調査重ねて結論を出すようでございますので、町といたしましてはその動向を注視したいと考えております。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

また文化財の指定となりますと、今度はまた教育委員会も関わってくると思いますので、先ほど漏れがありまして、教育長も毎回着物を着て議会のほうに出席しておりますので、またぜひ今後とも毎回毎回の紬の着用をお願いしたいと思います。

将来的には文化財指定になるかどうかというところもまた議論されているというところですので、教育委員会としましてもまた勉強して行ってほしいと思ったところです。

将来を見据えて大島紬を取り巻く環境も変わっていくのかもしれませんが、紬の島、そしてまた奄美大島の中でも紬の町、龍郷町の施策がより充実、拡充されますことを願いまして、次の質問に移ります。

自然保護行政についてです。

これは最初の総括質疑のときにも述べましたが、オカヤドカリを何千匹も捕獲、採取していた人たちが捕まりましたけれども、それをきっかけに取り上げた質問でございます。

この生態系の重要な構成要素である関係機関と連携して、様々な対策を講じていると。

関係機関と連携して様々な対策を講じている。

この関係機関というのはどういった機関なのか、そしてまたどのような対策を講じているのか、この具体的な対策についての答弁をお願いします。

○屋 浩仁生活環境課長

お答えします。

関係機関としましては、環境省、奄美群島国立公園管理事務所、鹿児島県自然保護課、奄美大島自然保護協議会、これは5市町村からなる組織があげられます。

この協議会で、年に定例的に定例会を開催して、常時情報共有を図りながら、自然遺産、自然保護の取り組みを行なっているところです。

様々な対策としましては、貴重動植物の保護、持ち出しに関する空港等における水際対策や、関係機関と連携したパトロール、ロードキル対策、外来種対策を行なっているところでもあります。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

関係機関等の答弁もいただきましたけれども、空港におけるセキュリティチェック、持ち出しチェックというところを、ちょっとこれはまた後ほど取り上げたいと思いますが、こういった機関については、日頃から捕獲や採取の取り締まり、パトロールというのをやっているという認識でいいのでしょうか。

○屋 浩仁生活環境課長

このパトロールにつきましても貴重動植物の保護パトロール員というのがありまして、その方々が年間通してパトロールをしているようです。

令和6年度の実績だったですかね、250回ほどパトロールを行なっていると聞いております。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

そのパトロールの体制、人数ですとか、そしてまた人件費、そういった方々の人件費、財源というのはどこからきているのでしょうか。

○屋 浩仁生活環境課長

ただ今説明いたしましたパトロール員3名の人件費になります。

これは先ほどもご説明しました、奄美大島自然保護協議会のほうで負担しておりますが、自然保護協議会の財源は市町村の負担金となっております。

これを負担金と、あと一部奄振予算を活用しているところであります。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

各市町村の負担金と奄振予算を財源に、そういったパトロールの方々がいらっしゃるといことですね。

そしてまた空港におけるセキュリティをしているということではあるんですが、この質問を今回取り上げたのは、今現在、各島々レベルで空港でのセキュリティチェックというのは非常に厳しく行なえていると思います。

しかしながら海から来られる方、船、フェリーで来られる方々に関しましては、特にまた車をフェリーに乗せて、車でそのまま来島する人たちに対しては、おそらく何のセキュリティチェック、またその体制、設備、そういったものがないのではないかと、今回のこういった事件を受けて、これは奄美大島全体、奄美群島全体、また県、国と連携して、こういった対策に乗り出す必要があるのではないかと、ということで取り上げてみたところであります。

いわゆる水際対策という形にしかならないとは思いますが、そういったチェック体制をもう少し強化すべきではないかというところで、奄美群島の町村会とかでも、

ぜひ町長をはじめ関係課の皆さんにはお願いしたいなということで、提案させていただきます。

そして、またそれぞれのパトロールの方々でしたり、セキュリティ体制に対してもお金がかかると、必ず話がくると思います。

以前も私は発言したことはあるんですが、そのためには宿泊税だったりですか、島に入る人たちに対して課税をする、法定外目的税とはなるんですが、入島税とか、そういったところで奄美の自然というのはただで見られますけれども、守っていくのはただではないので、そういったところに対してぜひ協力をしてもらいたいと、そういう理解をしてもらおうような動きも必要ではないかと思います。

一部の自治体においては、宿泊税導入の動きがあるということで新聞等でも見てはおりますけれども、これがまた一部の自治体にとどまらず、全体的に奄美群島全体としても取り上げて、そういったものを財源として、そういったセキュリティ強化、パトロール、そういったところの財源に充てていけたらいいなと感じているところでございます。

特にフェリー、車、海から来る方々へのセキュリティチェック、そういったものはお願いしたいと思います。

それと同時に今回のオカヤドカリの件については、被害額としましては1億円あまりともうたわれております。

一方で、今回の罪名としましては、文化財保護法違反という形で、罰金はたったの30万円です。

30万円のリスクの中で1億円の儲けがあるというので、この罰則、罰金も非常に甘いのではないかなと思います。

当然これは文化財保護法ですので、市町村のほうからも声を上げて、より厳しい、より厳罰化を求める声も必要だと思うんですが、こういうことをさせない抑止、抑止力を高めるための動きというのも、同時に必要ではないのかなと思います。

今回のこのオカヤドカリが氷山の一角と私は申し上げましたけれども、ほかにもいろいろなものがあるかもしれませんので、そういったところもしっかり調査、研究しながらも、罰則規定、そしてまたセキュリティ、島に来る人、島から出る人たちへのチェック体制の強化をぜひ提案をしていってほしいと思います。

これについては、町長の答弁を求めたいと思います。

○竹田泰典町長

つい先日、オカヤドカリの件については、防犯連絡協議会の中でも議論をされて、警察署長のほうから報告がありました。

大変議員のご指摘のとおり、何か市場価格で1個のヤドカリが2万円とかなるとか、

そういう情報もあるようですけれども、大変罰則にしてはゆるやかだと私も感じたところですが、今後やはりこの生態系を守るということが、我が奄美大島を守るということにつながっていくだろうと思います。

この自然保護ということについて、十分に町民の皆さんにもちゃんと情報を共有しながら、生態系を守っていくということにしたいと思っています。

また一方、クロウサギがあまり増えすぎて農業に害を与えているという話もできていまして、この問題も今後課題になってくるものだろうと思いますけれども、いずれにしても、この世界自然遺産登録にされた生態系というものが根本にあるわけですから、しっかりと守っていくという立場には変わりないと思っていますところでございます。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

ぜひ、奄美群島全体で、県も巻き込んで、国も巻き込んで取り組んでいただきたいと切に願います。

では続いて、イノシシ、鳥獣対策についての質問に移りたいと思います。

結論としては、ジビエ加工処理施設整備は現在は考えておりませんということで、それを前提に質問もいたしますけれども、イノシシの駆除期間を、従来の4月の下旬からしていたものを初旬からということで、非常に対策も変わってきておりますが、こういった駆除期間等の駆除の実績についての答弁をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

イノシシ駆除の効果ということでございますけれども、昨年イノシシの捕獲頭数は225頭でございまして、これは数年の統計をとった中でも非常に高い数字となっております。

ちなみに今年度、昨年度から実施をしておりました病気シシ、これについては昨年20頭でございましたけれども、既に50頭を超えております。

これもやはり早く駆除期間を実施した、そういった効果だろうと思います。

普通の個体数も既に100頭ほどきております。

ということで、この時期に確実に捕獲するというのが、この夏場はなかなか捕獲が難しいので、そういった効果はでてくるだろうと感じております。

○7番（圓山和昭議員）

非常に効果がでてきているということで、今、数字も示してもらいましたが、今は私の近所のところでは、だいぶイノシシは減っているという実感はあるんですが、先ほど赤尾木地区などにおいてはまだ見られるということのを伺いまして、こういった事業は確実にまた継続して行ってほしいと思います。

この捕獲したイノシシのその後の活用状況、活用をより充実していくことができれば、猟友会の皆さんもイノシシ捕獲へ取り組む姿勢がより伸びていくんじゃないのかなと思って、このジビエ加工処理施設のことも取り上げました。

そして、またそこで加工することができれば、販売したりとか、ふるさと納税の返礼品にしたりとか、いろいろと利用価値もさらに高まっていくんじゃないかと思うんですが、たまたま今、議場には猟友会の会員がいるということを知りまして、その中で、子ども子育て応援課長が、今回一般質問で何もしゃべってないと思いますので、今現在、駆除でしたり、ハンターとして捕獲したイノシシをどのように処理しているのか、答弁をお願いします。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

捕獲したイノシシですけれども、大体ほとんどが自己消費となっております。

○7番（圓山和昭議員）

加藤課長は自己処理をされているということですね、わかりました。

もう一名いらっしゃると伺いまして、大司消防分署長も答弁をお願いしたいと思います。

○大司昭二大島地区消防組合龍郷消防分署長

お答えします。

加藤課長と同じように自家消費で、同じグループでやるような形で、捕ったら一緒に解体処理して、冷凍庫の中にしまっています。

○7番（圓山和昭議員）

今、加藤課長と大司消防分署長が同じチームという答弁が今ありましたけれども、現在本町の猟友会の構成状況でしたり、猟友会の方々の人数の推移だったり、そういったものはわかりますでしょうか。

○迫地政明農林水産課長

鳥獣捕獲の従事者ということで、これは猟友会に登録されている方ですけれども、令和7年度で加入者数が45名ということで、令和元年度が39名ということで、減っているわけではございません。

むしろ増えている状況でございます。

年齢構成でいいますと、令和元年度が58.3歳、平均年齢ですね、対しまして令和7年度が61歳と、若干ではございますが上がっております。

このような状況になっております。

○7番（圓山和昭議員）

わかりました。

現在増加中ということで、そしてまたチーム性で行なっているということですね。

わかりました。

この猟友会の方々が捕獲したイノシシについて、自己処理をしているという答弁ももらいましたけれども、例えばそういう中で、そういった処理施設があれば、販売だったり、そしてまた加工して販売だったりとか、何かいろんな利用価値を高める、そしてまた利用の仕方をまたいろいろと可能性を広げたいとか、そういった声というのは、猟友会の方々の中でそういう話がでてきたりしていますかね、ハンターのお二人にお伺いしたいと思います。

まずは加藤課長にお願いしたいと思います。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

特に趣味でやっている部分もあって、販売という声はなかなか聞けてないのが現状です。

○大司昭二大島地区消防組合龍郷消防分署長

お答えします。

趣味でやってるんですけど、確かに年間何十頭も処理しています。

駆除でも処理しているんですが、お答えのジビエの件に関しては、情報は確かにほかから入ってきています。

ただ、罠で捕獲したやつを1時間以内で処理施設まで行って解体まで終わらせないといけないとか、いろんな制約がかかって、保健所の許可をもらって解体しないと販売はできないので、多分私たちは山の中で捕って、持っていくだけでも精一杯なので、鉄砲ではちょっと無理だと思います。

あとは、罠で捕獲したやつを条件をそろえて、近くに処理施設があればですけど、なかなかほかで聴く限りでは、軽トラで走ってよーいドンでやるんですが、難しくて、頭数をそろえるのも難しいという話は聞いています。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

やはり、特に大司署長はより詳しくですので、また大司署長からお話を伺いながら、何かしら可能性はないかというところも感じたところがございます。

やはり一町村では非常に厳しいとは思いますが、例えばこれが奄美大島5市町村として、何か可能性はないかとか、いろんな調査、研究をする価値はあるんじゃないかなと思って取り上げたところがございます。

いろいろな形で、猟友会の方々の本当にご尽力には感謝しております。

地域住民、各集落、農家の方々の財産を守るためにも、そして安心、安全のためにも、猟友会の方々の存在というのは大変大きいと感じておりますので、ぜひ皆様、ご

自身の安全管理のうえで、しっかりとまたそれぞれの活躍を祈念したいと思います。
以上で私の質問は終わります。

○議長（平岡 馨議員）

圓山和昭議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時より再開いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷場洋一郎議員の一般質問を行ないます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

議会中継をお聞きの皆様、改めましておはようございます。

長谷場でございます。

先に提出いたしました一般質問通告書に沿って、私からの質問を始めます。

1項目めは、温泉源の活用についてであります。

本年3月の第1回議会一般質問で、温泉源を活用すると町長が答弁していますが、改めて温泉活用に至るまでの経過説明と、今後温泉を活用することで、町民にどういうメリットがあるのかについてご説明をください。

2項目めは、地域振興公社についてであります。

4月より業務体制の見直しを行ない、作業員を公社に集約し、施設管理等を行なうと認識していますが、業務体制の見直し効果が現れているのかについてお答えください。

以上が1回目の質問です。

当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

長谷場議員から2項目について質問事項がありますので、順次答弁を申し上げたいと思います。

1項目の温泉源利用について、1点目の3月議会で温泉源を活用すると答弁しているが、これまでの経過はについてのご質問にお答え申し上げます。

温泉源利用につきましては、令和4年度温泉源調査業務委託発注時から、再三にわたり議会でも質問を受けており、議論を重ねてまいりました。

この間プロジェクトチームの編成や2回の町民アンケート調査、事業性診断業務委

託等を実施して、財源の調達方法から官民連携の可能性、イニシャル・ランニングコストの試算等、多角的に検討作業を行なってまいりました。

その結果、国の交付金を活用できることや温泉源利用が町民の健康づくりにもたらす総合的効果に加えて、本町に人の流れを生み出す新たな地域資源として温泉源を利用したいとの考えに至ったところでございます。

このことは、3月定例会会期中に一度、4月に二度、議員の皆様にも説明したほか、先の町民と語る会においても詳細をご説明いたしたところでございます。

次に、2点目の温泉活用で町民へのメリットについてのご質問にお答えいたします。

温泉活用のメリットとしては、健康増進が図られ、医療費の削減や介護給付費の抑制にもつながることはもちろん、貸切風呂を配置することで、ハンディキャップがある方、小さなお子様がいるファミリー世帯の利用促進が図られ、心身の癒し効果や育児支援にもつながるものと思っておりますし、何よりとおしめ公園や中央グラウンド、りゅうがく館、りゅうゆう館の利用と一帯となった活用の場が広がり、子どもから高齢者まで様々な人の交流の場の賑わい創出にもつながるものと期待をしているところでございます。

次に、2項目の地域振興公社について、業務体制見直しの効果についてのご質問にお答えいたします。

徳永議員への質問にもお答えしましたが、本年度から各課で任用していた公共施設の維持管理等の作業員を地域振興公社へ集約し、組織全体の作業効率を高める体制を整備したところでございます。

その効果としては、まずは事務を公社へ一元化したことにより各課の雇用事務負担が軽減されました。

また、公社の社員として集団化したことにより、班ごとに競争意識が生まれ、作業性が向上していると感じているところでございます。

さらに、優先度の高い作業等については、公社内の人員を集中的に動員するなど、業務間での人員調整が図りやすくなることが考えられているところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それでは、再質問いたします。

これまでこの議会のほうで13回温泉源の活用についての答弁があったと承知していますが、ちょっとずつ検証していきたいと思っております。

令和4年第1回議会、町長の施政方針の中で、まちおこしのきっかけとして、温泉発掘調査にも取り組むとあり、同僚議員の質問に、町長1期2年目に、「あるコンサルからの提言で、温泉源の可能性があり、温泉源発掘調査を行ない、方向性が定まる

と進出企業、または自前でやるかといういろんな論議に発展していくものと考えて」と答弁しています。

このあるコンサル、これと本町の関係について、どういう関係か教えてほしいと思います。

コンサル、いろいろ相談に乗ったり、企業の問題があったときに相談するコンサルがもともといて、そのコンサルからの提案なのか、それとも飛び込みの営業が来て、温泉掘ったら出る可能性がありますよと言ったのか。

それともう一つ、そのコンサルからの提言があるまでは、温泉源、それ自体の考えはなかったのか、それについてお答えください。

○勝元 隆企画観光課長

これ正式な時期については定かではないんですけども、まず平成30年ごろに株式会社、名称も言いますけども、ジオテックという、ボーリングが専門の業者さんから、温泉源可能性の企画書という形で説明を受けております。

この業者につきましてもは地質の専門業者でございまして、日頃から営業と申しますか、来庁して、営業で庁舎を訪問しているところでもございました。

その説明では、これも何回か議会の中で答弁しておりますけども、地質学の文献から、とおしめから浦の国道沿いについては、温泉源とされる断層帯がございましてというようなことの説明を受けております。

この業者につきましてもは、のちのち大和ハナハナさんの温泉源の調査もしてございまして、令和4年度に私どもの調査もこの業者が請け負っております。

それまでは温泉というのはもちろん私どもも全く想定していませんでしたので、温泉活用、将来にわたって地域の資源になるんじゃないかということを持ったのはこの時期でございまして。

○竹田泰典町長

今、担当課長が説明したとおりですけれども、私、1期目のときに、この業者から可能性が高いという話が舞い込んでまいりました。

そのときには今、島育ち館の改修をどうしてもやらなければならないと、今、土取り場の、土取り場ということで指定をして土取り場をやっているんですけども、おおむね将来性が見えてきているのかなと思ってございまして、これは前政権からの観光施設としての地域指定というんでしょうか、そういうものもありましたから、そこに複合施設というものを1期目のときに計画をしたところなんですけれども、そういう状況の中で、私、そこに本当に温泉源が出るものだろうという期待をしていたんですけども、方向性が違って、そこでいろんな議会の中でも、道の駅とかいろんな発想がありました。

しかし、第一次産業の振興を図るのは、島育ち館をしっかりとやらないとどうにもならないとありましたから、複合施設という、2期目のときには旗を掲げて、公約を掲げて進めてまいりましたけれども、その際に業者からそういう話があったが、1回その調査はやるべきだろうということで、そこで出るものとして期待をしたところですが、若干確率が低いという状況の中で、今の現在のところが可能性が高いということで計画をし、また併せて、どうかさあや館の老朽化、そういうものもありましたから、当然この温泉源を活用する方向でいったほうがいいと私、個人的には思い、その方向で考えていたところです。

ただし、これからまた次のステップがあるでしょうから、そこまででそういう思いで進めてきたということでご理解を賜りたいと思います。

○3番（長谷場洋一郎議員）

町長には改めて聞きますので、ちょっと長丁場になりますのでお願いします。

今のでコンサル契約はしていないという理解でいいですかね。

あるコンサルから提言があったと言いましたけど、そのコンサルはコンサル契約をしてない、契約をしているとしてないでは全く違うんだと思うんですが、契約はしてないでよろしいですか。

してないね。

○勝元 隆企画観光課長

コンサル契約というのは常時という意味。

いや、企画書をまず提案を受けただけで、その当時は全くコンサルの契約というのは受けておりません。

○3番（長谷場洋一郎議員）

そしたらそのコンサルというのは温泉を掘削する業者との仲介なんですか、それともそれを掘削する営業の方なのか、そこいらはわかりますか。

○勝元 隆企画観光課長

このコンサルは地質調査の専門の業者でございまして、その業務体系の中に温泉源調査、あと掘削業務、掘削もできるという形でございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それでは令和5年第1回議会、この答弁です。

温泉源を活用するという明確な構想は決定していない。今後時間をかけて協議検討するとあります。

同じく令和5年第4回議会、この答弁です。

かなりの大型事業となり、町直営は厳しい、現在事業診断業務を外部委託している。調査結果の資料等を十分勘案し、町民と情報を共有する。それがまかり通らないと

なれば白紙に戻すのも致し方ないが、今の時点では白紙とかそういうものではない。

民間企業とのタイアップも考える。

後年に厳しい財政状況だけはまねかないような方策を進めると答弁しています。

この事業診断結果、これと民間企業へ何社声をかけ、その結果がどうであったのか。

もう一つ、町民との情報共有というのはどういう対処をしたのかについてお答えをください。

○勝元 隆企画観光課長

まず1点目の外部委託した事業診断業務の結果ということでございますけども、令和5年度に温泉施設事業性簡易診断業務という業務を発注しております。

請負者が、株式会社旅する温泉道場ということでございまして、その結果といたしましては、事業として成り立たすには、飲食とかマルシェとか物販等という、付帯施設が常設した観光交流施設でないとちょっと厳しいんじゃないかと、新設でないと厳しいんじゃないかと。

建設コストが10億円から12億円、温泉掘削まで合わせてかかるという結果でございまして、そのときに本町レベルではちょっとここまでの整備費というのは大きすぎるんじゃないかということと、相撲場とテニスコートを撤去しなきゃいけないと、こういうことの要因の中で、この計画はちょっと難しいんじゃないかということで判断いたしております。

この最終報告につきましては、うちの財政とか企画サイド、あと確か議員の皆さんも何人か参加されていたと記憶しているんですけど、もし違ったら申し訳ございません。

そういった結果でございました。

この時期に2点目の民間事業者さんに打診はしたのかという件でございまして、温泉道場はもちろん経営もできますので、温泉道場自体はこの事業はご承知だと思います。

ただ、その他のほかの業者については、民間との連携ということなんですけども、先ほど言いましたように、やはりイニシャルコストが12億円かかるのは、一般の企業でも厳しいんじゃないかということで、特に他の事業者さんに連携を打診していることはございません。

3番目の町民への状況提供でしたですね、町民の直接的な報告会というのは行なっておりませんが、このアンケートが、この診断が終わった直後、第1回目のアンケート調査を実施しております。

令和5年の3月から4月にかけて実施してございまして、これは回答率も結果も皆さんご存じだと思いますけども、13%の回答率で、温泉を利用したほうが良いというの

は72%の回答でございました。

あと町民の代表であります皆様とは、町長、先ほど再三言っているように、13回のやり取りがあったということで、議会放送を通じて町民の皆様には、そこはお知らせしているのではないかというようなことで思っております。

直近で言いますと、先ほど答弁にありましたように、町民と語る会でもご説明いたしておりますし、4月の駐在員会のほうでも詳細を説明しております。

今後必要であればそういった議会、あと駐在員等を通して、駐在員会を通して説明をしていきたいと、そこでご理解を図っていききたいとこのように考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

今言ったのは令和5年第1回議会の答弁なんですよ。

町民と語る会というのは今年のやつですからね、そこは別個にして考えてください。

令和6年第2回議会の答弁です。

明確な整備計画は確定していない。

財政シミュレーションが厳しい場合は、どうくさあや館を軌道に乗せたうえで、数年後に掘削、ランニングということも考えられるが、やらないということは今申し上げない。

同じく令和6年第3回議会の答弁、町民の健康増進を目的として、「どうくさあや館の改修と併せて温泉を活用する計画を策定中である」と答弁しています。

ここで何を根拠に温泉活用の計画を策定したのか、策定する決定をだした理由、この時点では温泉を活用する策定中であるということで、やらないということは申し上げない、やるかやらないかもはっきりしてないわけでしょう。

どの段階で、何かをきっかけに、何か根拠があって温泉活用の計画を策定することに決定したのか、決定すると返事してますから、策定中であるから、これについてわかっている範囲でかまいません。

○勝元 隆企画観光課長

お答えします。

今、議員がおっしゃった令和6年2回目、6月の話でございまして、この時期はまだ温泉掘削の費用はデジ田交付金、昨日からずっと言ってるんですけど、まずデジ田交付金で活用できないという認識のもとで、4億以上の事業に対しては採択要件が厳しいという情報がございました。

温泉については、後年、あとから掘削する、後年に掘削して活用する。

これは掘削に関しては、新たな支援措置とかがあるかどうかを調査したうえで、あとから活用しようという方針だったんですけども、この年の秋、これは皆さん昨日か

らずっと言っているんですけども、国において石破政権が発足して、翌年明けにデジタル交付金が第2世代交付金になって、それに伴って採択要件が大きく変わったと。

具体的には昨日も久保課長がずっと言っているように、地方創生に資するものであれば、温泉掘削費用も交付金の対象になりますよという判断が下りました。

いえばここで温泉を活用しようと、これが根拠といえれば根拠になるんじゃないかと私も考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

まだ5回の議会ですけどね、続けていきます。

令和6年第4回議会、温泉源の活用については、公共施設等管理委員会です承されたらと答弁していますが、このメンバーは、どのようなメンバーでどのように了承したのか、これをお示してください。

○勝元 隆企画観光課長

メンバーにつきましては、委員長が副町長が務めまして、各課の課長、事務局長、センター長、消防分署長で構成されております。

このどうくさあや館の再整備事業につきましては、令和6年11月26日に開催をして、その中でも委員の皆様にも、温泉は活用する方向でいきますという形でご報告をさせていただいております。

議事録ももちろんございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

議事録があるんだしたらあとでください。

ちょっと関連します教育委員会にお伺いします。

今回その温泉のことと中学校統廃合で、二つ大きな議題がありましたが、中学校統廃合で、中学校にあり方検討会というのがありました。

このメンバーについてどういうメンバーなのか答えてもらってよろしいですか。

今とちょっと関連しますので。

○碓山和宏教育長

中学校のあり方検討委員会のメンバーですが、3中学校の校長、それから3中学校のPTA会長、それから3校区の区長の代表、3校区の議員の代表、それから教育委員、計17名です。

それと総務厚生常任委員長の17名です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

私もその委員会のメンバーでありました。

検討会にも参加しました。

そのときは参加者がそれぞれの立場、今言った民間からもいろんな立場の方が来て

いましたが、この方皆さんが子どもたちの教育環境、本町の将来のあるべき姿、これに向けて忌憚のない意見や議論がありました。

そして導き出された結果についても全員が納得、承認していました。

本当に中身の濃いすばらしい検討会であり、これが町長がいつも言う各方面のご意見を聴くということだと理解しましたが、温泉活用の検討メンバーに町民からの代表がない、先ほどの公共施設総合管理委員会、これの理由が何かあったらお答えください。

○則 敏光副町長

公共施設の総合管理委員会というのは、公共施設のワーキングでもんだものを上にあげていくと。

この総合管理委員会の中には、町長も本来入っておりません。

総合管理委員会の中で、副町長が委員長となってそこで決定したものを町長に進言するという、まだ水面下のプロセスです。

そういうことですから、まだまだ申請にも至らない、町長の権限も至らないという中で、部外に広げるというのは今のところ適切じゃないという形で、という判断でございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

今言ったワーキングというのは、若手のでよろしいんですか。

若手のほうからもそうやって温泉に関しての議題とか議論みたいなのはあがったんですか、そのワーキングのほうで、若手の。

○勝元 隆企画観光課長

公共施設等総合管理委員会というのは、上には総合委員会があつて、その下にワーキンググループが補佐級で大体なっているんですけども、補佐級の中でやったもの、議論したものを、最終的に委員会のほうで図ると。

その決定したことをまた最終的に町長のほうに報告するというところでございまして、この11月26日の管理委員会の中では、このどうくさあや館のほか、総合運動公園の件とか、堆肥センターの件とか、あと島育ち館の件とか、いろんなワーキンググループがあるので、そこの一番最終的じゃないですけど、ナンバー2、2番目の管理委員会のほうに報告すると、というプロセスになっております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

この13回の議事録を見直して、今の答弁も聞いて、私、先にまとめてありますけど、「町民の意見を賜り、議会と議論をしながら進める」と言いながら、アンケート調査結果が出ないまま、また議会との議論のないまま、充当財源がデジ田に確定したり、第2世代交付金を申請している、申請しているというのは、議会のみならず町民の意

向も無視した執行部のフライングではないか。

温泉ありきで進めているんじゃないかと考えますが、それについてはどうですか。

○勝元 隆企画観光課長

まず、この第2世代交付金の申請時期でございますけども、もう申請時期が迫っております。

これは新しい交付金でございますので、全国的に申請が殺到するんじゃないかということで、ある程度管理委員会の中で、こちらはプロセスをもって申請はしたんですけども、それが最終的には2月の初旬ですね。

アンケート調査はもちろんアンケート調査でそのとき継続してやっていたので、アンケート調査がでるのが2月の下旬ですね。

すみません、その第2世代交付金というのが、内示がでるのがまた4月なもんですから、まだ確定していないわけですよ。

確定しないうちに議員の皆様の説明よりも、アンケート結果がでたあとに説明したほうがよろしいんじゃないかということで、3月の議会会期中、一般質問通告の前に皆様のほうに一度お示しをしております。

そのときにアンケート調査の結果と一緒にご説明しているんですけども、その時点においては、特に議員の皆様からご質問等がなかったと記憶しているので、それに関してはご理解は得られているのかなという判断をいたしております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

その第2世代交付金、大島地区でほかの自治体がとって採択されたのがあったら、例があったらお示してください。

○勝元 隆企画観光課長

第2世代交付金が4月の9日に内示がきました。

この別紙の中に、鹿児島県の採択事業があるんですけども、県内で18件、うち奄美群島で3件ございます。

私どもを含めまして3件なんですけども、1件が奄美市、宇宿貝塚史跡公園観光拠点再整備事業、これは奄美市のほうに確認したんですけども、昨年からの継続事業みたいで、交付金が変わったということでそのまま継続してやっているようでございます。

採択額が7,500万円。

もう一つが伊仙町でございますけども、交付対象事業名が、「“子宝の町”伊仙町からはじまる持続的で豊かな暮らし「地域公社」プロジェクト事業」というのがございます。

これが1,750万円採択されています。

すみません、この事業の内容までは確認しておりません。

○3番（長谷場洋一郎議員）

昨日の町長の答弁で、温泉掘削がこの交付金が下りる対象になるとか返事があったんですけど、この奄美市の場合でしたら、貝塚の場合で温泉とは全く関係なく、人の流れと地域のものを利用するというのが前提にあって、温泉に限らないと思うんですよ、だけど今朝の新聞に載っているのも、昨日答えたやつも、温泉があって初めて第2世代交付金が交付されるという、この受け取り方、理解の仕方はちょっと違うんですけども、はじめに温泉ありきで第2世代交付金がでたからできる。

今言ったどうくさあや館と温泉を分けて考えた場合にはどうなっていたのか、そこらへんの絶対に温泉がないと第2世代交付金は受けられなかったのか。

どうくさあや館と別にして考えるという、そういう選択肢はなかったのか、それについてお答えください。

○勝元 隆企画観光課長

これは昨日副町長のほうからも答弁ございましたけども、第2世代交付金をしながら水面下という言い方はおかしいんですけども、事前協議の中で、単なるどうくさあや館の改修、従前の機能だけではなかなか人の賑わいという新しい項目ができていきますので、なかなか通りづらいただろうという下に、やはり温泉、高付加価値な温泉を活用して人の流れを生み出す、人を呼び込む、そういったことがマストであると私どもは判断しております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

だから人が呼び込めて人の流れができさえすれば、そういうプレゼンをすれば国のほうも別の意味での第2世代交付金が交付できる、採択できることもあるわけですよ。

だから、そういういろんな議論をして、討論をして、いろんなアイデアを出してプレゼンを持って行って、それはだから温泉に限らず別の要素、例えば観光協会をそちらに設置することによって人の流れをつくれる、そして地場のものを利用するとなったら、西郷小浜公園もある、2つの海が見える丘もある、奄美自然の森もある、そういうものでは温泉に限らず人の流れをつくる、地域の資材を利用するというのはイコールだと思いますが、これについてはいいですよ、そういうのもあるんじゃないかと、そういうのがあることを全く考えないでそのメンバーだけで決めていった。

町民の意見も反映されてない、議会での議論もなかったんじゃないかと今、感じているところです。

その都度その都度もうやるとわかっていたら、その都度その都度議員のほうからの質問が出て、こういう長い質問にならなかったと思うんですよ、そのたびにお互いに理解すればね。

今までは町長の答弁についての確認でしたが、今度はアンケート、昨日もね、同僚議員から出ましたが、アンケートについて、重複する部分はあると思いますが、ちょっと昨日のやつとね、確認をしたいです。

先ほど課長がアンケートを見て、議員さんは納得しているという話だったんですけど、私が一番最初に見たときには、これも反対が多いから、温泉掘削はなくなると私は思ったわけです。

そしたら3月議会で町長がやると言ったから、私が理解しているアンケートの見方と、執行部が見ているアンケートの見方が違う、これを踏まえて、ちょっと昨日のと重複するかもしれませんが質問します。

今年の3月議会で、町長が掘削費用調達ができれば、71%が賛成と答弁しました。私が思っているのと真逆でしたから、これがどのようにして導かれたのか、昨日同僚議員に説明しましたからこれは要りません。

町単独であれば財政負担を考慮し、温泉でない入浴施設のままでいい、これを補助事業であれば賛成と読み替えている。

アンケートというのは、素直にそのままやらなきゃいけないのだけど、それを読み替えたり置き換えたりしたらアンケートの意味がないわけですよ。

先ほど言ったアンケートをしながら申請をする、それがさっき言ったフライングじゃないかなと言ったことなんですよ。

だから、アンケート用紙をもらった人も町民と語る会でも言ってましたけど、アンケート用紙がきたときは6億円だったけど8億円に伸びてたと、条件も違ってる、条件も違ってるけどアンケートはそのデジ田のままのアンケートである。

こちらはこちらのほうで第2世代交付金のほうで進んでる、その矛盾を、だから大勝校区の町民と語る会でも出てましたが、もうちょっと落ち着いてゆっくり進められないかという話もあったと思うんですよ。

ですから都合のいいように読み替えているという解釈をするんですけど、それについてはどうお考えですか。

○勝元 隆企画観光課長

昨日の得田議員のご質問にも答えましたけども、まずこのアンケート、この2番目の温泉もよいが町単独費用であれば財政負担を考慮して温泉でない入浴施設のままでよいというもの、温泉も良いが、わかってるんだけども、良いというのはわかるんだけども、財政負担単独であれば、単独費用、2億円まるまる町の税金で賄うのであればそこは要らないよという解釈にすると、それを置き換えて、半分は補助金が出るんですよというので、ここを置き換えたという点が1点。

それと昨日も言いましたけども、先ほど言った第1回目のアンケートの中で、これ

13%と回答率は低いんですけども、72%の方が温泉は必要、利用したいということが出ておりますので、この二つを合わせて71%が、温泉は必要じゃないかという形で解釈したということでございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

最初のアンケート内容は13%ですよ、71%が賛成だとでていましたけど、結局その財政の負担のことも何もない、ただ温泉があったらいいか悪いかだけの判断でしたから、その回収率も少なかったもんですから二度目をやったと思うんですよ。

アンケートというやつはちゃんとしてやらなきゃいけないと思っております。

これ確認ですが、赤字が現在と同額ならば、4割強が賛成であるという答弁をしているわけですよ。

4割強が賛成であるという答弁は、6割弱は反対ということなんですよ。

収支が赤字であれば温泉にしなくてよいが58%、値上げに関しては、値上げするなら温泉にしなくていいが9%、値上げするしないにかかわらず温泉にしなくてもよいが43%、これも合わせると52%は反対、結局アンケートの結果は、読み替えをしなければ明らかに反対が多数なんですよ。

そのとり方によって違うのかもしれないけど、私が見た場合では、これは温泉源は必要でないという理解をしていたんですけど、これ町民が5割以上やっていたら私も賛成します。

町民のためになると思っておりますから、ただここに温泉、このアンケートを見て、じゃあ温泉を活用するこの決定というのは、町長が単独でやったのか、それともさっき言った委員会に図ってやったのか、これにいわゆる民意、アンケートも踏まえて先ほどの説明とか、そういうのも含めて民意というのは必要でなかったのかという疑問がありますが、それについてはどうですかね。

○則 敏光副町長

アンケートというのは、10%は確かに低かったです。

私は40%前後あればこれは十分だと思っております。

傾向としてですね。

傾向と解釈のためにアンケートをします。

そうしますと、この2番目については、2番目は4項目あったんですけども、2番目のアンケートについては、温泉といえばほぼ賛成と。

3番目4番目はコストの問題です。

コストについては、収支が赤字というのは大変心配事でありましてというのは、もちろん見えます。

しかしこの裏には、赤字でなかったら温泉でもいいんじゃないかという、そういう

判断だと解釈しております。

アンケートを別に解釈して悪いということはないと思いますので、そうしますと、ちょうど申請の時点で、2月の6日に申請しましたが、補助申請ですね、その時点で、2月末にアンケートのこういった集計ができましたから、ある意味かなり追認を得られたのかなと、温泉に関しての住民の追認を得られたんだろうと解釈いたしております。

そういう意味で、3月5日の特別委員会の中で、議員の皆さん10名いらっしゃったもんですから、委員会そのものじゃなかったんですけど、委員会終了後の説明に町長と私と企画観光課長、そして補佐、4名入りまして、次の一般質問でもいろいろ議論いただきたいので、3月5日の特別委員会の終了後に、皆さん方に温泉を活用したどうくさあや館の改修ということで、金額なども明示しながら、今、申請中ではあるんですけども言いながら、かなり詳細な説明も申し上げたと思っております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

副町長と私の認識の差が大きすぎてちょっとわからないんですけど、あくまでも町長の基本である、町民の意見を聞く、それがもともとだったと思うんですよ。

最後に言おうと思ったけど今言おうかな、今の答弁で、これは一番最後に言おうと思ったんですけど、ちょっと長くなります。

本年の第1回議会、竹田町長が事実上3期目の出馬表明をしました。

町政を担う熱意、これには本当に敬意を表します。

竹田町政、最初、一番最初の平成29年第1回臨時会、第4回定例会、この議事録から竹田町長、新規で町政へ取り組む思いを再確認いたしました。

これの21ページ、私は決して行政主導型で何でも進めていくという方針は一切とらないつもりであります。

町政運営は町民あつての行政でございまして、町民の皆様が納得のうえに進めていくことが基本だろうと私は思っています。

ですから、この箱物を造る際には、十分な議論をしていくと、各方面の方々にもご意見を聞きながら進めていくことにしていきたいと思っております。

60ページ、地域をまとめていただいている区長さんの意見を十分に反映させていこうと私は思っています。

また子育て世代の皆さん、女性団体の皆さん、高齢者や老人クラブの連合会の皆さん、いろんな形の中で議論を深めて、最少の経費で最大の効果ができるように、我々行政はとるべきだと思っております。

また平成30年第1回定例会、議事録77ページ、則副町長の答弁です。

西郷小浜公園について、箱物造り、あまりいささか性急すぎる面がある。

造ったあとにどういう運営をするのか、どういった内容を展示するのか、そういったものについて庁内でのコンセンサス、あるいは町民の皆様のための合意形成がいまひとつ図られてないような感じがありまして、町長を含め協議の結果、西郷公園、その部分につきましては、一旦取り下げたうえで、民間の方々も含めた委員会で議論をして、今後の運営の仕方などについて論議しようという結果になりました。

このときの例えば町長の所信表明は、1期目の思いと、今回の温泉源活用について、町長のスタンスが180度変わっているんじゃないかと、こういう臨時会の第1回議会で自分の思いを話したと思うんですよ。

そのスタンスは変わってないご自分で思われますか。

○則 敏光副町長

町長答弁の前に私のもありましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いません。

町長が日頃申しておりますとおり、町民本位で進めていくと。

前回の町長選挙のマニフェストにありましたとおり、自転車に例えて、ゼンリンに役場執行部、後輪に議会、町議会、右サドル、左サドルに町民と語る会とみらい会議、ペダルに区長会と民児協そういった形で進めていくというのが、まさにこの町長のスタンスだと思っておりまして、この考えは前と現在もこれからも変わらないスタンスだとは思っております。

その中で、議会の皆さんには一から百、二百ある事業について、事業の内容、それから時期、そして予算について逐一説明しながら、資料を渡しながら、議決をいただいて執行するという、こういう崇高なプロセスがあるわけです。

確かに意見を聞くとはいっても区長会、民児協、それから語る会、みらい会議について、そこまではなかなかできません。

できませんけども、それなりに意見を聞くということはありますので、それは事前になったり事後になったりするかもしれません。

そのあたりはちょっと割り引いて考えていただかなければ、全てが議会と同じような形でやるというわけにはいきませんので、意見を聞くという意味では、ほぼ議会の皆さんと同じ立場になるんですけどね、そのプロセスと決定の仕方については、あとの四つと議会の皆さんとは全然性質が異なりますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

○竹田泰典町長

さっき私が町長に就任した当時の気持ちという、考え方というものに逸脱しているかという趣旨の発言だと思いますけれども、決してそういうことは、私独断でやって

いくということはやらないつもりでいますし、これからもそのとおりにやっていきたいと思っています。

今回の小浜公園のことにつきましては、前政権が既定の計画がありましたので、これはちょっとうちのところでは、私の考え方ではそぐわないということで、変更する際に検討委員会というものを立ち上げて、もう一度再考させていただきました。

しかし、今回のこの温泉活用というのは、どうくさあや館の風呂の改修にどうしてもお金を注ぎ込まなければならないと、そういう状況の中で、先ほど来、昨日から話しているとおりに、賑わいを構築するという形で進めていけば、国の支援が受けられるという状況で、このような形になっているんですけども、決して町民を蔑ろにしているのではなくて、方針というのはきちんと示しやっているとと思っているところでございます。

決して初心を忘れていたものではなくて、そこはしっかりと町民、特に議会の皆さんと協議を進めながら町民に下ろしていくという形は、崩していないつもりで今いるところでございます。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

これは一番最初に新聞に載ったときですよ、うちの大勝の区長さんが、「何か決まったのか」、「何だよ区長会で話聞いてないのか」と、全く聞いてないと、新聞で初めて知ったと、そういう流れになるんですよ。

それともう一つ、8年前、竹田町長が誕生しました。

誕生したときに一生懸命応援した方々がたくさんいるわけですよ、町長を応援している方々が、そういう方々からも同じような意見をたくさん聞いているわけですよ。

町長の耳に入っていないのか、入っても聞いていないのかわからないけど、もし入ってなかったんだったらそういう対話はできる、例えばあのころ支えてくれた町民にそういう対話はないのか、これをね、町長の耳にあるのかないのかというのはかなり大きな問題であって、4年前に選挙もなくして今回も立候補する、町長の意思表示もしなきゃいけない、その判断も投票がないから判断もできないわけですよ。

それで気持ちを確かめるためにも、私の周りには一生懸命応援した方々からも、これは激励でもあるでしょうけど、多分お叱りでもあると思うんですよ、それについてひと言。

○竹田泰典町長

私、2期目は無投票でこの担当をさせていただいているんですけども、大変ありがたいと思っていますし、また、ちょっと議論する場がなかったのかなという反省もあるわけですけども、これは町民の考え方でしょうから、そこに踏み込むことは差し

控えたいと思っているんですけども、私は、町民が応援したからその人たちの意見を聞くとか、そういうものでなくて、町民全体、町政について話を聞きたいということであれば、いかなるところにも参加をして、考え方、それは説明をさせていただくという思いは常に持っています。

そして、まず一番私が続けてきたことは、町民と語る会というものをずっとこの7年間、8年間やってまいりました。

大変はじめのところはものすごく職員もたくさん、各課長伴って同行させてやっていたんですけども、コロナ禍という中でちょっと縮小しなければならないだろうということなんですけども、決して町民の意見を聞かないということでは、そういう姿勢にはなっていないことをご理解を賜りたいと思います。

ただ、応援したから話を聞くとか、そういうものは一切ございません。

そういう疑義があるのだったら町長室でもいつでも結構ですし、また呼ばれたら出前でも説明に伺いたいと思います。

これは町政を担う長として、しっかりそこらあたりは、今の行政のやり方というのは、町民に理解をして進めてまいりたいと思っているところでございます。

決して挑戦的な言葉ではなくて、私は、応援したから応援してないからというのは全く考えていませんので、龍郷町民は等しいという、平等でなければならないという考えのもとに進めていまして、そのことについては、応援したからという言葉はちょっと差し控えていただければと思います。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

今、ちょっと誤解をしているみたいですけど、応援してきた方の言うことを聞くんじゃないで、そういう近い人、身近な人からのそういう提言がなかったという話で、実際こうやってやっているわけじゃないですよ、それを誤解してもらったら困ります。

それが受け取り方の違い、何で私がこの話を先にしたかという、先ほどの副町長との認識が違っていたから、こういう前はこうだったんですよという例で出したわけです。

だから応援したからしていないからというのは全く論外ですから、それはその考えはなしにしてください。

これはちゃんと説明しときます。

そこは終わって、もう一回温泉に戻ります。

利用者の延べ人数、これ3万5,000とか、赤字を黒字になすためとかあります。

これですよ、延べ人数はそうなんですけど、実際何名が利用しているのか、これは龍郷校区の町民と語る会でもでした。

同じ人間の方が来てるな、年齢も15歳から65歳かな、それについても年配の方が多いと、そういうデータがあって、クロス分析ですよ、例えば男女の差、年の差、地域ごと、サウナ派なのか湯船派なのか、値上げに対してのそういう分析をするべきだと思うんですよ。

一つだけ聞きたいのは、はっきりさせておきたいのは、その延べ人数じゃなくて利用する個体数じゃない、個別数というか、同じ人が何回も利用している、そしたら町民全体で何パーセントが利用しているか、町民のためになるんだったら、何パーセント以上が町民が利用しているという理解をするのか、そこらへんについてお答えください。

○勝元 隆企画観光課長

まず1点目の利用者の延べ人数ではなくて、個体数で考えるべきじゃないかということでございますけども、現在のどうくさあや館の利用者の個体数については、いわゆる常連の方々という意味でいいんですよ。

きちっとした把握はしておりませんが、利用者数というのは、あくまでも総数でカウントするべきでございます、その分の方々から要するに利用料をもらうわけですので、新たなリピーターを増やしていくという努力が必要じゃないかと、このように思います。

2点目のクロス分析ですけども、いわゆる属性の分析ということだと思うんですけども、今回のアンケートにつきましては、年代別では分析できております。

各年代ともに全体の割合とほぼ同じでございます、年代別によって今回の結果が偏っているというようなことは思っておりません。

ただ、他の属性ごとに分析がやっぱり必要じゃないかというのであれば、現在どうくさあや館を利用している方々に調査することは可能ではないかと思うんですけども、ここはちょっと検討をしたいと思います。

今後の運営に参考になるのであれば検討していきたいと思います。

○3番（長谷場洋一郎議員）

今現在、どうくさあや館を利用している、お風呂を利用している人が、お風呂が魅力で来るのか、それともサウナを目的にして来るのか、そこらへんで全然違うわけですよ。

もう一つは、テニスをやった帰りに風呂を浴びていく、将棋、囲碁やったあとに風呂を浴びていく、奄美市から来る、奄美市から来た人が、そのついでにお風呂に入っていくんだけど、値上げした場合に来るのか来ないのか、そういうことを考慮しないでアバウトに人数が増える、何千人入ったら黒字になる、赤字を減らすという検討があるわけですよ。

広さは1.5倍ですよ、広さ、約1.5倍、1.5倍にするということは、全てのものが1.5倍、電熱料から人件費はそうでもないかもしれんけどそうなる、お湯を沸かさなくてすむといたしますけど、お湯の量も倍になるわけですよ。

吸い上げるポンプ代もずっと動いてなきゃいけない。

そういう細かい問題がでてきて、それでなおかつ赤字が縮小されるというのが、ちゃんとしたものがあれば町民も納得しやすいと思います。

私が地元で話したときに、駐車場が足りるのかという話がでたわけですよ。

今、昨日もグラウンドの話がでましたけど、これから多目的広場だけは変わるけど、陸上も野球もサッカーも同じところでやると。

そしてテニスもやると。

そうなった場合、今、サッカーやる父兄から聞いたけど、今でも駐車場は足りないという話をしているわけですよ。

そこで、例えば入浴する方が増えてその人は車で来ます。

物はできたけど駐車場もない、そういう総合的な考えですよ、それができているのかというのが疑問なんですよ。

だから、ひとつわかりやすく、駐車場というのは足りていると理解していますか。

足りると、でき上がったときに。

○久保岳大保健福祉課長

その点にお答えします。

今回の計画をするにあたって平面図を書いているわけですが、その中に駐車場も設けております。

その駐車場の台数が55台ぐらい設けて、足りるものと考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それはどうくさあや館、テニスコート、りゅうがく館、そこのエリアの中で、例えばサッカーに来る、テニスに来る、りゅうがく館に来る、お風呂に来る、それで足りるという目論見。

○久保岳大保健福祉課長

テニスであったりサッカーであったり野球であったり、りゅうがく館も使う方はいらっしゃると思いますけども、利用する方はクラブチームであったり趣味であったりとなっているかと思いますが、今のところは、55台はお風呂を使用する方が利用するのに優先的に使わせていただく計画をしております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

だからいろんな意見とか提案は出てくると思うわけですよ、そのところをもっと煮詰めて、造ったあとにもうちょっとこうすればよかったとかね、例えば広げるんじ

ゃなくて高さを伸ばすとか、そういう議論、討論をして、一番良いやつを造ってくれればと思っています。

まだいくつかありますが締めましょうね。

前から言ってますけど、執行部も議会も役場の職員も、全て町民の幸せを願う、この目指す方向は同じだと信じています。

また同じじゃないといけません。

あとは方法論です。

町民の思いです。

民意をくみ取り、より良い龍郷町をつくり上げることを目標に議論を尽くす、このことを期待したい、それが当たり前になってほしい、これを期待してこの質問は終わります。

○議長（平岡 馨議員）

暫時休憩します。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時03分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、長谷場議員の質問を再開したいと思います。

○3番（長谷場洋一郎議員）

では地域公社、これについて何点か伺います。

現在の人数は17名でしたかね、昨日答えておりますが、改正前、一緒になる前に各課にいたと思うんですけど、その合計数と昨日答えた17名との差は何名ぐらいですかね。

○迫地政明農林水産課長

昨年度までの、今、作業員の話だと思いますけれども、建設課が4名、農林水産課が3名、企画観光課1名、教育委員会2名、生活環境課2名ということで、合計12名おりました。

現在の作業員は、昨日も申し上げましたが10名となっております。

ただし、1名につきましてはもともと採用が決まっておりますが、予定となっております。7月1日から入社する予定となっております、合わせまして11名となります。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

いわゆる課別の作業範囲、例えば一緒になったからといってその作業がおろそか

になったりとか、そういうことはないですか。

○**迫地政明農林水産課長**

基本的には各課の公共施設の管理というのは、今までどおり管理主体は各課にございます。

そういった中で今、業務体制を見直して作業をやっているわけですが、業務に遅れが生じるというところがあれば、集中的に作業員を動員することも可能だと判断しております。

○**3番（長谷場洋一郎議員）**

それと予算、これ各課から、今、話したように、管理委託料をとって運営しているという理解でよろしいのか、それがずっとそのまま続いていくのか、来年も再来年も、そこはどうなんですか。

○**迫地政明農林水産課長**

当初予算につきましては、これまでどおりの各課からの管理費用というのを、今、委託費という形で公社が請けているところがございますけども、今後はやはりそういったものは効率的な運営ということを考えれば、当然集約していく、どちらの課になるかわかりませんが、そういったことも考えられると思います。

○**3番（長谷場洋一郎議員）**

今年5月に岡程進の関わりある方が東京から夫婦で訪れ、役場へも表敬訪問しています。

墓参りに行ったんですけど、すごく整備されていて、その方々はすごく感動していました。

また町誌にも載っていて、各集落の大勝集落の案内の看板にもでています。

観光客も訪れるわけですよ、だから訪れたときにそちらがきれいに管理されていればまた来ようかと思う、隠れたスポットになっているわけですよ、訪れる人間は少ないけど、だから、一緒になる前は教育委員会が管理していて、月2回、墓へ行く道は年1回毎年やったと、毎回やったと、だからきれいにやれたわけですよ。

それがおろそかになって、訪ねてくる人が安全に歩けないとかね、そういう管理も必要ですから、前の担当課ともちゃんとお話をして、間違いがないようにやってほしいと思います。

委託料で運営されている、私も複数回公社に行っ様子を見ています。

職員の態度は良くなっていると感じます。

町民のためという意識も芽生えているんじゃないかと思っているし、オレンジの服、あれも目立っていて、意識高揚に一役買っていると思います。

今日はお褒めの言葉です。

しっかりやっていると、まだまだ始まったばかりでね、将来に期待をしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

以上で長谷場洋一郎議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後0時09分

令和7年2回龍郷町議会定例会

第 3 日

令和 7 年 6 月 1 2 日

令和7年第2回龍郷町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年6月12日（木曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 承認第1号 龍郷町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 承認第2号 令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 承認第3号 令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 承認第4号 令和6年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 承認第5号 令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第29号 龍郷町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第30号 龍郷町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第31号 龍郷町農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 龍郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第33号 龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 令和7年度龍郷町防災行政無線整備工事請負契約の締結
- 日程第13 議案第35号 令和7年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）請負契約の締結
- 日程第14 議案第36号 財産の取得
- 日程第15 議案第37号 龍郷町辺地総合整備計画の変更
- 日程第16 議案第38号 龍郷町過疎地域持続的発展計画の変更
- 日程第17 議案第39号 令和7年度龍郷町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 令和7年度龍郷町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第41号 令和7年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第42号 龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 同意第1号 固定資産評価員の選任
- 日程第22 同意第2号 監査委員の選任

- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第25 委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	前島克幸	2番	得田要一
3番	長谷場洋一郎	4番	平岡馨
5番	久保誠	6番	隈元巳子
7番	圓山和昭	8番	伊集院巖
9番	徳永義郎	10番	前田豊成

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥 書記 岡江敏幸

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典	町民税務課長	大山輝史
副町長	則敏光	建設課長	勝林太郎
会計管理者	大司直美	農林水産課長	迫地政明
教育長	碓山和宏	生活環境課長	屋浩仁
総務課長	大司孝博	土地対策課長	里園一樹
企画観光課長	勝元隆	教育委員会事務局長	松尾昭宏
保健福祉課長	久保岳大	大島地区消防組合龍郷消防分署長	大司昭二
子ども子育て応援課長	加藤寛之	島育ち産業館長	村山健一郎

△ 開 議 午前10時00分

○議長（平岡 馨議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 諸般の報告

○議長（平岡 馨議員）

日程第1、諸般の報告を行ないます。

報告第1号、令和6年度龍郷町一般会計繰越明許費繰越計算書から報告第3号、専決処分の報告まで、報告3件が提出されております。

その内容は送付されました資料のとおりであります。

お目通しをお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第2 承認第1号 龍郷町税条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第2、承認第1号、専決処分、龍郷町税条例の一部を改正する条例の承認を求める件を議題とします。

本件について、趣旨説明をお願いします。

○竹田泰典町長

おはようございます。

承認第1号、龍郷町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、龍郷町税条例について、地方税法等の一部改正に伴い、本町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、軽自動車税の種別割の新区分の制定、大規模の修繕等が行なわれたマンションに対する固定資産税の軽減について、条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、承認くださいますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから承認第1号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

△ 日程第3 承認第2号 令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第9号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第3、承認第2号、専決処分、令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第9号）の承認を求める件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○竹田泰典町長

承認第2号についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第9号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

歳入の主な内容について申し上げますと、町税、地方交付税、各種交付金及び国県支出金等が確定したことなどにより、町税4,676万3,000円、地方交付税1億7,060万円、国庫支出金1,997万3,000円などを増額し、財政調整基金繰入金3億1,284万2,000円などの減額補正といたしたところでございます。

歳出については、事業費の確定、事務事業の節減等により民生費の障がい者福祉費1,966万4,000円、土木費の河川費557万円、教育費のりゅうゆう館管理運営費1,250万円など歳出のほとんどの科目において減額し、これらの歳入歳出を調整した結果、歳入に余剰がうまれましたので、各種特定目的基金積立金1億1,000万円を増額いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ1億7,184万5,000円を減額し、歳入歳出総額を74億2,456万3,000円にした次第でございます。

どうぞご審議のうえ、承認くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

歳入のほうの15ページです。

款16財産収入、目1不動産売払収入1,330万8,000円、この場所、どこの場所の土地か、それとあと面積と平米単価までお願いします。

○里園一樹土地対策課長

お答えいたします。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入1,330万8,000円の内訳ですが、大字浦前田の町有地外里道、水路の売払収入となります。

浦の町有地につきましては、鹿児島県農業共済組合へ事務所用地として774.6平米を譲渡しております。

譲渡単価は、1平方メートル当たり1万6,600円となっております。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（長谷場洋一郎議員）

16ページ、款18繰入金、項2の基金繰入金、こちらのほうの目の4、7、8、17、93、それぞれ5,600万円、3,800万円とかありますが、これはどういう事業に活用する

つもりなのかお聞かせください。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

16ページ、款18、項2、目4、教育施設整備基金の繰入金の4,180万円の内訳でございますが、公共施設等適正化管理推進事業債へ130万円、教員住宅龍南地区工事請負費へ2,000万円、りゅうゆう館屋根修繕費へ220万円、秋名小学校プール改修工事1,300万円、テニスコート人工芝改修工事3,300万円、赤徳小中学校屋内運動場改修工事1,660万円となっております。

○勝元 隆企画観光課長

ふるさと納税基金の繰入金でございますけれども、ご存じのようにふるさと納税というのは用途を決めていただくんですけれども、それに従いまして、今回は町制施行50周年事業の補助金、離島甲子園参加負担金、地域活力創出事業、出産祝い金、紬購入助成事業、全国少年少女サッカー大会補助金、図書購入費、備品購入費等に充当しています。

○迫地政明農林水産課長

同じく基金繰入金の目8農業用施設等整備及び維持補修準備基金繰入金の1,580万円の減額でございますけれども、これは二つありまして、一つは畜産振興費の修繕費、これは本茶牧場の修繕費を100万円組んでおりました。

それから、もう一つは、同じく畜産振興費で工事請負費、これは敷料生産施設、これに充当する予定でございましたけれども、辺地債これが充当されましたので、辺地債が1,480万ということで、先ほどの100万と合わせまして1,580万を減額したところでございます。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。
委員会の付託を省略します。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。
これから承認第2号、専決処分について承認を求める件を採決します。
この採決は起立によって行ないます。
本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。
したがって、承認第2号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

△ 日程第4 承認第3号 令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別 会計補正予算（第5号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第4、承認第3号、専決処分、令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の承認を求める件を議題とします。
本件について、趣旨説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました承認第3号、令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8億3,550万3,000円から歳入歳出それぞれ4,163万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9,387万円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税を841万2,000円増額、県支出金4,017万2,000円、繰入金1,050万2,000円をそれぞれ減額といたしたところでございます。

一方、歳出につきましては、保険給付費を4,151万円、保健事業費221万2,000円それぞれ減額計上したところでございます。

どうぞ承認くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

趣旨説明の中で保険給付費4,151万円、大きな額が減額になっておりますが、これは本当に良いことで、それだけ対象になる方が少なくなられたのか、それとも今、国民健康保険より厚生年金、社会保険の加入者が多くて、それで減っていつているのか、それとも本当に給付費が実際に減ってきたのかの説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

ただ今の質問にお答えします。

令和5年度の実績は5,230万円ほどでした。

今回の補正で5,570万円ほどになるんですけども、実際のところ年度当初、療養給付費等の請求が多かったものですから、担当として補正を増額していたところですが、今回年度末に実績が落ちまして、今回この3,800万円ほどの減額にしております。

○9番（徳永義郎議員）

それと併せて国民健康保険の場合は、40歳から入って支給は65歳になりますけども、医療費のほうはですね。

それと75歳、後期高齢者のほうに幾らかまわって、その減額の分も入っているのかどうか説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

ただ今の質問にお答えします。

令和5年5月末現在の国保の加入者が1,500名ほどでした。

令和6年度と同じ5月の国保加入者が1,508名でした。

なのでそう変わっておりませんので、その影響はあまりないものと思っております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから承認第3号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

△ 日程第5 承認第4号 令和6年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算（第3号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第5、承認第4号、専決処分、令和6年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の承認を求める件を議題とします。

本件について、趣旨説明をお願いします。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました承認第4号、令和6年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額2億375万8,000円から歳入歳出それぞれ505万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,870万5,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料42万7,000円、繰入金462万8,000円をそれぞれ減額計上したところでございます。

一方、歳出の主な内容としましては、被保険者保険料納付金27万2,000円追加し、療養給付費負担金484万9,000円を減額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、承認くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

1点、5ページの歳入、特別徴収保険料が635万円の減額で、普通徴収保険料のほうは592万3,000円の増額になっているんですが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○久保岳大保健福祉課長

ただ今の質問にお答えします。

実際のところ令和5年度の特別徴収保険料は、3,200万円ほどでした。

普通徴収保険料のほうは、同じく2,200万円ほどでした。

昨年度より上がっておりますが、現年分に関しましては徴収率が上がったと聞いております。

現年分じゃないですね、すみません、普通徴収保険料に関しては徴収率が上がったと。

特別徴収保険料に関しましては、亡くなられた方とかいらっしゃって、ちょっと下がったと聞いております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

ちょっと額が大きいものですから、それ以外にも何か要因があるのではないのかなと思つての質問だったんですが、特にそれ以上の説明がなければそれでいいんですが。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行いません。

討論ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから承認第4号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行いません。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

△ 日程第6 承認第5号 令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正
予算（第4号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第6、承認第5号、専決処分、令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の承認を求める件を議題とします。

本件について、趣旨説明をお願いします。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました承認第5号、令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額7億8,671万6,000円から歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,504万8,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料を333万4,000円追加し、繰入金を500万1,000円減額いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、総務費121万4,000円、保険給付費（介護サービス費）2,284万4,000円、地域支援事業費541万2,000円をそれぞれ減額し、基金積立金を2,880万2,000円追加計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、承認くださいますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから承認第5号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、承認第5号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

△ 日程第7 議案第29号 龍郷町税条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第7、議案第29号、龍郷町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第29号、龍郷町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、龍郷町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、公示送達の方法の追加、町民税の所得控除及び申告、加熱式たばこの課税標準の制定等に係る条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

2、3点質問したいと思いますが、この条例の1ページ目、中段にありますけれども、特定親族という言葉が出てきておりますが、この特定親族の定義についての説明と、その所得の金額の説明までお願いしたいと思います。

そして関連して、税ということで、今現在行なっております全棟調査進捗状況まで

お願いいたします。

○大山輝史町民税務課長

特定親族とはということについてお答えいたします。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の人をいいます。

このたび特定親族特別控除の創設に伴い、これまでの扶養控除に加え、特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除が受けられるということになります。

よろしく申し上げます。

それと全棟調査も、全棟調査の進捗ということですが、秋名集落のほうから始めまして、今、浦集落のほうまで現地調査のほうが進んでおります。

現地調査のほうで、浦集落は今、調査中ですが、進捗といたしましては50%程度だと思っております。

よろしく申し上げます。

○7番（圓山和昭議員）

19歳から23歳、大体大学生の扶養控除額の拡大という解釈で、簡単に言うとそういう形でよろしいですか。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第29号、龍郷町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第 8 議案第30号 龍郷町立学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第 8、議案第30号、龍郷町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第30号、龍郷町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町内に設置している龍南中学校、龍北中学校、赤徳中学校を、令和9年4月1日より統合しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

龍郷町の中学校の形が変わるという、大きな節目のこれは議案になると思うんですが、令和9年の4月、約2年後にこれを施行するとあります。

約2年、前倒してのこの条例の改正というには、これからいろいろな動きがどんどん加速していくものだろうと予測はされるんですが、今後のスケジュール等含めて、今回のこの改正、この時期の改正になっているというところの理由を、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○碓山和宏教育長

中学校の統合問題については、町民と語る会の中でも詳しく説明をしてきたつもり

です。

確かに地域の文化の拠点、そしてまた精神の拠り所である中学校がなくなるということは、大変寂しいことだろうと思います。

しかし、我々としては今いる子どもたち、そしてこれから学校に行く子どもたちの将来を考えたときには、一つにしたほうがより良い教育環境がつかれるだろう、そういうことでの思いで踏み込んだわけです。

今後のスケジュールということですが、この議案がとおりますと、遅くとも7月あたりには、龍郷町中学校統合準備委員会（仮称）ですが、立ち上げて、メンバーとしては三つの中学校の校長、それに教育委員、また入れる方がいればまた入れていきますが、それをトップにして、その下にいくつかの部会をつくるつもりです。

というのは、統合までにいろんなことが出てきます。

一つは、三つの中学校の良さを取り入れた教育課程、どのような学校にしていくかということ、それからPTAの組織、どんな組織にしていくか、それから備品が各学校ありますけども、その備品をどうするかというようなことも各部会の中で話をする予定です。

そのあとすぐ学校の名前、校名を募集をかけます。

町内でいいんじゃないかなと思うんですが、それが決まらないと校歌ができないので、全く効果がありませんので、まずはそういった段取りでやっていくつもりです。

それから、それに付随して校章もできます。

校章をどうするか、校訓をどうするか、いろんなのが出てきますので、それぞれの部会のほうでこれから取り組んでいく予定です。

このスケジュールとか内容については、ホームページのほうでもお知らせをする予定です。

令和9年の4月には、できるだけ3中学校の良さを取り入れ、世界に拓く「龍風の丘」から世界に羽ばたく龍郷の子どもたちの学舎として、船出をさせたいと思っていますところですが。

よろしく申し上げます。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

準備委員会の設立のためにも今回のこの改正という理解でよろしいですね。

あともう一点なんですが、ここに住所もあります。

仮称龍郷第一中学校の住所、この住所から見ますと、現在のこの龍南中学校の住所になっていると思うんですが、龍南中学校の場所で統合という、そういう認識でよろしいでしょうか。

○碓山和宏教育長

はい、龍南中学校の校舎に移るということになります。

その理由としては、各学年2学級ずつの校舎の造りになっていますし、移しても新しく校舎を建てたりとか、増築をすることがないと思っていますので、一番良い形で龍南中学校への統合ですし、私の大好きなキャッチフレーズが、「世界に拓く「龍風の丘」！」ということですので、子どもたちを世界に羽ばたかせたいと思っているところです。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第30号、龍郷町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案の

とおり可決されました。

△ 日程第9 議案第31号 龍郷町農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第9、議案第31号、龍郷町農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第31号、龍郷町農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、浦農産物集出荷施設の所在地が、国土調査以前の住所のままとなっていることから、所在地について条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第31号、龍郷町農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第32号 龍郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第10、議案第32号、龍郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第32号、龍郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、特定公共賃貸住宅の入居者が死亡又は退去した場合に、同居していた者が引き続き入居を希望する場合の地位の承継に係る条文を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

この中身を見ますと、町長の承認を得なければならないとなっておりますが、これまでは自動的にそのままお住まいになられていたのか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

今回ののは、特定公共賃貸住宅の入居者が、死亡とか退去された場合の地位の承継、入居者の変更の条項でございますけれども、これまでは規則の中で異動届け、転居と

かあった場合には町民税務課で異動の届けをしますけれども、それをもって異動の手続きをやっておりましたけれども、この条文がなかったものですから、今回新たにこの条文を追加したと。

運用としましては、その地位の承継の手続きは、これまでは異動届けでやっていたものを、今回は新たにこの条文を追加したというところでございます。

○7番（圓山和昭議員）

今のに関連しますけれども、どういう言い方がわかりませんが、一般の町営住宅のも同様の措置をとられているのでしょうか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします

建設課が管理する公営住宅には、公営住宅と今回のこの特定公共賃貸住宅の二つがあります。

一般の今、議員がおっしゃる公営住宅につきましても、公営住宅の管理条例のほうでこの条文は既にあるまして、今回特公賃の中にはこれがなかったものですから、今回議案として出させていただいたというところでは。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第32号、龍郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第33号 龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第11、議案第33号、龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第33号、龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、生涯学習センターにて管理している陶芸小屋の使用料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第33号、龍郷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第34号 令和7年度龍郷町防災行政無線整備工事請負契約の締結

○議長（平岡 馨議員）

日程第12、議案第34号、令和7年度龍郷町防災行政無線整備工事請負契約の締結を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第34号、令和7年度龍郷町防災行政無線整備工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、昨年、一昨年に引き続き、中勝、下戸口、中戸口、上戸口、手広、赤尾木、芦徳の7集落において、既存のデジタル同報系防災行政無線システムを經由して、集落放送等を聴取可能とするなど、防災無線の強靱化を図るものでございます。

本工事につきましては、既存のデジタル同報系防災無線システムの設置者で、保守管理の委託先でもあり、昨年度も受注した、株式会社奄美通信システム代表取締役、椋山廣市氏と、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約による工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○3番（長谷場洋一郎議員）

確認をさせてください。

大勝、川内まで終わっていると思うんですけど、今まで終わった区域で新しい家が建ったときのそれらへの周知は町のほうからいくのか、それとも個別にこちらのほうに申請するのの一つ、あと、企業への設置はするのかやらないのか、例えば九電であったりビックツーであったり、そういう企業に設置はやっているのかどうか。

もう一つは、この屋内のやつができたときに、外部スピーカーがあると思うんですけど、それも兼用するのかそれは取り外すのか、この3点についてお聞かせください。

○大司孝博総務課長

今のご質問にお答えいたします。

新築住宅についての申請につきましては、こっちで転入届があった際に、町民税務課のほうからおつなぎするケースもありますし、あと、それで漏れた方については個別の申請となっております。

2点目の企業への設置につきましては、今、資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

3点目の屋外スピーカーの関係だと思うんですが、屋外スピーカーにつきましても、この屋外拡声子局とか簡易拡声子局とかの整備も今回の事業で実施してまいりますので、ご理解ください。

○3番（長谷場洋一郎議員）

屋外スピーカーは撤去するのかわらないのか、併用するのかわかりませんか。

○大司孝博総務課長

併用となっております。

○10番（前田豊成議員）

今はやりの随契になっておりますが、コメじゃありませんが、この業者ですよ、もう流れはわかります。

奄美通信システムの長年の付き合いの中で、一番安くすむだろうという流れはわかりますけど、島内にこういう業者は何社ぐらいあるかわかりませんか。

○大司孝博総務課長

お答えいたします。

私が知っている範囲では、この奄美通信だけかと思っております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第34号、令和7年度龍郷町防災行政無線整備工事請負契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第35号 令和7年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸） 請負契約の締結

○議長（平岡 馨議員）

日程第13、議案第35号、令和7年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）請負契約の締結を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第35号、令和7年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、玉里地区護岸施設の延命化対策として、既設前面に新規矢板を新設し、護岸本来の防護機能を維持し、同地区の保全を図る目的で、令和3年度から実施している工事でございます。

施工箇所は、龍郷漁港瀬留地区から九州電力龍郷発電所側への工事で、施工延長27メートル、鋼矢板30枚、根固石532立方メートル等を整備いたします。

令和7年5月30日指名競争入札の結果、村上建設株式会社代表取締役、村上誠氏に落札決定しましたので、その工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○10番（前田豊成議員）

この説明資料に前は指名業者が全部載っていて金額まであったと思うんですけど、指名業者がこっちに入っていないので、次回からお願いできますか。

○勝 林太郎建設課長

失礼いたしました。

前回はこの資料のほうにございましたけれども、今回はないということですので、今回は載せたいと思いますが、今回は4社の入札によりまして、5月30日に入札をしたところでございます。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

4社での入札ということで、落札率は何パーセントだったでしょうか。

○勝 林太郎建設課長

落札率は91%最低制限価格での落札となっております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第35号、令和7年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）請負契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第36号 財産の取得

○議長（平岡 馨議員）

日程第14、議案第36号、財産の取得を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第36号、財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、龍郷町島育ち産業館の加工設備が老朽化したことにより、町内の農作物等

を利用した加工品の開発、製造に支障をきたしていることから、加工設備の取得を行なうものでございます。

取得を行なう加工設備は、高速食品脱水機、食品うらごし機、食品かくはん機、エア一式半自動打栓機、冷凍ショーケース、冷蔵ショーケース、液体・粘体充填機です。

令和7年5月29日の見積徴収の結果、ホシザキ南九株式会社奄美営業所長、徳永友和氏に契約者を決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び龍郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、龍郷町島育ち産業館加工設備購入取得について、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

加工施設のこれは機材だと思うんですけども、これは稼働率がどれぐらいなのか、この加工施設の、それとそれぞれの耐用年数がわかれば、機械の。

○村山健一郎島育ち産業館長

ただ今の質問にお答えいたします。

稼働率ですが、現在の稼働率というか、機材の令和6年度の使用状況について、今現在ある機械ごとに数字がありますのでお答えいたします。

真空包装機が27名、乾燥庫が2名、冷蔵設備が8名、冷凍設備が2名、しぼり機が2名となっております。

これとはまた別で、年間を通しまして合計237日ですが、二つのグループの生産組合の方が全ての機材のほうを稼働していますので、ほぼ機材の稼働率としては、ほぼ毎日開館時には稼働している計算となります。

各機械の耐用年数ですが、それぞれ各食品製造機に関しましては、10年という形で耐用年数のほうはうたわれております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（前田豊成議員）

毎日私も目の前にいますので、毎日休館日以外は稼働しているのはわかっております。

良いことなんですけど、この機械は固定式なのか、そして取り外しも自由にできる

のかというのは、その本体自体がだいぶ古いじゃないですか、その島育ち館自体の建て替えも議題に再三あがる中で、この2,000万円の機械を入れる、それはまた新しくできた場合に取り外しができて稼働することが可能なかどうか、聞きたいと思っています。

○村山健一郎島育ち産業館長

ただ今のご質問に対してお答えいたします。

今回の設備購入に関しましては、議員のご指摘のとおり、島育ち館の再整備計画等もございまして、それに配慮いたしまして、全て可動式、移設が可能な機械での購入となっております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

加工設備はわかりますが、私もこの中で二つほどわからないものがありますので、説明をお願いしたいと思います。

それとどういうものに使われていくのか、一つ目は、エア一式半自動打栓機、これの使用目的と、どういうものに使われていくのか。

一つは、液体・粘体充填機、これは初めて聞くので、どういうふうに使われていくのか、ほかのは大体見たら私たちもわかりますが、二つ説明をよろしくお願いします。

○村山健一郎島育ち産業館長

ただ今のご説明に対してお答えいたします。

まず1点、エア一式半自動打栓機ですが、これはビン、いわゆるこちらのほうで生産しますジュース類、液体類のビンの王冠であつたりとか、そういう部分を封するための打栓機なんですけど、こちらのほうが以前の足踏み式で非常に老朽化してしまっていて、ただ今故障しております。

それを今、手で行なっているものすから、ビンのほうを割れたりとか、そういう実は不具合が起こっております。

しかも作業効率が落ちるといことで、この打栓機のほう、エアの力で女性あるいは高齢者でも安全に打栓ができる形、それから今回のものは今後のビンの需要の少なくなってくるの見越しまして、ペットボトルにも対応する形のものを今回は導入させていただく形となっております。

続きまして、液体・粘体充填機ですが、液体は先ほど言いましたジュースなどを定量できちんと入れられるもの、これが液体の部分になりますが、それと併せまして、ゼリーやジャム、この手の粘体のものであるというのは、非常に定量を量って入れるのが非常に難しいんですが、今回のこの液体・粘体の充填機を入れることで、通常は液体し

かできなかったんですが、粘体、いわゆるやわらかいジャムとか、そういうペースト状のものも充填できる形として、機械のほうの購入をさせていただくこととなっております。

以上です。

○10番（前田豊成議員）

せっかく館長がお見えなので、個別に金額までお願いします。

○村山健一郎島育ち産業館長

お答えします。

これ個別の金額ですが、一式で全て入札しています。

全ての一式で、今回金額のほうは2,013万円となっております。

一式2,013万円です。

個別の金額でなくて全てまとめてになっていますので、個別に関してはまた明細のほうで、金額はちょっとまだこちらのほうで今は不明となっております。

合計して一括契約で2,013万円となっております。

○議長（平岡 馨議員）

よろしいでしょうか。

○7番（圓山和昭議員）

今回これは提案理由にもありますけれども、老朽化したことによるということですので、基本的にはこの製造機械の入れ替えにはなると思うんですが、今あるものの入れ替えだけなのか、もしくは利用者の皆様の声やニーズに併せて、新たに導入した設備もあるのか、というところの答弁をお願いします。

○村山健一郎島育ち産業館長

お答えします。

今回の設備の調達に関しましては、利用者グループの方に聞き取りを行ないまして、今現在稼働できない機械の入れ替えとなっておりますので、新規で購入する新しい機械ではなくて、既存の機械に一部機能を追加したものは当然ございますが、新しい最新式になりますので、基本的には全て機材の更新となっております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

せっかくですので、私で最後だと思うんですが、この財産取得については問題ないんですけども、先ほどの稼働率、木曜日のほうが休館日ですよ、休館日にはその加工施設は使用されていないということを聞いたんですが、これからはずっとそういう考えでいかれるのか。

○村山健一郎島育ち産業館長

ただ今ご指摘のありました件に関しましては、まだ要望等をこちらのほうで聞き取りをしながら、検討事項とさせていただきたいと思っております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第36号、財産の取得は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第37号 龍郷町辺地総合整備計画の変更

○議長（平岡 馨議員）

日程第15、議案第37号、龍郷町辺地総合整備計画の変更を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第37号、龍郷町辺地総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、龍郷町辺地総合整備計画の実施にあたり、龍郷町多世代交流センター整備事業の追加など変更が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○3番（長谷場洋一郎議員）

昨日、一昨日と一般質問で温泉現状の議題がでていますが、これを見ましたら、龍郷町多世代交流センター整備事業、令和7年度の計画、実績、令和8年度計画、実績、令和9年度計画、実績と、実績は消していますね。

これをもって議会の承認をとったということになるのか。

例えば、まだ議論が尽くされていないと思っていますので、次の議会にも温泉掘削の件に関しては議論したいわけですよ。

これが全て承認されたという認識で今、議決をとるのか、それについてお答えください。

○勝元 隆企画観光課長

この辺地計画につきましては、変更が生じた際に毎回ローリングするものでございまして、随時変更が可能でございます。

今回、実績とまた計画が上がってきたので、この変更と追加をしたということでございますけれども、今年度の予算につきましては、3月議会で承認をいただいておりますので、これは決定ということになりますけれども、令和8年度、9年度の予算につきましては、来年、再来年の一般会計予算の議決をもって承認という形になりますので、そういった形で我々は考えているんですけども、これは捉え方だと思うんですけど、そういったことでございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

多分これは議事録にも残ると思いますけど、今言ったように、今年度は予算通過しましたけど、来年度以降にもこれから温泉源の活用の重大さというか、活用できるかということをもた論議していきたいと思いますので、了解しました。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

先に反対意見のほうから討論をお願いします。

○9番（徳永義郎議員）

町の借金が8億円を超えております。

私は前から議会でも、できるだけだったら予算よりも下げたほうがいいたろうという目標をもって、それは一概に下げることだけが大事ではないと思います。

使い方によっては増えることも大事だろうと思いますが、その中で、さっきも3月議会で説明されたと聞きましたが、私は中身もまだ4月にならないとわからないということで、わからない状態での承諾だったので、そこは理解していただきたいかなと思っております。

その中で、そのときも福祉風呂の計画があり、全員協議会で皆さんに説明されたとありますが、同僚議員より、温泉施設は温泉で、福祉風呂してもそういうのはデイサービスで行くから利用はないですと言われたから今度家族風呂に変わった経緯もあります、その中でですね。

その中で、私はもっと中身をしっかり精査しないと、なかなかこれ許可していいのかどうかわかりません。

風呂は温泉としては皆さんだいぶ好きだろうと思います。

どの方もですね。

ですけどもう一度しっかりしないと私はおかしいかなと思います。

また、温泉ありきでこっちきてるのと、私はどうくさあや館主体でやっていくのがすごく大事ななと思って、最初から新築したほうがいいかなという話はずっとしとったはずなんですけども、どうくさあや館は町民や社会福祉の中心になっていくことだと思います。

指定管理で現在町の社会福祉協議会が運営を担っています。

自治体ができないことは民間事業としてやりますが、自立できない場合は、社会福祉協議会がその一端を担ってこれからもやっていくだろうと私自身思っております。

将来的には地域包括支援センターなども一緒になりながら、この龍郷町の福祉にかかわっていく大事なことだろうと思います。

その中で、私の一般質問の中でいろいろ質問しましたが、その中でも龍瀬保育所の一時預かりやどうくさあや館のキッズスペースなど、子育て支援をしたいと回答がなされています。

ただ私も聞きましたが、土日、祭日開放の質問に対して、検討しますとありましたが、私のところにも早速地域の方々の意見があり、土日祭日を利用できないと子育ての意味がないのではないかという意見も多く寄せられております。

その中で、どうくさあや館で温泉の利用の際、無料送迎など多くの町民が利用できる仕組みづくりに対応に関して、町長の語ろう会や町当局の答弁として、町内バス料金が200円なのでそれを利用してほしいという意見がありましたが、これも同じ同僚議員から、集落によっては、バス停からだいぶ遠くて、夏場に温泉に入っても、バス停から下りたときに家に帰ると汗をたくさんかき、また冬場であれば凍えて風邪を引く場合もあります。

そういう対応もとられていない中で、これは進めていくのは時期尚早かなと思っております。

いろんなことを解決しなければなりません。

やりながら解決していくことも大事ですけども、やる前にしっかり解決してから進まないで、あとでいろんな問題が出てくるだろうと私は心配しております。

私は、再度立ち止まり、再検討することも大事ではないかと思ひましてこの意見を出しております。

よろしく願いいたします。

○議長（平岡 馨議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（圓山和昭議員）

賛成の立場で討論させていただきます。

徳永議員の意見は十分尊重できるものではございますが、まずはこの辺地計画の変

更ということ、まず3月議会においては、地質調査と実施設計における2,800万円の議決もされております。

これからのどういうものにしていくか、そしてまた実施設計が今年度ありますので、福祉風呂、家族風呂、そういうのが必要かどうかというところの先ほど話もありましたけれども、そういったところのまた議論も今年度いたしながらやっていくものと思っております。

まずもってこの辺地計画、辺地債を活用していくためには、充当率100%の交付税への見返りが80%あるものですから、こういった有利な起債、有利な財源を活用するためにも、今回のこの計画の変更については、賛成をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立多数です。

したがって、議案第37号、龍郷町辺地総合整備計画の変更は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第38号 龍郷町過疎地域持続的発展計画の変更

○議長（平岡 馨議員）

日程第16、議案第38号、龍郷町過疎地域持続的発展計画の変更を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第38号、龍郷町過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、龍郷町過疎地域持続的発展計画の実施にあたり、防災安全社会資本整備総合交付金舗装補修事業（戸口田雲線）の追加など、変更が生じたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第38号、龍郷町過疎地域持続的発展計画の変更は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第39号 令和7年度龍郷町一般会計補正予算（第1号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第17、議案第39号、令和7年度龍郷町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第39号、令和7年度龍郷町一般会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,173万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億6,204万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、国庫補助金2,960万円、町債9,750万円などの増額となっております。

一方、歳出においては、総務費の防災対策費7,100万円、農業振興費2,602万8,000円、りゅうゆう館管理運営費の工事請負費5,000万円などを増額し、さらに現時点で予算の増減が必要な経費を調整し補正予算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

17ページ、款6の農林水産業費の目の4、農業振興費、備品購入費2,600万円が計上されておりますが、何を購入されるのか。

そして、財源構成の中で、国庫支出金で1,300万円、その他、これは多分農業用施設整備基金からの繰入れによる財源だと思うんですが、この機械のこういった機械で、この基金の残高を教えてください。

○迫地政明農林水産課長

款、農林水産業費の項1農業費、目の4農業振興費の節17備品購入費2,600万円でございますが、これはフレコン堆肥の散布機でございます、これにつきましては、以前、大勝のさとうきび生産組合が、平成24年度に県の地域振興事業を活用しまして購入して今、散布を行なっております。

昨年度より公社が作業を引き継ぎまして堆肥散布を行なっておりますけれども、機械が老朽化しております、著しく修繕費もかかっているところです。

そういうところが判明しまして、急遽国庫補助事業の要望を行なったところ、今回採択の目途がたったということで予算措置してございます。

国庫補助金は1,300万円、先ほど言いましたとおり、補助事業、国庫事業でござい

ますが、産地パワーアップ事業という事業が該当しております。

それから、その他のほうにつきましては、これは基金繰入金準備基金を充当しております。

基金残高のほうについては、すみません、会計課長のほうからお願いしたいと思っております。

以上です。

○大司直美会計管理者

お答えいたします。

農業用施設等の整備及び維持補修準備基金の残高でございますが、一番新しいもので5月30日現在になります。

残高のほうが1億349万9,043円となります。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（長谷場洋一郎議員）

10ページ、総務管理費の目25まち・ひと・しごと、こちらの1報酬、会計年度任用職員の報酬がありますが、これについてお答えください。

次に11ページの節の18負担金補助金、移住企業就業支援交付金とありますが、この具体的な内容と、見通しと実績、その下の戦略プロジェクト推進費の17備品購入費21万円、これが何かについてお答えください。

○松尾昭宏教育委員会事務局長

お答えいたします。

10ページ、款2、項1、目25まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費のうちの報償費、会計年度任用職員の報償でございますが、教育委員会事務局のほうから、ICT支援員というものを募集をしたいということでお話を通したところ、他市町村でも学校関係にかかる支援員として活躍しているものが多数事例ございましたので、本町におきましてもぜひ支援員を配置して、学校関係のICTの担当をしていただきたいという思いで今回提案させていただいております。

以上です。

○勝元 隆企画観光課長

同じく節の18負担金補助及び交付金の680万円でございますけども、これは県の事業でございます、移住企業就業支援交付金という制度でございます。

東京23区から県内に移住をする方に対しての支援金でございますけれども、これは2人以上の世帯が1件当たり100万円、単身世帯が60万円という形になっております。

実績でございますけども、昨年度1件ずつございました。

それで今回当初予算にちょっとまだ見通しがつかなかったものですから、今回補正のほうで計上させていただきました。

続きまして、目36の戦略プロジェクト推進費の17節、備品購入費の21万円でございますけども、これは荒波食堂にプロジェクターが設置されていたんですけども、これが故障しまして、修理するとなると相当な額がかかるものですから、代わりにテレビモニターを設置するという金額が21万円かかるということでございます。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

22ページです。

非常備消防費、款9の消防費の中の目1の非常備消防費、これはおそらく消防団の予算だろうと思いますが、その中の節の17の備品購入費です。

これから大きな災害もあって消防団もいろんな備品とか購入も必要だろうと思いますが、どういうものを購入されていかれるのか、わかれば説明をお願いしたいと思います。

○大司昭二大島地区消防組合龍郷消防分署長

お答えします。

これは現在ですけど、救急車の中に配備してあった自動心臓マッサージ機といわれている機械なんですけど、単品で300万円ちょっとします。

これが壊れてしましまして、それを今、代用品をお借りしているんですけど、それを新たに更新するための予算です。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

14ページです。

款3民生費、目2へき地保育所の節の10需用費の400万円の修繕料がでているんですけど、これについて説明をお願いします。

○加藤寛之子ども子育て応援課長

款3民生費、項2児童福祉費、目2へき地保育所費の節10の需用費の中の修繕料ですけども、これは令和6年度に完成しました龍瀬保育所なんですけど、実際龍瀬保育所、新しいのを造った中で、旧保育所をそのまま撤去してとか、あとそのフェンスと

かもやっっていく予定でした。

旧龍瀬へき地保育所が今後どうくさあや館のリノベーションに伴って、社会福祉協議会のほうに貸すということで、その撤去部分とか、あとフェンス部分とか今、残している部分があります。

どうしても駐車場が足りないということで、いけば北側になりますかね、瀬留集落側のフェンスの撤去、あと少し新築した部分の危ないところのフェンスはやったんですけども、それに伴って残っている部分があるので、今回この修繕で、フェンスの撤去と、新しくフェンスを取り替え作業を行なう予定です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

12ページ、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費の裁判所予納金100万円についておきますので、この裁判所予納金についての説明と、16ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4の保健福祉センターの運営事業費、これの財源構成がされております。

歳入を見ますと、新しい地方経済、生活環境創生交付金とありますけども、これがいわゆる今回の保健福祉センターの大規模改修にかかる国の補助金、これがおいてくるというところで、その財源構成という理解でいいのかどうか、その2点をお聞きします。

○大山輝史町民税務課長

款2、項2、目2、節11役務費、裁判所予納金とはについてお答えいたします。

今回補正をお願いする予納金は、裁判所に支払う費用となりますが、死亡者課税解消のための相続財産管理人選任申し立てに伴う費用となります。

具体的には相続財産管理人の報酬や手続きに必要な経費を補うための預け金となります。

以上です。

よろしく申し上げます。

○勝元 隆企画観光課長

16ページの4目、保健福祉センター運営事業費の1,150万円の財源構成ということでございますけども、議員お見込みのとおりでございます。

7ページのほうに歳入のほうで5目に総務費国庫補助金がございますして、33節、新しい地方経済・生活環境創生交付金の1,150万円がここに充当されるということでございます。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第39号、令和7年度龍郷町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第40号 令和7年度龍郷町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第18、議案第40号、令和7年度龍郷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○議長（平岡 馨議員）

ただ今議題となりました議案第40号、令和7年度龍郷町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的支出の予定額を補正するものでございます。

主な内容は、収益的収入においては、一般会計補助金など営業外収益を36万8,000円、収益的支出においては、人事異動等による人件費など営業費用を93万1,000円、水道事業債償還に伴う企業債利息の営業外費用を10万2,000円増額し、資本的支出については、補償工事による建設改良費800万円、起債借入による企業債償還金83万4,000円を増額計上いたしたところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第40号、令和7年度龍郷町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第41号 令和7年度龍郷町下水道事業会計補正予算
（第1号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第19、議案第41号、令和7年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第41号、令和7年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

主な内容は、収益的収入においては一般会計補助金を1,181万2,000円増額し、収益的支出については下水道事業債繰上償還に伴う企業債利息の営業外費用を1万3,000円増額いたしました。

また、資本的支出においては、下水道事業債繰上償還に伴う企業債元金の1,180万円を増額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第41号、令和7年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第42号 龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第20、議案第42号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案の理由を求めます。

○議長（平岡 馨議員）

ただ今議題となりました議案第42号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、物価の変動等を鑑みて基準額が改定されることから、選挙長、投票管理者等の報酬の金額等を定める本条例について、所要の改正を行なうものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。
したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。
委員会付託を省略します。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。
これから議案第42号を採決します。
この採決は起立によって行ないます。
議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。
したがって、議案第42号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
先ほどの承認第4号について、町民税務課長より答弁がございます。

○大山輝史町民税務課長

先ほど承認第4号、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料と普通徴収保険料のこの補正の額はについて答弁します。

これは当初予算作成時に後期高齢者医療広域連合より納付金の通知がきますので、その当初予算を作成する際、特徴の人数、普徴の人数、額等を勘案して、当初予算を作成しているところでありますが、今回この補正がマイナス600万円とプラス500万円

と600万円前後の増額と減額になっておりますけど、これは毎月の広域連合よりの通知を積み上げて、実際1年間でこの分の増減があったということになります。

なので特別何か理由があってということは町民税務課のほうも把握しておりませんが、今後予算の建て方についてももう少し精査していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（平岡 馨議員）

次に、議案第34号について総務課長より答弁がございます。

○大司孝博総務課長

議案第34号の長谷場議員からのご質問で、企業への防災行政無線の戸別受信機の設置はについてお答えいたします。

すみません、在庫はあるということで、企業や事業所から設置希望の要望等がある場合には、個別に対応するという事ですので、そういった企業がある場合には、こちらからそのように委託業者に設置依頼をいたしますので、また総務課のほうに申請していただければ対応いたします。

△ 日程第21 同意第1号 固定資産評価員の選任

○議長（平岡 馨議員）

日程第21、同意第1号、固定資産評価員の選任を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

○議長（平岡 馨議員）

ただ今議題となりました同意第1号、固定資産評価員の選任の同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行なう価格の決定を補助する必要があることから、町民税務課長、大山輝史氏を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

同意第1号は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価員の選任の同意を求める件は、同意することに決定しました。

△ 日程第22 同意第2号 監査委員の選任

○議長（平岡 馨議員）

日程第22、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました同意第2号、監査委員の選任の同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本町監査委員であります源元淳也氏の任期が6月15日をもって満了しますが、引き続き同氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

源元淳也氏は、永年民間の会計・税理士事務所勤務の経験を生かし、現在は、本町

において事務所を経営しながら監査をするうえでの税務・会計等の知識にも精通しておられます。

また、九州地区町村監査委員協議会会長など要職を歴任され、人格が高潔で豊かな識見を有していることから、本町の監査委員として最適任者であると確信しているところでございます。

どうぞご審議のうえ、同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、無記名投票で行ないます。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（平岡 馨議員）

ただ今の出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に前島克幸議員及び得田要一議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

[投票用紙配付]

○議長（平岡 馨議員）

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

投票箱の点検をお願いします。

[投票箱点検]

○議長（平岡 馨議員）

投票箱異状なしと認めます。

ただ今から投票を行ないます。

1番議員から順番に投票を行ないます。

[投票]

○議長（平岡 馨議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行ないます。

前島克幸議員及び得田要一議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（平岡 馨議員）

開票の結果を報告します。

投票総数9票。

有効投票数9票。

無効投票数0票。

有効投票数のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員です。

したがって、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意するこ

とに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開場]

△ 日程第23 議員派遣の件

○議長（平岡 馨議員）

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第24 委員会の閉会中の所管事務調査の件

△ 日程第25 委員会の閉会中の所管事務調査の件

△ 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（平岡 馨議員）

日程第24、委員会の閉会中の所管事務調査の件から、日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を一括議題とします。

お諮りします。

日程第24及び日程第25の2件は、総務厚生常任委員長から、日程第26は議会運営委員長から、目下各委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第24から日程第26の3件につきまして、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回龍郷町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 平 岡 馨

龍郷町議会議員 前 島 克 幸

龍郷町議会議員 得 田 要 一